

# 有 価 証 券 報 告 書

2 0 1 8 年 度

（ 第95期      自 2018年4月1日      事業年度分 ）  
                  至 2019年3月31日

東 北 電 力 株 式 会 社

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

第95期（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）

---

# 有 価 証 券 報 告 書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、2019年6月26日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した確認書・内部統制報告書を末尾に綴じ込んでおります。

東 北 電 力 株 式 会 社

# 目 次

頁

## 第95期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2 【事業等のリスク】	12
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
4 【経営上の重要な契約等】	19
5 【研究開発活動】	20
第3 【設備の状況】	21
1 【設備投資等の概要】	21
2 【主要な設備の状況】	22
3 【設備の新設、除却等の計画】	25
第4 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【自己株式の取得等の状況】	35
3 【配当政策】	36
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	37
第5 【経理の状況】	54
1 【連結財務諸表等】	55
2 【財務諸表等】	104
第6 【提出会社の株式事務の概要】	131
第7 【提出会社の参考情報】	132
1 【提出会社の親会社等の情報】	132
2 【その他の参考情報】	132
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	133

監査報告書

確認書

内部統制報告書

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月26日

【事業年度】 第95期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 東北電力株式会社

【英訳名】 Tohoku Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 取締役社長 社長執行役員 原 田 宏 哉

【本店の所在の場所】 仙台市青葉区本町一丁目7番1号

【電話番号】 022(225)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 ビジネスサポート本部 経理部 決算課長 阿 部 元 光

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号(丸の内トラストタワー本館)  
東北電力株式会社 東京支社

【電話番号】 03(3231)3501(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支社 業務課長 梶 谷 俊

【縦覧に供する場所】 東北電力株式会社 青森支店  
(青森市港町二丁目12番19号)  
東北電力株式会社 岩手支店  
(盛岡市紺屋町1番25号)  
東北電力株式会社 秋田支店  
(秋田市山王五丁目15番6号)  
東北電力株式会社 山形支店  
(山形市本町二丁目1番9号)  
東北電力株式会社 福島支店  
(福島市栄町7番21号)  
東北電力株式会社 新潟支店  
(新潟市中央区上大川前通五番町84番地)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	2,182,075	2,095,587	1,949,584	2,071,380	2,244,314
経常利益 (百万円)	116,646	152,616	104,704	88,433	65,743
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	76,493	97,325	69,931	47,216	46,483
包括利益 (百万円)	96,055	43,811	87,391	65,052	55,763
純資産額 (百万円)	651,216	684,393	755,624	798,705	833,711
総資産額 (百万円)	4,131,217	4,152,436	4,145,928	4,222,163	4,258,633
1株当たり純資産額 (円)	1,206.38	1,261.40	1,392.24	1,463.42	1,526.66
1株当たり 当期純利益金額 (円)	153.35	195.01	140.10	94.61	93.12
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	153.11	191.46	132.86	89.60	87.61
自己資本比率 (%)	14.6	15.2	16.8	17.3	17.9
自己資本利益率 (%)	13.6	15.8	10.6	6.6	6.2
株価収益率 (倍)	8.91	7.45	10.76	15.02	15.16
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	374,212	371,873	278,147	324,019	262,804
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△247,732	△250,521	△256,341	△273,915	△250,570
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△211,278	△104,131	△55,925	△36,280	△69,307
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	244,570	262,476	228,262	242,171	184,942
従業員数 (人)	24,536	24,285	24,771	25,058	25,032

(注) 売上高には、消費税等は含まない。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	1,951,651	1,868,862	1,738,662	1,869,361	2,025,559
経常利益 (百万円)	89,208	119,924	80,483	67,551	46,821
当期純利益 (百万円)	62,462	79,946	59,910	41,820	40,320
資本金 (百万円)	251,441	251,441	251,441	251,441	251,441
発行済株式総数 (千株)	502,883	502,883	502,883	502,883	502,883
純資産額 (百万円)	500,398	565,770	613,847	636,845	654,178
総資産額 (百万円)	3,850,311	3,841,884	3,838,843	3,906,474	3,923,541
1株当たり純資産額 (円)	1,001.48	1,131.98	1,228.47	1,274.13	1,308.32
1株当たり配当額 (円)	15.00	25.00	35.00	40.00	40.00
(うち1株当たり 中間配当額)	(5.00)	(10.00)	(15.00)	(20.00)	(20.00)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	125.22	160.19	120.02	83.80	80.77
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	125.02	157.26	113.79	79.33	75.97
自己資本比率 (%)	13.0	14.7	16.0	16.3	16.6
自己資本利益率 (%)	13.3	15.0	10.2	6.7	6.3
株価収益率 (倍)	10.91	9.07	12.56	16.96	17.48
配当性向 (%)	12.0	15.6	29.2	47.7	49.5
従業員数 (人)	12,359	12,311	12,748	12,839	12,678
株主総利回り (%)	129.8	140.2	148.8	144.4	147.3
(比較指標：配当込み TOPIX)	(130.7)	(116.5)	(133.7)	(154.9)	(147.1)
最高株価 (円)	1,518	1,909	1,563	1,678	1,569
最低株価 (円)	912	1,329	1,191	1,293	1,318

(注) 1 売上高には、消費税等は含まない。

2 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

## 2 【沿革】

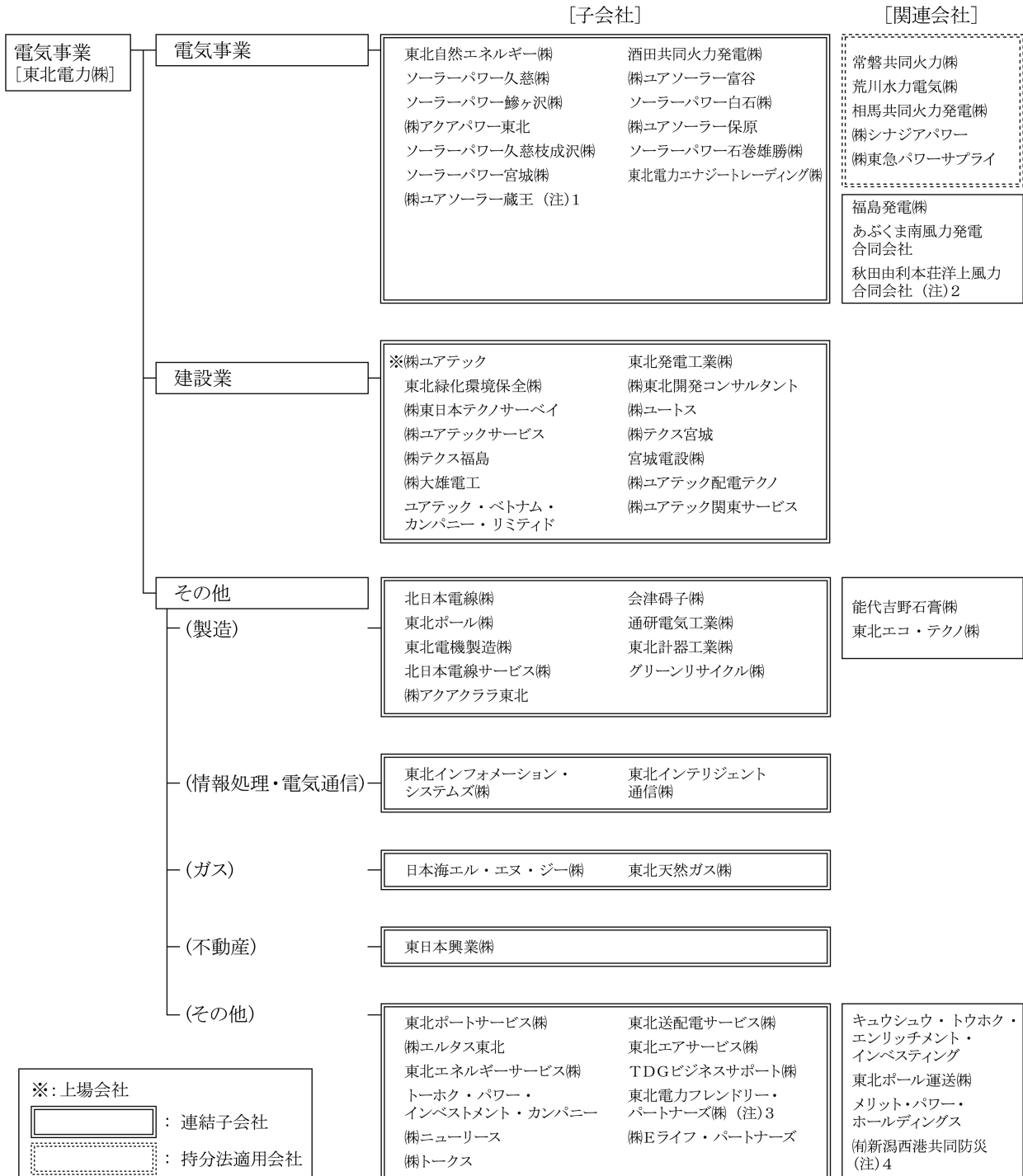
- 1951年5月 東北配電株式会社及び日本発送電株式会社から設備の出資及び譲渡をうけ、東北電力株式会社を設立。東北6県並びに新潟県を供給区域とし、発送配電の一貫経営を行う。
- 1951年10月 東京証券取引所市場第一部に上場。
- 1956年3月 水力発電による電気の卸供給を行う東星興業株式会社(現東北自然エネルギー株式会社)の株式を取得(1957年6月全株式を取得)。
- 1959年2月 発電設備の建設、改良、補修工事を行う東北発電工事株式会社(現東北発電工業株式会社)を設立。
- 1961年10月 大阪証券取引所市場第一部に上場(2013年7月現物市場統合に伴い、大阪証券取引所市場第一部は東京証券取引所市場第一部に統合)。
- 1973年4月 火力発電による電気の卸供給を行う酒田共同火力発電株式会社を設立(1987年7月全株式を取得)。
- 1978年8月 液化天然ガスの購入、受入、気化、販売及び配送を行う日本海エル・エヌ・ジー株式会社を設立。
- 1980年4月 新潟共同火力発電株式会社を吸収合併。
- 1992年7月 仙台市泉区の泉中央地区で熱供給事業を開始。
- 1998年12月 企業グループの情報処理事業及び電気通信事業を統轄する株式会社コアネット東北を設立。
- 2000年4月 第三者割当増資を引受け、株式会社ユアテックを子会社化。
- 2003年10月 増資新株式を引受け、東北水力地熱株式会社(現東北自然エネルギー株式会社)を子会社化(2014年5月株式取得により完全子会社化)。
- 2004年3月 株式交換により、東北インテリジェント通信株式会社を完全子会社化。
- 2005年4月 株式会社コアネット東北を吸収合併。
- 2015年10月 関東圏において電力小売事業を行う株式会社シナジアパワーを東京瓦斯株式会社と共同出資により設立。

### 3 【事業の内容】

当社企業グループは、当社、子会社52社及び関連会社14社の計67社（2019年3月31日現在）で構成されている。

当社は企業グループの中心として電気事業を営んでおり、主に東北6県及び新潟県に電気を供給することを主たる事業としている。

当社及び関係会社を事業系統図に示すと、以下のとおりである。なお、次の事業区分は、「第5 経理の状況 1 (1)連結財務諸表 注記」に掲げるセグメント情報の区分と同一である。



- (注) 1 ㈱ユアソーラー蔵王は、当社連結子会社の㈱ユアテックが発行済株式の全てを新たに取得したため、2019年1月1日付で新たに企業グループに加えた。
- 2 秋田由利本荘洋上風力合同会社は、2019年3月25日付で同社議決権比率の16.6%を保有し、影響力基準に該当することから、新たに企業グループに加えた。
- 3 東北電力フレンドリー・パートナーズ㈱は、2018年7月2日に設立されたことから、新たに企業グループに加えた。
- 4 (有)新潟西港共同防災は、2018年4月1日付で株式を追加取得し、同社株式の21.4%を保有したことから、新たに企業グループに加えた。



#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	役員の 兼任等	関係内容
酒田共同火力発電株式会社 (注) 1	山形県 酒田市	25,500	電気事業	100.0	兼任 2名 転籍 4名	火力発電による電気の 供給
東北自然エネルギー 株式会社	仙台市 青葉区	5,270	電気事業	100.0 (3.9)	兼任 2名 出向 1名 転籍 10名	再生可能エネルギー発 電による電気の供給、 地熱蒸気の供給
東北電力エナジートレーデ ィング株式会社	東京都 千代田区	495	電気事業	100.0	出向 1名	電力と燃料のトレーデ ィング業務の受託
ソーラーパワー宮城 株式会社	仙台市 青葉区	190	電気事業	100.0 (100.0)	転籍 2名	再生可能エネルギー発 電による電気の供給
株式会社ユアソーラー富谷	宮城県 富谷市	100	電気事業	95.0 (95.0)	出向 1名	再生可能エネルギー発 電による電気の供給
ソーラーパワー鱒ヶ沢 株式会社	青森県 鱒ヶ沢町	45	電気事業	100.0 (100.0)	転籍 2名	再生可能エネルギー発 電による電気の供給
ソーラーパワー白石 株式会社	宮城県 白石市	37	電気事業	100.0 (100.0)	転籍 2名	再生可能エネルギー発 電による電気の供給
株式会社ユアソーラー保原	福島県 伊達市	35	電気事業	100.0 (100.0)	出向 1名	再生可能エネルギー発 電による電気の供給
ソーラーパワー久慈 株式会社	岩手県 久慈市	34	電気事業	100.0 (100.0)	転籍 2名	再生可能エネルギー発 電による電気の供給
ソーラーパワー久慈枝成沢 株式会社	岩手県 久慈市	25	電気事業	100.0 (100.0)	転籍 2名	再生可能エネルギー発 電による電気の供給
ソーラーパワー石巻雄勝 株式会社	宮城県 石巻市	19	電気事業	100.0 (100.0)	転籍 2名	再生可能エネルギー発 電による電気の供給
株式会社ユアソーラー蔵王	宮城県 蔵王町	10	電気事業	100.0 (100.0)	出向 1名	再生可能エネルギー発 電による電気の供給
株式会社アクアパワー東北	仙台市 青葉区	8	電気事業	80.0 (80.0)	出向 1名 転籍 1名	再生可能エネルギー発 電による電気の供給
株式会社ユアテック (注) 2、3	仙台市 宮城野区	7,803	建設業	42.4 (0.6)	兼任 2名 転籍 4名	設備の建設・維持・補 修・管理
東北発電工業株式会社	仙台市 青葉区	1,000	建設業	100.0	兼任 3名 転籍 10名	設備の建設・維持・補 修・管理
株式会社 東北開発コンサルタント	仙台市 青葉区	68	建設業	88.6 (25.8)	兼任 1名 転籍 4名	土木・建築の設計・調 査業務の受託
東北緑化環境保全株式会社	仙台市 青葉区	50	建設業	100.0 (70.0)	兼任 1名 転籍 7名	発電所等の環境調査・ 測定分析、構内緑化維 持管理業務の受託
株式会社 東日本テクノサーベイ	仙台市 泉区	10	建設業	100.0 (50.0)	出向 1名 転籍 1名	構造物の計測・診断・ 解析業務の受託
東北ポール株式会社	仙台市 青葉区	236	その他 (製造)	89.3 (21.9)	兼任 1名 転籍 5名	ポール・パイル・コン クリート製品の納入
東北電機製造株式会社 (注) 3	宮城県 多賀城市	180	その他 (製造)	50.0	兼任 1名 転籍 4名	柱上変圧器・配電機器 の納入

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	役員の 兼任等	関係内容
北日本電線株式会社	仙台市 太白区	135	その他 (製造)	60.8	兼任 1名 転籍 4名	電線類の納入
通研電気工業株式会社	仙台市 泉区	100	その他 (製造)	92.0	兼任 1名 転籍 6名	電気通信機器・電子応 用機器の納入・保守
東北計器工業株式会社	宮城県 大和町	90	その他 (製造)	80.0 (11.1)	兼任 1名 転籍 5名	電力量計の納入・修 理・点検
会津碍子株式会社	福島県 会津若松市	40	その他 (製造)	95.3	兼任 2名 出向 1名 転籍 1名	碍子の納入
東北インテリジェント通信 株式会社	仙台市 青葉区	10,000	その他 (情報処理・電 気通信)	100.0	兼任 2名 転籍 6名	専用線サービスの提供
東北インフォメーション・ システムズ株式会社	仙台市 青葉区	96	その他 (情報処理・電 気通信)	100.0	兼任 2名 転籍 8名	情報システム・情報ネ ットワークのコンサル ティング・開発・運用、 情報機器・ソフトウェ アの販売・保守・賃貸 借
日本海エル・エヌ・ジー 株式会社 (注) 3	新潟県 聖籠町	12,000	その他 (ガス)	42.3	転籍 4名	液化天然ガス気化業務 の受託
東北天然ガス株式会社	仙台市 青葉区	300	その他 (ガス)	55.0	兼任 1名 転籍 4名	—
東日本興業株式会社	仙台市 青葉区	1,000	その他 (不動産)	100.0	兼任 2名 転籍 7名	不動産の賃貸、備品・ 車輛等のリース
トーホク・パワー・インベ ストメント・カンパニー	オランダ アムステル ダム	63,759 千ユーロ	その他 (金融業)	100.0	—	—
T D G ビジネスサポート 株式会社	仙台市 青葉区	1,500	その他 (金融業)	100.0	出向 2名 転籍 3名	資金の借入、経理業務 等の受託
東北エネルギーサービス 株式会社	仙台市 青葉区	745	その他 (E S C O)	100.0	出向 2名 転籍 2名	—
株式会社エルタス東北	仙台市 青葉区	450	その他 (サービス)	100.0 (5.6)	兼任 1名 転籍 5名	宿舎・宿泊施設の建 設・修繕・賃貸・管理 運營業務の受託
東北送配電サービス 株式会社	仙台市 青葉区	40	その他 (サービス)	100.0	兼任 2名 転籍 7名	配電設備の設計・保守 管理、営業窓口関連業 務の受託、用地の取 得・管理業務の受託
東北電力フレンドリー・ パートナーズ株式会社	仙台市 青葉区	35	その他 (サービス)	100.0	兼任 1名 出向 1名 転籍 1名	オフィスサポート業務 の受託
東北エアサービス株式会社	宮城県 岩沼市	250	その他 (運輸)	100.0	兼任 1名 転籍 4名	ヘリコプターによる送 電線巡視・点検業務の 受託、資機材の物資輸 送
東北ポートサービス 株式会社	仙台市 青葉区	60	その他 (運輸)	57.1	兼任 1名 転籍 5名	燃料の荷受、貯蔵管理 業務の受託
その他 15社						

## (2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	役員の 兼任等	関係内容
相馬共同火力発電株式会社	福島県 相馬市	112,800	電気事業	50.0	転籍 3名	火力発電による電気の供給
常磐共同火力株式会社	東京都 千代田区	56,000	電気事業	49.1	兼任 2名 転籍 2名	火力発電による電気の供給
株式会社 東急パワーサプライ	東京都 世田谷区	2,350	電気事業	33.3	—	—
株式会社 シナジアパワー	東京都 台東区	495	電気事業	50.0	出向 1名	—
荒川水力電気株式会社	仙台市 青葉区	350	電気事業	50.0	転籍 2名	水力発電による電気の供給

- (注) 1 特定子会社に該当する。  
2 有価証券報告書を提出している。  
3 持分は100分の50以下であるが、実質的に支配しているため子会社としたものである。  
4 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数である。  
5 関係会社は、いずれも売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が、それぞれ100分の10以下であるため、主要な損益情報等の記載を省略している。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
電気事業	12,956
建設業	6,676
その他	5,400
合計	25,032

(注) 従業員数は、就業人員である。

## (2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
12,678	43.0	20.1	7,569,085

セグメントの名称	従業員数(人)
電気事業	12,666
その他	12
合計	12,678

- (注) 1 従業員数は、就業人員である。  
2 平均年間給与(税込)は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

## (3) 労働組合の状況

特記事項なし。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下に記載の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社が判断したものである。

電力小売市場における競争の激化や技術革新によるビジネスモデルの変化などに伴い、当社を取り巻く経営環境は厳しさを増している。当社は、このような環境変化を成長に向けた機会ととらえ、新しいサービスや付加価値をお客さまに提供するなど、これまで以上にお客さまにお選びいただくための取り組みを進めていく必要がある。

また、2018年9月に発生した北海道胆振東部地震による大規模停電などを契機として、電力の安定供給や電力設備の強靭化（レジリエンス強化）の重要性があらためて認識されているとともに、より競争力のある設備形成が必要となっている。

このようななか、2019年度は、本年4月より東北電力グループスローガンとして設定した「より、そう、ちから。」のもと、より一層の競争力強化や強固な経営基盤の確立に向けて、企業グループが一丸となって以下の各施策に注力していく。

#### <利益創出力の徹底強化>

東北6県及び新潟県における電力販売については、お客さまのメリットにつながる新料金プランや新サービスの開発・提案などの販売施策を推進し、家庭用・法人用分野の双方において、引き続き、価格・非価格両面から販売力・競争力のさらなる強化をはかっていく。特に、家庭用分野では、くらしのトータルサービス「より、そう、ちから。+ONe」など、新しいサービスを展開していくとともに、法人分野では、石油・ガスから電気への熱源転換の提案などを通じて、省エネやコスト低減につながる提案活動を展開していく。

これまでの供給エリアを越えた電力販売については、株式会社シナジアパワーを通じて、関東圏の高圧・特別高圧のお客さまへの積極的な提案活動を展開するとともに、株式会社東急パワーサプライへの卸供給などにより、小売・卸売両面からさらなる販売拡大に取り組んでいく。また、東北電力エナジートレーディング株式会社による積極的な卸電力市場取引を通じて、収益力のさらなる強化をはかっていく。

発電事業については、能代火力発電所3号機（60万キロワット）の運転開始時期の前倒しや上越火力発電所1号機（57.2万キロワット）の着実な開発のほか、設備の経年化が進む秋田火力発電所2号機（35万キロワット）の長期計画停止や秋田火力発電所3号機（35万キロワット）の廃止などにより、電源のさらなる競争力向上に向けた取り組みを進めていく。

当社は、こうした取り組みを進めるとともに、発電部門と販売部門を一体的に運用し、環境変化に柔軟かつ迅速に対応することにより総合力を発揮し、さらなる競争力強化と利益の拡大を目指していく。

原子力発電については、安定供給、経済効率性、環境適合の観点から重要なベースロード電源であり、再稼働により火力燃料費の低減効果が期待できることなどから、引き続き、新規規制基準への適合性ととどまらず、より高いレベルの安全確保に向けて、安全対策工事を着実に進めていく。また、原子力発電所の再稼働には、地域のみなさまのご理解が何より重要であることから、社員一人ひとりがコミュニケーション活動にしっかりと取り組むことで、地域のみなさまとの信頼関係の構築に努めていく。

#### <生産性・効率性のさらなる向上>

コスト削減・効率化については、経営効率化推進会議のもと、これまでも全社をあげて取り組んでいるが、さらなる競争力強化に向けて、仕様・工法の見直しや競争発注の拡大に向けた取り組みを一層追求していく。さらに、最先端デジタル技術による火力発電所の運用効率向上や「スマートグラスシステム」を活用した変電所の運転・保守業務の品質向上・効率化など、IoT・AI・ビッグデータ・ドローンなどの新たな技術の採用によるコスト削減・効率化に向けた取り組みを進めていく。

働き方改革については、社長を委員長とする「働き方改革推進委員会」を中心に、「みな、おす、ちから。」のスローガンのもと、全社一体となって取り組みを推進し、従業員の意識改革や生産性のさらなる向上をはかっていく。具体的には、在宅勤務制度やフレックスタイム制度の活用などにより、より働きがいのある、働きやすい環境を整備することで、ワーク・ライフ・バランスの実現をはかるとともに、ロボティック・プロセス・オートメーション（RPA）やAIの活用による大量・定型業務の自動化などを通じ、業務の削減・効率化と業務品質の向上を進めてい

く。当社は、このような取り組みにより、従業員一人ひとりがイキイキと働く元気な会社を実現し、お客さまや地域のみなさまに信頼され選ばれる会社を目指していく。

#### <新たな事業機会への挑戦>

再生可能エネルギーについては、当社企業グループが責任ある事業主体となるべく、風力発電を主軸に、太陽光や水力、地熱、バイオマスなどの全般において、これまで培ってきたノウハウを活用しながら新たな開発や事業参画に取り組むことにより、東北6県及び新潟県を中心に200万キロワットの開発を目指していく。

ガス事業については、石巻ガス株式会社との電力・ガス販売の業務提携をはじめとした地域の都市ガス事業者との連携強化などを通じて、重油などから環境負荷の低い天然ガスへの燃料転換や電力・ガスの最適な組み合わせによるトータルエネルギーソリューションなど、お客さまニーズにより沿う取り組みのさらなる充実をはかっていく。

新規事業や新規サービスの創出などについては、デジタルトランスフォーメーション（IoTやAIなどのデジタル技術の活用による企業変革）の進展を踏まえ、デジタルイノベーションの取り組みを推進していく。具体的には、地域に分散して存在するエネルギーリソースを遠隔制御し集約することで、あたかも一つの発電所のように機能させる「バーチャルパワープラント（VPP）」技術活用による仙台市、郡山市及び新潟市などとの地域防災力強化・環境負荷低減に向けた取り組みや、電気自動車の蓄電池を電力需給バランスの調整機能として活用する「V2G実証プロジェクト」などの取り組みを進めている。

また、こうした新たな事業機会を追求するための専門組織を設置し、体制面の強化をはかることで、将来の事業領域の拡大につながる新たなビジネスモデルの構築に向けて積極的に取り組んでいく。

#### <法的分離に向けた取り組み>

当社は、2020年4月に予定されている送配電部門の法的分離に向け、一般送配電事業を分社化し、事業持株会社（東北電力株式会社）のもとに、100%子会社である送配電会社を配置する体制へ移行することとしている。また、円滑な分社化に向け、2019年4月に、分割準備会社として「東北電力ネットワーク株式会社」を設立し、事業承継に関わる吸収分割契約を締結している。

法的分離にあたっては、事業持株会社において、発電及び販売部門の経営資源を一体的に活用し、総合力を発揮していくとともに、事業持株会社と送配電会社それぞれの事業において、機動的な意思決定のもと、自律性向上と価値創造力の強化をはかっていく。

引き続き、「東北電力ネットワーク株式会社」の社名に込めた「お客さまとの絆、地域とのつながりを大事にする」という思いのもと、分社化に向けた準備を着実に進めるとともに、グループシナジーの発揮によるグループ全体の企業価値向上やグループガバナンスの充実など、グループ経営の強化に努めていく。

#### <電力設備の強靱化に向けた取り組み>

災害に強い電力供給体制を構築するための対策や停電の早期復旧に向けた取り組みなどを議論することを目的として設置された国の「電力レジリエンスワーキンググループ」において、2018年11月、電力設備の強靱化に向けた対策に関する中間とりまとめが行われた。

当社は、新技術の採用による設備点検の効率化などを進めるとともに、中間とりまとめにおいて示された各種対策なども踏まえながら、大規模停電を回避する設備形成や維持運用、停電が起きた場合の迅速な復旧などについて、各部門が連携し、安定供給の確保に万全を期していく。

#### <地域の復興・発展への貢献>

東日本大震災の被災地では、再生に向けた街づくりが進むなか、当社は、引き続き、被災地の地元電力会社として、地域の活性化を積極的に支援するとともに、電力の安定供給を通じた復興支援に努めていく。また、福島県内においては、一時帰宅や帰還に向けて、電力設備の改修や維持管理にもしっかりと取り組んでいく。

加えて、今後とも、それぞれの地域がおかれた状況やニーズの違いを踏まえながら、将来の成長・発展に資するプロジェクトなどを積極的に支援していく。

こうした各施策の推進により、当社は、東北電力グループ中期経営方針に掲げた電気事業、海外事業、ガス事業の3つの分野における以下の目標及び「2020年度までに自己資本比率（連結決算ベース）25%以上（将来的には30%）」とする財務目標の達成を目指していく。

		2015年度実績	2020年度	2030年度
電気事業	販売電力量 (域外・卸売を含んだ増分)	参考：域内販売電力量 751億kWh	+35億kWh	+150億kWh
海外事業	海外発電事業持分出力	20万kW	60万kW	120万kW
ガス事業	販売ガス量	34万t	45万t	60万t

当社は、経営理念である「地域社会との共栄」、「創造的経営の推進」のもと、経営環境の変化に適切に対応しながら、地域とともに成長してきた。

当社を取り巻く環境はさらに大きく変化していくが、この環境変化をチャンスと前向きにとらえ、東北電力グループスローガン「より、そう、ちから。」のもと、企業グループが一体となって変革を加速し、これまで以上にお客さまに「より浴う」、地域に「寄り添う」取り組みを積極的に推進することにより、企業価値向上をはかりながら、みなさまのご期待にしっかりとお応えしていく。



## 2 【事業等のリスク】

当社企業グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があるリスクには、主に以下のものがある。企業グループでは、これらのリスクを認識したうえで、リスクの低減に努めるとともに、発生した場合は、的確な対応に努めていく。

なお、以下に記載の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社が判断したものであり、今後のエネルギー政策の変更や電力システム改革などの影響を受ける可能性がある。

### (1) 原子力発電を取り巻く制度変更等による影響

当社は、安全確保を大前提に原子力を一定程度活用していくことが重要と考えており、新規制基準への適合に加え、さらなる安全性向上に向けて自主的な対策を進めるなどの取り組みを行っている。

ただし、原子力発電を取り巻く環境が厳しさを増している中、今後の政策・規制変更等により、原子力発電所の停止が長期化するなど安定運転に影響を与える場合、火力燃料費の増加等により、企業グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

### (2) 電気事業を取り巻く制度変更等による影響

ベースロード市場の創設による新市場取引の導入などの電力システム改革の進展、エネルギー基本計画に基づく政策の動向、それによる電気事業者及び他エネルギー事業者との競争の進展などにより、企業グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

### (3) 原子力のバックエンド事業コストの変動による影響

原子力のバックエンド事業は、超長期の事業で不確実性を伴うが、国による制度措置等により事業者のリスクが軽減されている。

ただし、国の政策変更や、関連する制度措置の見直し、将来費用の見積額の変動、再処理施設の稼働状況により、費用負担が増加するなど、企業グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

### (4) 経済状況、天候状況並びに東日本大震災などによる販売電力量の変動による影響

電気事業における販売電力量は、景気動向や気温の変動、さらには省エネルギーの進展などによって変動することから、企業グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地域は大きな被害に見舞われた。震災後8年を経てもなお、被災地の復興は途上であり、電力需要について、震災前の水準への回復が遅れる可能性がある。

なお、年間の降雨降雪量により、豊水の場合は、燃料費の低下要因、渇水の場合は、燃料費の増加要因となるが、「渇水準備引当金制度」により一定の調整が図られるため、業績への影響は限定的と考えられる。

### (5) 燃料価格の変動による影響

電気事業における火力発電燃料費は、石炭、LNG、重・原油などのC I F 価格及び為替レートの変動により、影響を受けるため、当社は、バランスのとれた電源構成を目指すことなどによって燃料価格変動リスクの分散に努めている。

電気事業には、燃料価格及び為替レートの変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」が適用されるが、燃料価格などが著しく変動した場合には、企業グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(6) 自然災害及び操業トラブルの発生による影響

企業グループは、お客さまに高品質な電力を安定的に供給するため、設備の点検・修繕を計画的に実施し、設備の信頼性向上に努めているが、地震・津波や台風等の自然災害、事故やテロ等不法行為などにより、大規模な停電が発生し、設備の損傷や電源の長期停止などに至った場合は、企業グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(7) 金利の変動による影響

今後の市場金利の動向及び格付の変更により、企業グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。ただし、有利子負債残高の多くは固定金利で調達した社債や長期借入金であることなどから、市場金利の変動による影響は限定的と考えられる。

(8) 情報流出による影響

企業グループは、大量の個人情報や設備情報など重要な情報を保有している。重要な情報の適切な取扱いを図るため、基準等の整備や従業員に対する教育啓発、委託先管理の徹底等、情報セキュリティ対策の強化を図っているが、重要な情報の流出により問題が発生した場合は、企業グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(9) 電気事業以外の事業による影響

企業グループは、エネルギー分野では、電気事業を中核に、省エネルギー対策を中心とする付加価値提案型事業（ESCO事業）やガス事業との連携を強化している。また、情報通信事業などのエネルギー分野以外では、選択と集中を徹底しながら、収益性を重視した自立性の高い事業展開を推進している。これら事業の業績は、他事業者との競合状況、ガスシステム改革の進展など、事業環境の変化により影響を受けることがあることから、電気事業以外の事業の業績により、企業グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

(10) 企業倫理に反した行為による影響

企業グループは、企業倫理・法令遵守が全ての事業活動の前提になるとの考えのもと、企業倫理・法令遵守の体制を構築し、定着に向けて取り組んでいるが、法令違反等の企業倫理に反した行為が発生した場合、企業グループに対する社会的信用が低下し、企業グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。



### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下に記載の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社が判断したものである。

#### (1) 業績の状況

##### <当社を取り巻く経営環境>

2018年度は、電力システム改革に伴う各種市場整備やエネルギー業界における大手企業の業務提携に進展がみられた。また、電力及びガスの小売全面自由化による競争の激化や再生可能エネルギー導入拡大の継続などにより、当社においては、これまでの供給エリアにおける販売電力量の減少や火力発電の稼働率低下など、需給構造に顕著な変化がみられた。さらに、2020年4月には、送配電部門の法的分離（別会社化）という大きな転換点を迎える。

東北地域においては、東日本大震災から8年が経過し、復興道路などのインフラ面の整備や住まいの再建・街づくりなど、復旧・復興の動きが進む一方、被災地における水産加工業などの業績回復の伸び悩みや、根強く残る風評被害に加え、特に福島県内では住民の方々の帰還が緒に就いたばかりであり、復興は未だ道半ばと言わざるを得ない状況である。

このようななか、当社は、コーポレートスローガン「より、そう、ちから。」のもと、これまで以上にお客さまや地域のみなさまのご期待にお応えしつつ、地域とともに持続的に成長していくため、様々な施策を展開してきた。

##### <収益力拡大と徹底した効率化>

東北6県及び新潟県における電力販売については、小売全面自由化を機に、高圧以上の法人分野における競争がさらに激化しており、他の事業者へ契約を切り替えるお客さまが増加している状況にある。このようななか、当社は、価格競争力を強化するとともに、お客さまの電気使用状況に合わせた最適な料金プランやエネルギーソリューションの提案の充実などに取り組んできた。

具体的には、家庭用分野では、これまでの電気料金プランや会員制Webサービス「よりそうeねっと」の充実に加え、お客さまの暮らしをサポートする「マカブウコンシェルジュ」などをプラスしたくらしのトータルサービス「より、そう、ちから。+ONe」を展開し、電気にとどまらない様々な分野のサービスを順次開始している。また、法人分野では、高圧のお客さまを対象に、IoTやAIの活用により最適な電気の使い方を支援する当社独自のエネルギーマネジメントシステム「エグゼムズ（e x EMS）」の本格サービスを開始している。

これまでの供給エリアを越えた電力販売については、「首都圏でも東北電力！よりそう、でんき ずっとつながるキャンペーン」の実施などにより、首都圏向け電気料金プラン「よりそう、でんき」の加入拡大をはかるとともに、株式会社シナジアパワーを通じた販売や株式会社東急パワーサプライへの卸供給などにより、積極的な販売活動を展開してきた。

こうした収益力拡大に向けた取り組みに加え、社長を議長とする経営効率化推進会議のもと、資材・役務に関する調達価格低減に向けた設計・仕様の見直しや競争発注拡大などの調達改革の推進や、新技術の採用などにより、構造的なコスト低減をはかるなど、徹底した効率化に継続して取り組んできた。

##### <最適な設備形成と再生可能エネルギー導入拡大に向けた取り組み>

火力発電については、原子力発電所が停止しているなか、供給力の中心として安定運用に努めるとともに、高い経済性と環境負荷低減を両立した電源構成の実現に向けた取り組みを進めてきた。具体的には、能代火力発電所3号機の建設工事や上越火力発電所1号機の建設計画を着実に推進するとともに、経年化した火力発電所の休廃止を段階的に進めてきた。

水力発電については、経年化が進行した発電所の大規模改修工事を進め、水資源の有効活用をはかりつつ、効率的な運用に努めてきた。

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーについては、環境面やエネルギー安全保障の面から重要な電源であり、当社はこれまでも、グループ企業と連携しながら開発に取り組んできたが、引き続き、拡大に向け検討を進めていく。

また、急増する再生可能エネルギーの当社送電線への接続申し込みについては、受け入れに容量面の制約があることから、広域的な需給調整や送電網の整備計画の策定などを行う電力広域的運営推進機関と連携のうえ、送電網の整備・拡充や工事費の低減、既存の送電線の利用効率向上に向けた取り組みなどを行ってきた。

送配電については、日々の設備巡視・点検や保修工事などの的確なメンテナンスにより安定供給に努めるとともに、新技術の採用などにより、一層の効率化を推進してきた。

#### <原子力発電所の安全性向上に向けた取り組み>

原子力発電については、新規制基準への適合性審査への対応してきた。女川原子力発電所2号機については、原子力規制委員会から、基準地震動、基準津波に対して「概ね妥当な検討がなされている」との評価を受けた以降、2018年12月から発電所設備に関する審査がさらに加速してきており、審査を重ねるなかで、追加が必要となる対策や工事など、安全対策工事の全体像を見通せる状況になってきている。また、東通原子力発電所1号機については、「震源として考慮する活断層」の評価に関する審査及び調査が進められている。いずれの審査に対しても、引き続き、着実に対応していく。加えて、継続的な訓練を行うことにより、ハード・ソフト両面から安全対策の強化をはかるなど、再稼働に向けた取り組みを着実に進めていく。

なお、女川原子力発電所1号機については、安全性向上対策を行うための技術的制約や発電機出力規模、再稼働した場合の運転年数などを総合的に勘案し、廃止することとした。当社としては、安全確保を最優先に廃止措置に取り組んでいく。

#### <強固な経営基盤の確立>

当社は、競争の激化や送配電部門の法的分離など、激変する経営環境を踏まえた事業体制を構築するため、カンパニー制を導入し、「発電・販売カンパニー」及び「送配電カンパニー」を設置した。

発電・販売カンパニーは、最適な電源構成の実現や燃料調達効率化、新料金プランや新サービスの開発・提案などにより、コスト競争力・販売力の強化をはかり、低廉で高品質な総合エネルギーサービスの提供に努めてきた。さらに、卸電力取引市場や燃料先物取引の活用による統合的なトレーディングを行う東北電力エナジートレーディング株式会社を通じた卸電力売買を行うなど、発電部門と販売部門が連携し、総合力を発揮することで、競争力の強化と収益の拡大をはかってきた。

送配電カンパニーは、引き続き、東北6県及び新潟県における電力の安定供給を果たすとともに、中立性・公平性のより一層の確保に努めてきた。加えて、設備工事における工事費負担金の精算誤りなどを踏まえ、業務品質保証体制を強化し、業務品質の向上をはかるとともに、再生可能エネルギーの当社送電線への接続受け入れの拡大に向けた取り組みや、設備点検の効率化などによるコスト低減に向けた取り組みなどを行ってきた。

また、こうした組織面での対応にとどまらず、経営面においても、コーポレート・ガバナンスの一層の強化をはかるため、「役付執行役員の新設」及び「監査等委員会設置会社への移行」を柱とする経営機構の見直しを行った。これにより、経営と執行の役割分担を明確化し、これまで以上に迅速かつ機動的な意思決定や業務執行を行うことができる体制を構築するとともに、業務執行状況などの監督機能を強化し、企業グループ全体の求心力を高め、ガバナンスの向上に取り組んでいる。

#### <決算概要>

当連結会計年度の企業グループの収支については、当社において、電力小売全面自由化に伴う競争激化による販売電力量（小売）の減少はあったものの、エリア外や卸電力取引所への販売電力量（卸売）が増加したことなどから、売上高としては2兆2,443億円となり、前連結会計年度に比べ、1,729億円（8.3%）の増収となった。

なお、売上高には再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく再エネ特措法交付金・再エネ特措法賦課金及び間接オークション\*導入に伴う自己約定分等が合計4,083億円含まれているが、費用側にも計上されることから、当社の収支に影響を与えるものではない。

一方で、企業グループ一体となって、継続的な効率化の取り組みによる経費全般の削減などに努めたものの、当社において、渇水の影響や燃料価格の上昇による燃料費の増加などにより、経常費用が増加したことから、経常利益は657億円となり、前連結会計年度に比べ、226億円（25.7%）の減益となった。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原町火力発電所復旧遅延損害に係る受取損害賠償金を特別利益に、女川原子力発電所1号機の廃止を決定したことに伴う関連損失を特別損失に計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は464億円となり、前連結会計年度に比べ、7億円（1.6%）減少した。

※ 地域間連系線をより効率的に利用し、電気料金の最大限の抑制及び事業者の事業機会の拡大を実現するため、「先着優先」ルールを廃止し、卸電力取引所で売買契約が成立した事業者へ利用枠を割り当てる「間接オークション」が2018年10月1日より開始された。

当連結会計年度におけるセグメントの業績（セグメント間の内部取引消去前）は次のとおりである。

#### [電気事業]

当社の販売電力量（小売）は、前連結会計年度に比べ夏場の気温が高かったことによる冷房需要の増加があるものの、競争激化による契約の切り替えや冬場の気温が高かったことによる暖房需要の減少などから、前連結会計年度に比べ4.3%減の689億キロワット時となった。

このうち、電灯需要については、4.8%減の227億キロワット時、電力需要については、4.1%減の461億キロワット時となった。

これに対応する供給については、引き続き原子力発電所の運転停止などに伴う供給力の減少があるものの、火力発電所の補修時期の調整などにより安定した供給力を確保した。

収支の状況については、当社において、電力小売全面自由化に伴う競争激化による販売電力量（小売）の減少はあったものの、エリア外や卸電力取引所への販売電力量（卸売）が増加したことなどから、売上高としては2兆159億円となり、前連結会計年度に比べ、1,583億円（8.5%）の増収となった。

なお、売上高には再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく再エネ特措法交付金・再エネ特措法賦課金及び間接オークション導入に伴う自己約定分等が合計4,083億円含まれているが、費用側にも計上されることから、当社の収支に影響を与えるものではない。

一方で、継続的な効率化の取り組みによる経費全般の削減などに努めたものの、当社において、渇水の影響や燃料価格の上昇による燃料費の増加などにより、営業費用が増加したことから、営業利益は648億円となり、前連結会計年度に比べ、191億円（22.8%）の減益となった。

#### [建設業]

売上高は、電力関連工事が減少したことなどから2,758億円となり、前連結会計年度に比べ、125億円（4.3%）の減収となった。

一方で、売上高減少に伴い工事原価が減少したことなどにより、営業費用が減少したことから、営業利益は108億円となり、前連結会計年度に比べ、42億円（28.4%）の減益となった。

#### [その他]

売上高は、ガス事業が増加したことなどから2,250億円となり、前連結会計年度に比べ、65億円（3.0%）の増収となった。

一方で、ガス事業における増加などにより、営業費用が増加したことから、営業利益は107億円となり、前連結会計年度並みとなった。

### (2) 財政状態の分析

資産は、流動資産において短期投資などが減少したものの、固定資産において、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の改正に伴う資産除去債務相当資産や、女川原子力発電所1号機廃止に伴う原子力廃止関連仮勘定の増加があったことなどから、前連結会計年度末に比べ364億円（0.9%）増の4兆2,586億円となった。

負債は、資産除去債務が増加したものの、有利子負債が減少したことなどから、前連結会計年度末並みの3兆4,249億円となった。

純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ350億円（4.4%）増の8,337億円となった。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末から0.6ポイント上昇し、17.9%となった。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

減価償却費が減少したことなどから、前連結会計年度に比べ612億円（18.9%）減の2,628億円の収入となった。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

固定資産の取得による支出が減少したことなどから、前連結会計年度に比べ233億円（8.5%）減の2,505億円の支出となった。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

社債の償還及び借入金の返済による支出が増加したことなどから、前連結会計年度に比べ330億円（91.0%）増の693億円の支出となった。

この結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末残高に比べ572億円（23.6%）減の1,849億円となった。

また、キャッシュ・フロー指標の変動は次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
キャッシュ・フロー対有利子負債比率（年）	7.5	9.1
インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）	14.6	13.4

(注) 1 キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／営業活動によるキャッシュ・フロー

2 インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業活動によるキャッシュ・フロー／利息の支払額

(資本の財源及び資金の流動性に係る情報)

① 資本の財源

当社は、電気事業における安定供給に必要な発電設備や送配電設備の形成を目的とした設備投資及び社債などの償還資金に充当するため、自己資金のほか、社債の発行及び金融機関からの借入を組み合わせ安定的に資金を調達している。また、短期的な資金需要に対しては、コマーシャル・ペーパーなどを活用し機動的に資金を調達している。

② 資金の流動性に係る情報

月次での資金計画などにより資金管理に努めており、また、当座貸越契約やコミットメントライン契約により、必要に応じて資金調達ができる体制を整えることで十分な流動性を確保している。

(4) 生産、受注及び販売の実績

当社企業グループ（当社及び連結子会社）の生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であるため「生産実績」を定義することが困難であり、建設業においては請負形態をとっているため「販売実績」という定義は実態にそぐわない。

よって、生産、受注及び販売の実績については、記載可能な情報を「(1)業績の状況」においてセグメントの業績に関連付けて記載している。

なお、当社個別の事業の状況は次のとおりである。

① 供給力実績

種別	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年度比(%)
自社発電電力量		
水力発電電力量 (百万kWh)	7,372	87.9
火力発電電力量 (百万kWh)	53,830	99.3
原子力発電電力量 (百万kWh)	△215	96.3
新エネルギー等発電電力量 (百万kWh)	732	97.6
融通・他社受電電力量 (百万kWh)	35,007 △6,821	105.3 101.1
揚水発電所の揚水用電力量 (百万kWh)	△92	102.8
合計 (百万kWh)	89,813	100.3
出水率 (%)	90.5	—

- (注) 1 自社発電電力量については、発電端電力量から送電端電力量に変更している。  
 2 融通・他社受電電力量には、連結子会社からの受電電力量(酒田共同火力発電㈱ 4,743百万kWh、東北自然エネルギー㈱ 581百万kWh他)を含んでいる。  
 3 融通・他社受電電力量の上段は受電電力量、下段は送電電力量を示す。  
 4 融通・他社受電電力量には系統運用等を含んでいる。  
 5 揚水発電所の揚水用電力量とは貯水池運営のため揚水用に使用する電力である。  
 6 出水率は、1987年度から2016年度までの30ヶ年平均に対する比である。

② 販売実績

種別	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年度比(%)	
販売電力量(百万kWh)	電灯	22,745	95.2
	電力	46,130	95.9
	小売 計	68,876	95.7
	卸売	16,220	118.8
	合計	85,096	99.4

- (注) 1 卸売には特定融通等を含んでいる。  
 2 個々の数値の合計と合計欄の数値は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

③ 資材の状況

石炭及び燃料油等の受払状況

区分	単位	2018年 3月末 在庫量	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)				2019年 3月末 在庫量
			受入	前年度比 (%)	払出	前年度比 (%)	
石炭	t	567,411	8,132,654	100.0	7,998,022	98.2	702,043
重油	kl	95,489	307,791	74.8	269,634	67.3	133,646
原油	kl	65,466	106,810	50.6	84,998	38.0	87,278
LNG	t	218,444	4,569,731	103.5	4,573,305	104.9	214,870

4 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等はない。



## 5 【研究開発活動】

当社企業グループは、電力の安定供給を通じた地域の復興・発展に貢献しながら、お客さまから選択され、地域と共に成長することを目指す「東北電力グループ中期経営方針」等に基づき、研究開発を実施している。

現在、研究開発は、当社の研究開発センター及び各連結子会社の設計・開発担当部門などにより推進されており、当連結会計年度における当社及び連結子会社の研究開発費は8,743百万円である。このうち電気事業は7,700百万円、建設業は232百万円、その他は810百万円となっている。

### [電気事業]

当社の研究開発は、電力の安全確保・安定供給に資する研究開発を根底に据え、「新たなICTなど先端技術を活用した、競争力及び収益力強化」「高効率発電、再エネ対応技術高度化等による、最適な電源構成及び低炭素社会の実現」「将来の成長と競争力強化を支える、先駆的技術の獲得」の重点領域に注力して取り組んでいる。

#### (1) 新たなICTなど先端技術を活用した、競争力及び収益力強化に資する研究開発

既存の設備又は事業に新たなICTなど先端技術を活用し、設備運用の高度化、新サービスの開発と展開によるお客さまサービスの向上、分散型電源と蓄電池の組合せ技術等に関する研究開発

#### (2) 高効率発電、再エネ対応技術高度化等による、最適な電源構成及び低炭素社会の実現に資する研究開発

次世代高効率ガスタービンに代表される発電設備の高効率化、再生可能エネルギー活用に向けた次世代送配電技術や発電設備の運用性向上、高効率ヒートポンプなどの高効率機器の開発、原子力の安全性向上、新たなCO<sub>2</sub>削減技術等、コスト競争力強化やCO<sub>2</sub>排出抑制に向けた研究開発

#### (3) 将来の成長と競争力強化を支える、先駆的技術の獲得に資する研究開発

設備運用及び保守の効率化と高度化、お客さまサービス向上等に適用が期待されるAI、ロボット等に関する研究開発、未利用エネルギー利用技術等の先駆的技術の獲得を目指した研究開発

### [建設業]

#### (1) 安全確保と品質向上に関する技術開発

電柱建て替えにおける元穴建柱工法の高度化による組立作業の効率化などを目的とした研究・開発 など

#### (2) 収益力拡大に向けた技術開発

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の改正に伴い、新ニーズへの対応に向けた太陽光発電設備における保守・メンテナンス手法の研究・開発 など

### [その他]

#### (1) 光通信市場向け商品開発

次世代製品の開発及び派生製品開発によるビジネス市場拡大、レーザー集光モジュールの製品開発 など

#### (2) コスト削減、売上拡大に向けた研究開発

通制IV型子局のコストダウン開発や、高速伝送対応開閉器制御用子局の開発など市場の維持・拡大に向けた製品開発 など

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当社企業グループ（当社及び連結子会社）の当連結会計年度における設備投資額（単純合計）は、グループ全体で293,614百万円となった。セグメント別には、電気事業が265,279百万円、建設業が5,168百万円、その他が23,167百万円となっている。

電気事業においては、長期的な需給動向に適合した効率的な設備の形成に必要な設備投資を実施した。当連結会計年度に完成した主要な設備としては、変電設備の宮城中央変電所増設（電圧500/275kV、出力1,500,000kVA⇒2,500,000kVA）がある。

また、新潟火力発電所4号機（出力250,000kW）、秋田火力発電所5号機（出力333,000kW）、東新潟火力発電所5号機（出力339,000kW）、女川原子力発電所1号機（出力524,000kW）を廃止した。

電気事業における設備投資額の内訳は次のとおりである。

項目	設備投資額(百万円)
電 源	110,214
送 電	39,881
変 電	33,934
配 電	41,155
給電・その他	25,564
計	250,750
核燃料	14,529
合 計	265,279

(注) 上記金額には、消費税等は含まない。



## 2 【主要な設備の状況】

当社企業グループ(当社及び連結子会社)の設備の概況と、主たる事業である電気事業の主要な設備は次のとおりである。

### (1) セグメント別設備概況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	帳簿価額(百万円)						従業員数(人)
	土地(面積㎡)	建物	機械装置	その他	相殺消去額	計	
電気事業	193,485 (54,232,733)	103,264	805,284	1,458,689	△92,689	2,468,035	12,956
建設業	19,186 (672,394)	23,747	531	8,549	△38	51,976	6,676
その他	21,211 (1,468,154)	47,756	22,231	68,199	△3,460	155,938	5,400

(注) 従業員数は、就業人員である。

### (2) 電気事業の設備概況

2019年3月31日現在

区分	設備概要	帳簿価額(百万円)						従業員数(人)	
		土地(面積㎡)	建物	機械装置	その他	相殺消去額	計		
水力発電設備	発電所数	227か所	4,085	9,520	69,599	101,402	△3,515	181,091	620
	出力	2,556,027kW	(22,881,923)						
汽力発電設備	発電所数	9か所	37,335	22,042	219,013	64,085	△2,271	340,205	909
	出力	12,049,000kW	(6,297,522)						
原子力発電設備	発電所数	2か所	13,688	21,536	106,749	131,050	△1,109	271,914	1,005
	出力	2,750,000kW	(5,417,673)						
新エネルギー等発電設備	発電所数	19か所	2,198	1,818	9,129	6,438	△150	19,434	88
	出力	243,270kW	(499,703)						
送電設備	架空電線路								731
	亘長	14,855km							
	回線延長	24,208km							
	地中電線路		46,672	1,898	14,920	557,747	△16,926	604,313	
	亘長	475km	(8,636,621)						
	回線延長	789km							
支持物数	58,457基								
変電設備	変電所数	630か所	54,176	20,782	190,320	1,447	△9,822	256,905	1,135
	出力	78,379,300kVA	(8,865,182)						
	調相設備容量	7,340,600kVA							
配電設備	架空電線路								3,009
	亘長	144,329km							
	電線延長	582,124km							
	地中電線路		317	1	146,988	566,483	△51,498	662,292	
	亘長	3,605km	(19,758)						
	電線延長	5,498km							
	支持物数	3,126,235基							
	変圧器個数	1,194,971個							
変圧器容量	29,973,864kVA								
業務設備	当社事業所数								5,298
	本店	1	33,725	23,790	42,437	29,909	△7,194	122,667	
	支店、支社	16	(1,445,449)						
その他の電気事業固定資産	電力センター	62							52
	営業所	23							
その他の電気事業固定資産	内燃力発電設備及び貸付設備		1,286 (168,903)	1,873	6,124	125	△199	9,211	
計	—		193,485 (54,232,733)	103,264	805,284	1,458,689	△92,689	2,468,035	12,847

(注) 1 土地の面積には、借地248,163,766㎡(送電設備用236,324,083㎡他)は含まない。

2 従業員数は、就業人員から建設工事関係従業員109人を除いている。

3 上記設備には、福利厚生施設を含んでいる。

## (3) 主要設備

## 主要発電設備

## 水力発電設備

2019年3月31日現在

発電所名	所在地	水系	出力(kW)		土地面積(m <sup>2</sup> )
			最大	常時	
八久和	山形県鶴岡市	赤川	60,300	15,900	1,788,926
本道寺	山形県西村山郡西川町	最上川	75,000	5,100	38,896
本名	福島県大沼郡金山町	阿賀野川	78,000	18,800	755,858
上田	福島県大沼郡金山町	阿賀野川	63,900	16,300	571,634
第二沼沢	福島県大沼郡金山町	阿賀野川	460,000	—	416,976
宮下	福島県大沼郡三島町	阿賀野川	94,000	20,100	655,801
柳津	福島県河沼郡柳津町	阿賀野川	75,000	16,500	839,075
片門	福島県河沼郡会津坂下町	阿賀野川	57,000	13,100	536,391
新郷	福島県喜多方市	阿賀野川	51,600	—	1,197,300
上野尻	福島県耶麻郡西会津町	阿賀野川	52,000	14,900	307,932
豊実	新潟県東蒲原郡阿賀町	阿賀野川	61,800	30,700	733,533
鹿瀬	新潟県東蒲原郡阿賀町	阿賀野川	54,200	28,400	527,004
第二豊実	新潟県東蒲原郡阿賀町	阿賀野川	57,100	—	99,566
第二鹿瀬	新潟県東蒲原郡阿賀町	阿賀野川	55,000	—	56,673
揚川	新潟県東蒲原郡阿賀町	阿賀野川	53,600	17,200	1,113,949

(注) 認可最大出力50,000kW以上を記載している。

## 火力発電設備

2019年3月31日現在

発電所名	所在地	出力(kW)	土地面積(m <sup>2</sup> )
八戸	青森県八戸市	416,000	278,982
秋田	秋田県秋田市	1,300,000	525,708
能代	秋田県能代市	1,200,000	1,120,558
仙台	宮城県宮城郡七ヶ浜町	468,000	547,130
新仙台	宮城県仙台市宮城野区	1,046,000	360,197
原町	福島県南相馬市	2,000,000	2,040,532
新潟	新潟県新潟市東区	109,000	273,117
東新潟	新潟県北蒲原郡聖籠町	4,810,000	800,820
酒田共同火力	山形県酒田市	700,000	350,477

(注) 認可最大出力50,000kW以上を記載している。

## 原子力発電設備

2019年3月31日現在

発電所名	所在地	出力(kW)	土地面積(m <sup>2</sup> )
女川	宮城県牡鹿郡女川町、石巻市	1,650,000	1,771,697
東通	青森県下北郡東通村	1,100,000	3,645,976

(注) 2011年3月に発生した東日本大震災の影響等により、女川及び東通原子力発電所の全号機が停止している。

新エネルギー等発電設備

2019年3月31日現在

発電所名	種別	所在地	出力(kW)	土地面積(m <sup>2</sup> )
葛根田	地熱	岩手県岩手郡雫石町	80,000	3,672
澄川	地熱	秋田県鹿角市	50,000	118,228

(注) 認可最大出力50,000kW以上を記載している。

主要送電設備

2019年3月31日現在

線路名	種別	電圧(kV)	亘長(km)
常磐幹線	架空	500	100.33
十和田幹線	架空	500	114.04
北上幹線	架空	500	184.37
朝日幹線	架空	275	138.73
北部幹線	架空	275	103.28
北奥幹線	架空	275	103.31
早池峰幹線	架空	275	101.57

(注) 電圧275kV以上で、亘長100km以上を記載している。

主要変電設備

2019年3月31日現在

変電所名	所在地	電圧(kV)	出力(kVA)	土地面積(m <sup>2</sup> )
青森	青森県青森市	275	1,000,000	156,337
上北	青森県上北郡七戸町	500	3,710,000	327,292
岩手	岩手県盛岡市	500	1,900,000	268,891
秋田	秋田県秋田市	275	1,550,000	117,873
宮城	宮城県加美郡加美町	500	2,450,000	428,767
仙台	宮城県仙台市泉区	275	1,660,000	60,757
宮城中央	宮城県仙台市泉区	500	2,500,000	709,596
西仙台	宮城県仙台市太白区	500	2,900,000	448,888
南相馬	福島県南相馬市	500	2,345,000	322,910
東福島	福島県二本松市	275	1,200,000	59,848
須賀川	福島県須賀川市	275	1,200,000	148,273
新潟	新潟県五泉市	275	1,220,000	90,610
中越	新潟県長岡市	275	1,350,000	380,000
北新潟	新潟県北蒲原郡聖籠町	275	1,200,000	81,515

(注) 変電所電圧275kV以上で、出力1,000,000kVA以上を記載している。

主要業務設備

2019年3月31日現在

事業所名	所在地	土地面積(m <sup>2</sup> )
当社本店	宮城県仙台市青葉区 他	419,329
当社支店 他	青森県青森市 他	1,024,788

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

原子力発電所の稼働状況が見通せないため、原子力の供給力を未定としており、2019年度設備投資計画の詳細は未定であるが、概算として4,000億円程度を見込んでいる。

なお、電気事業において既に公表している主要な設備工事計画は以下のとおりである。また、重要な設備の除却等の計画として、2019年度に秋田火力発電所3号機（出力350,000kW）の廃止を予定している。

#### 主要な設備工事計画

##### 火力

地点名	出力 (kW)	着工年月	運転開始年月
能代火力発電所3号機	600,000	2016年1月	2020年3月
上越火力発電所1号機	572,000	2019年5月	2023年6月

##### 原子力

地点名	出力 (kW)	着工年月	運転開始年月
東通原子力発電所2号機	1,385,000	未定	未定

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	502,882,585	502,882,585	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株である。
計	502,882,585	502,882,585	—	—

(注) 提出日現在発行数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### ① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2010年6月29日	2011年6月29日	2012年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 17 当社執行役員 24	当社取締役 17 当社執行役員 23	当社取締役 16 当社執行役員 24
新株予約権の数(個)	185 (注) 2、3	501 (注) 2、3	594 (注) 2、3
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	当社普通株式 18,500 (注) 2、4	当社普通株式 50,100 (注) 2、4	当社普通株式 59,400 (注) 2、4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円		
新株予約権の行使期間	2010年8月3日 ～2035年8月2日	2011年8月2日 ～2036年8月1日	2012年8月2日 ～2037年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,609 資本組入額 805	発行価格 822 資本組入額 411	発行価格 481 資本組入額 241
新株予約権の行使の条件	(注) 5		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6		

決議年月日	2013年6月26日	2014年6月26日	2015年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 15 (社外取締役を除く) 当社執行役員 24	当社取締役 15 (社外取締役を除く) 当社執行役員 25	当社取締役 15 (社外取締役を除く) 当社執行役員 23
新株予約権の数(個)	533 (注) 2、3	838 (注) 2、3	765 (注) 2、3
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	当社普通株式 53,300 (注) 2、4	当社普通株式 83,800 (注) 2、4	当社普通株式 76,500 (注) 2、4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円		
新株予約権の行使期間	2013年8月2日 ～2038年8月1日	2014年8月2日 ～2039年8月1日	2015年8月4日 ～2040年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,230 資本組入額 615	発行価格 1,156 資本組入額 578	発行価格 1,714 資本組入額 857
新株予約権の行使の条件	(注) 5		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6		

決議年月日	2016年6月28日	2017年6月28日	2018年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 14 (社外取締役を除く) 当社執行役員 27	当社取締役 13 (社外取締役を除く) 当社執行役員 27	当社取締役 10 当社執行役員 34 (注) 1
新株予約権の数(個)	1,239 (注) 2、3	1,313 (注) 2、3	2,151 (注) 2、3
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	当社普通株式 123,900 (注) 2、4	当社普通株式 131,300 (注) 2、4	当社普通株式 215,100 (注) 2、4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円		
新株予約権の行使期間	2016年8月2日 ～2041年8月1日	2017年8月2日 ～2042年8月1日	2018年8月2日 ～2043年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,235 資本組入額 618	発行価格 1,416 資本組入額 708	発行価格 1,313 資本組入額 657
新株予約権の行使の条件	(注) 5		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6		

決議年月日	2019年6月26日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 35 (注) 1		
新株予約権の数(個)	2,714 (注) 3		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	当社普通株式 271,400 (注) 4		
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円		
新株予約権の行使期間	2019年8月2日 ～2044年8月1日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—		
新株予約権の行使の条件	(注) 5		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6		

- (注) 1 当社取締役とは、当社社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）とし、当社執行役員とは、取締役であるものを除く当社執行役員とする。
- 2 当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載している。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年5月31日）にかけて変更された事項はない。
- 3 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株
- 4 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

5 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記（注）6に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）4に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。



- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件  
前記(注)5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項  
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
  - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

2020年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(2015年12月3日発行)	
決議年月日	2015年11月17日(注)1
新株予約権の数(個)	7,000
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	当社普通株式 36,166,365 [36,685,708] (注)2、7、8、9
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,935.5 [1,908.1] (注)3、7、8、9
新株予約権の行使期間	2015年12月17日から 2020年11月19日まで (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,935.5 [1,908.1] 資本組入額 968 [955] (注)3、7、8、9
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
新株予約権付社債の残高(百万円)	70,120

(注)1 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載している。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はない。

2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を新株予約権の行使時の払込金額(以下「転換価額」という。)で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。



- 3 (1) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 4 2015年12月17日から2020年11月19日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。ただし、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（ただし、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却されるときまで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2020年11月19日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、本新株予約権付社債の要項に従い、取得期日の14日前の日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- 5 (1) 本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 2018年12月3日（同日を含む。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日（ただし、2018年10月1日に開始する四半期に関しては、2018年12月3日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。ただし、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

- ① (i) 株式会社格付投資情報センターもしくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の発行体格付がBBB-以下である期間、(ii) 株式会社日本格付研究所もしくはその承継格付機関（以下「JCR」という。）による当社の長期発行体格付がBBB-以下である期間、(iii) R&Iによる当社の発行体格付もしくはJCRによる当社の長期発行体格付がなされなくなった期間、又は(iv) R&Iによる当社の発行体格付もしくはJCRによる当社の長期発行体格付が停止もしくは撤回されている期間

- ② 当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（ただし、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

- ③ 当社が組織再編等を行うにあたり、上記4記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

なお、一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。また、本(2)において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

- 6 (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- ① 新株予約権の数  
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である株式の数  
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(a)又は(b)に従う。なお、転換価額は上記3(1)と同様の調整に服する。
    - (a) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
    - (b) 上記(a)以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記4に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - ⑥ その他の新株予約権の行使の条件  
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記5(2)と同様の制限を受ける。
  - ⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得  
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を、本新株予約権付社債の要項に定める当社による本新株予約権付社債の取得と同様に、取得することができる。
  - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑨ 組織再編等が生じた場合  
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
  - ⑩ その他  
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

- 7 2017年6月28日開催の第93回定時株主総会において、期末配当金を1株につき20円とする剰余金の処分に関する議案が承認可決され、2017年3月期の年間配当が1株につき35円と決定されたことに伴い、2020年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、2017年4月1日に遡って転換価額を1,985.3円から1,964.2円に調整した。事業年度末現在の各数値は、調整後の数値に基づいている。
- 8 2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において、期末配当金を1株につき20円とする剰余金の処分に関する議案が承認可決され、2018年3月期の年間配当が1株につき40円と決定されたことに伴い、2020年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、2018年4月1日に遡って転換価額を1,964.2円から1,935.5円に調整した。事業年度末現在の各数値は、調整後の数値に基づいている。
- 9 2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において、期末配当金を1株につき20円とする剰余金の処分に関する議案が承認可決され、2019年3月期の年間配当が1株につき40円と決定されたことに伴い、2020年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、2019年4月1日に遡って転換価額を1,935.5円から1,908.1円に調整した。提出日の前月末現在の各数値は、調整後の数値に基づいている。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2004年3月19日	—	502,883	—	251,441	160	26,657

(注) 旧商法第288条ノ2の規定に基づき、東北インテリジェント通信株式会社の完全子会社化によって、自己株式の交換差益を資本準備金に組入れたものである。

## (5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	183	118	43	1,165	575	34	169,480	171,598	—
所有株式数 (単元)	203,470	1,679,438	86,283	217,697	1,191,930	201	1,619,733	4,998,752	3,007,385
所有株式数 の割合(%)	4.07	33.59	1.73	4.36	23.85	0.00	32.40	100.00	—

(注) 1 自己株式3,643,599株は、「個人その他」に36,435単元及び「単元未満株式の状況」に99株含まれている。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ26単元及び53株含まれている。

## (6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	26,950	5.40
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	26,525	5.31
東北電力従業員持株会	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	13,883	2.78
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	13,727	2.75
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	13,288	2.66
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	9,188	1.84
高知信用金庫	高知県高知市はりまや町二丁目4番4号	7,927	1.59
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川イン ターシティA棟)	7,579	1.52
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号 品川イン ターシティA棟)	7,357	1.47
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,634	1.33
計	—	133,058	26.65

(注) 1 2016年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及び共同保有者(計9名)が2016年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有 割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社ほか8名	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号ほか	26,919	5.34

2 2018年11月29日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株式会社みずほ銀行及び共同保有者(計4名)が2018年11月21日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有 割合(%)
株式会社みずほ銀行ほか3名	東京都千代田区大手町一丁目5番5号ほか	44,856	8.51

3 2019年1月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村證券株式会社及び共同保有者(計3名)が2018年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有 割合(%)
野村證券株式会社ほか2名	東京都中央区日本橋一丁目9番1号ほか	26,138	5.00

#### (7) 【議決権の状況】

##### ① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,643,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 496,231,700	4,962,317	—
単元未満株式	普通株式 3,007,385	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	502,882,585	—	—
総株主の議決権	—	4,962,317	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,600株(議決権26個)含まれている。

2 「単元未満株式」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式53株及び当社所有の自己株式99株が含まれている。

##### ② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町 一丁目7番1号	3,643,500	—	3,643,500	0.72
計	—	3,643,500	—	3,643,500	0.72



## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	22,850	33,155,498
当期間における取得自己株式	3,077	4,060,600

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	2,395	3,473,243	578	696,630
その他 (新株予約権の行使による譲渡)	181,500	226,295,300	—	—
保有自己株式数	3,643,599	—	3,646,098	—

(注) 1 当期間におけるその他(単元未満株式の買増請求による売渡)及びその他(新株予約権の行使による譲渡)には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増し及び新株予約権の行使による株式数は含まない。  
2 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、買増し及び新株予約権の行使による株式数は含まない。

### 3 【配当政策】

当社は、利益配分については、安定的な配当を行うことを基本に、当年度の業績や中長期的な収支見通しなどを総合的に勘案し決定することを基本的な方針としている。

2018年度の業績は、電力小売全面自由化に伴う競争激化による販売電力量（小売）の減少などに加え、濁水の影響や燃料価格の上昇による燃料費の増加、女川原子力発電所1号機の廃止を決定したことに伴う関連損失の計上などにより、2017年度実績を下回るものの、エリア外や卸電力取引所への販売電力量（卸売）の増加並びに経費全般の効率化による競争力確保に努めたことなどにより、一定の利益水準は確保することができた。

今後、電力小売市場における競争の一層の進展などが想定されるが、東北電力グループスローガン「より、そう、ちから。」のもと、企業グループの総合力を発揮し、収益機会の追求や不断の効率化により既存事業の競争力強化と利益の拡大を図るとともに、新たな事業機会への挑戦や将来の成長に向けた投資を通じて、さらなる企業価値の向上に努めていくこととしている。

このような状況を総合的に勘案し、2018年度の期末配当金については、1株につき20円とした。なお、中間配当金20円とあわせた2018年度の年間配当金は、1株につき40円となる。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としている。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会である。

また、当社は、定款において会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定めている。

なお、第95期の剰余金の配当は次のとおりである。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2018年10月25日 取締役会決議	9,984	20
2019年6月26日 定時株主総会決議	9,984	20

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社は、「東北電力グループ経営ビジョン2020～地域と共に～」を策定し、地域と共に成長し、地域に必要な東北電力グループであり続けるために、将来の様々な経営環境の変化に能動的に適応し、ステークホルダー（お客さま、地域、株主・投資家、お取引先、従業員）との対話を重ねながら、当社としての独自の価値を地域と共に創り上げる経営を目指している。この方向性のもと、事業運営を適正に遂行していくために、企業倫理・法令遵守の徹底、誠実かつ公正で透明性のある事業活動の推進、内部統制及びリスクマネジメントの充実など、引き続きコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいく。

#### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### a. 取締役会等

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向け、独立性を有する社外取締役による客観的・中立的かつ多様な視点を取り入れながら、経営に関する重要な計画をはじめ、当社業務執行の重要事項を決定するとともに、取締役からの業務執行状況の報告及び取締役の職務の執行について相互に監督している。また、内部統制システムを整備し、適正に運用することにより、意思決定の合理性と業務の適正性を確保している。

取締役会は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外取締役6名を含む17名で構成され、原則として毎月1回開催している。また、取締役会決議により重要な業務執行の決定の一部を取締役会から取締役委任するとともに、社長執行役員、副社長執行役員及び常務執行役員（以下、あわせて役付執行役員という。）が業務執行を担う体制としている。加えて、役付執行役員により構成される経営会議を原則として毎週開催し、取締役会で定められた経営の基本方針に基づき、全般的な業務運営の方針及び計画並びに重要な業務の執行について、協議している。

さらに、カンパニー制を導入し、「発電・販売カンパニー」「送配電カンパニー」「原子力本部」「ビジネスサポート本部」の各カンパニー・本部により、自律的な業務の展開を図るなど、適正かつ効率的な業務プロセスの構築を推進している。

当社は、電気事業を営む会社に求められる実効性ある経営体制を構築すること及び取締役会における実質的な議論や業務執行に対するモニタリング機能を確保するために必要かつ適切な人数で取締役会を構成することを基本としており、取締役の員数は定款において18名以内とする旨を定めている。

取締役会は、性別や国際性などの多様性も勘案しつつ、以下により構成することで、取締役会全体として知識、経験、能力のバランスを確保するとともに、効率的な事業遂行と適切な経営管理に努めていく。また、監査等委員である取締役が、監査機能を担いつつ、取締役の人事（指名・報酬）に関与することで、監督機能の強化に努めていく。

#### 《当社における取締役会の構成》

##### ① 社内取締役（監査等委員であるものを除く）

専門性が高く幅広い業務領域を有するという電気事業の特性等を踏まえ、技術的な専門性や豊富な業務経験、電気事業の経営全般に関する知見のほか、専門分野等のバランスを考慮して、各分野に精通した者の中から選定した者。

##### ② 社外取締役（監査等委員であるものを除く）

企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定及び経営監督の実現を図ることができる者。

##### ③ 監査等委員である取締役

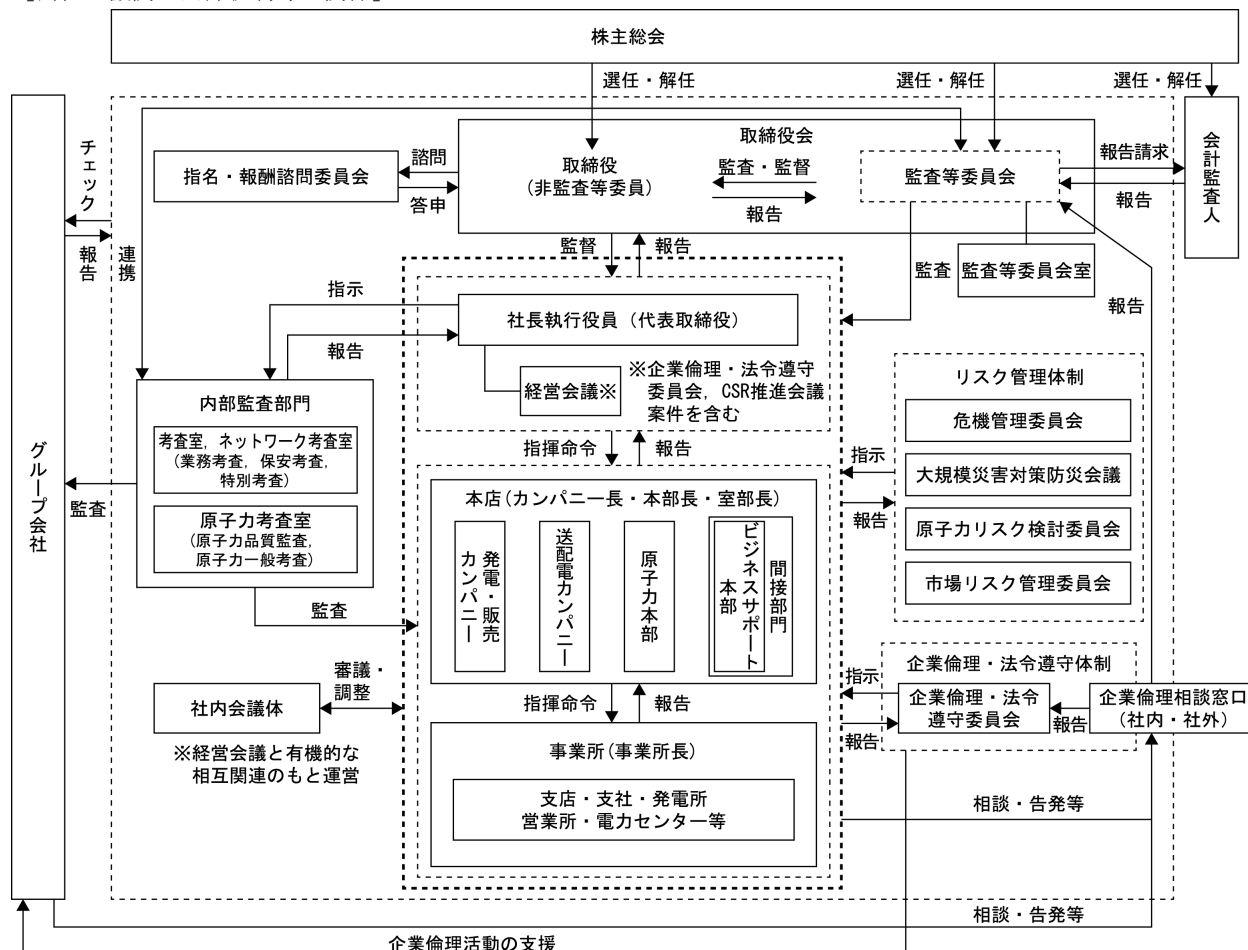
経験や識見を活かし監査等委員としての職務を適正に遂行し、取締役の職務執行の監査・監督ができる者。このうち、監査等委員である社外取締役は、客観的かつ中立的な監査・監督ができる者。



b. 指名・報酬諮問委員会

当社は、客観性・適時性・透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として、社内取締役2名（代表取締役会長海輪誠、代表取締役社長原田宏哉）及び独立社外取締役4名（監査等委員でない取締役近藤史朗氏、同小縣方樹氏、同上條努氏、監査等委員である取締役馬場千晴氏）で構成する指名・報酬諮問委員会（委員長：海輪誠）を設置している。

[会社の機関・内部統制等の関係]



③ 企業統治に関するその他の事項

a. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結している。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としている。

b. 内部統制システムの整備状況等

当社は、内部統制システムに関しては、会社法並びに同法施行規則に則り、「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を取締役に於て決議し、社会の一員として、法令及び定款に適合した公正・透明かつ効率的な事業活動を推進する体制を構築するとともに、基本方針が定める体制の整備・運用状況について内部監査の一環として検証を実施している。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」についても、「東北電力企業グループとしての財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を策定し、適切な制度運用・評価を行い、財務報告の信頼性確保に努めている。

#### c. 企業倫理・法令遵守推進体制の整備状況

当社は、企業倫理・法令遵守を推進し、その維持向上を図るため、社長執行役員を委員長とする「企業倫理・法令遵守委員会」を設置し、本店、支店、事業所に「企業倫理責任者」及び「企業倫理推進担当者」を配置している。

また、誠実かつ公正で透明性のある事業活動を実践するために、当社の行動規範として「東北電力グループ行動指針」を策定している。

そして、企業倫理・法令遵守の定着のために、倫理的行動の土台となる知識や意識を高め、行動促進を図るための啓発活動に取り組むとともに、倫理的行動の定着状況を検証するためのモニタリング活動を実施している。

さらに、モニタリング活動の一環として「企業倫理相談窓口」を社内・社外に設置し、相談者保護を図りながら、相談案件の調査を行い、是正措置及び再発防止策を講じている。

なお、当社は、東北電力グループの事業活動全てがCSRに関わるという認識のもと、社長執行役員を議長とする「CSR推進会議」を設置し、「東北電力グループCSR方針」及び「東北電力グループ行動指針」を定め、東北電力グループが一体となって、安全の確保、環境への配慮、企業倫理・法令遵守を基盤に、CSRを推進している。

#### d. リスク管理体制の整備状況

当社は、定期的に業務上や財務上のリスク調査を実施し、リスクの認識、分析・評価を行い、重要なリスクについては、その内容に応じて委員会等で検討しているほか、各部門の中期計画や業務実施計画に織り込むなど、的確にPDCAサイクルを展開している。

具体的には、不測の事態を未然に防止するとともに、万が一発生した場合の被害を最小限に食い止めることを目的とした「危機管理委員会」や、当社管内全域に亘る大規模な供給支障事故と原子力発電所のシビアアクシデント等への備えを進めることを目的とした「大規模災害対策防災会議」、卸電力等に起因する市場リスク管理等を行うことを目的とした「市場リスク管理委員会」を設置している。

また、今後さらに原子力の安全性を向上させていくために、組織的・体系的な「質の高いリスクマネジメント」を確立・強化していく必要があると考え、経営トップのコミットメントのもと、「原子力リスク検討委員会」を設置し、当社における原子力リスクマネジメント全般について指揮・管理を行っている。

#### <業務の適正を確保するための体制に関する基本方針>

当社は、社会の一員として法令及び定款に適合し、公正・透明かつ効率的に事業活動を推進するため、「業務の適正を確保するための体制」を次のとおり整備し、お客さま、地域の方々、株主・投資家の皆さま、お取引先の方々などから信頼され選択される企業を目指す。

##### 1. 経営管理に関する体制

- ① 取締役会を原則として毎月1回開催し、法令・定款・社内規程に定められた決議事項及び経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行に対する監督を行う。
- ② 取締役会において決定した役割に基づき、取締役は、法令・定款・取締役会決議に則り職務を執行し、その職務の執行について定期的に取締役会に報告するとともに、相互に監督を行う。
- ③ 独立性を確保した社外取締役の参画により、客観的・中立的かつ多様な視点での監督機能を強化する。
- ④ 取締役会決議により重要な業務執行の決定の一部を取締役会から取締役に委任するとともに、社長執行役員、副社長執行役員及び常務執行役員（以下、あわせて「役付執行役員」という。）が業務執行を担う体制とし、「監督」と「執行」の役割を分担することで、取締役会の監督機能を強化するとともに、迅速かつ機動的な意思決定により効率的に業務を執行する。
- ⑤ 役付執行役員により構成される経営会議を原則として毎週開催する。経営会議では、取締役会決議に基づき、全般的な業務運営の方針及び計画並びに重要な業務の執行について協議する。
- ⑥ 役付執行役員は、事業運営に関する計画等を策定して重点施策・目標を明確化するとともに、適切にマネジメントサイクルを展開することで、効率的な業務執行を推進する。

- ⑦ 取締役、執行役員及び使用人（以下、あわせて「取締役等」という。）は、職務執行の適正及び効率性を確保するため、法令・定款・取締役会決議及び社内規程等に基づき、職務を執行する。
- ⑧ 取締役等の職務の執行に関わる文書、電磁的情報その他の情報等について、社内規程に基づき適切に管理・保存し、取締役は、いつでもこれを閲覧することができる。

## 2. 企業倫理・法令遵守に関する体制

- ① 取締役会は、東北電力グループCSR方針及び東北電力グループ行動指針を策定し、社長執行役員を議長とするCSR推進会議の下、企業グループが一体となったCSRを推進する。取締役及び執行役員は本方針・指針を率先垂範するとともに、自らの役割としてその定着と徹底を図る。
- ② 社長執行役員を委員長とする企業倫理・法令遵守委員会を設置し、東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針を定め、コンプライアンス推進を担当する役員の監督の下、各事業所においては企業倫理推進活動の責任者を中心に、東北電力グループ行動指針の徹底、教育・啓発活動等を行い、事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。
- ③ 企業倫理相談窓口を設置し、相談者（当社取締役等、グループ会社の取締役、使用人及び監査役並びに取引先等の関係者）の保護を図りながら、相談案件の調査等を行う。
- ④ 反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、関連する社内規程等に基づき、毅然として対応する。
- ⑤ 企業倫理・法令遵守に関する取り組み等については、企業倫理・法令遵守委員会及び取締役会へ定期的に報告する。

## 3. 損失の危険の管理に関する体制

- ① 全社及び各部門のリスク管理が適切に行われるよう、組織、職務権限及び社内規程を整備する。
- ② 定期的に事業活動に関わるリスクの抽出・評価を行い、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、その対策等を各部門が策定する毎年度の事業計画に織り込み、管理サイクルの中でリスク管理を実践する。
- ③ 自然災害及び原子力災害等に関わるリスクへの対応について、定期的に訓練を行い、これらの事象が発生した場合は非常災害対策本部等を設置し、適切に対応する。
- ④ 原子力発電所の自主的かつ継続的な安全性向上について、原子力リスク検討委員会を設置し、定期的に安全性の評価・分析、リスク低減に向けた対応策等を検討し、適切に対応する。
- ⑤ 当社の財産や社会的信頼等に重大な影響を与える危機を未然に防止するとともに、万一危機が発生した場合の被害を最小限に食い止めるため、危機管理委員会を設置し、リスクへの対応力向上のための訓練や情報共有等に取り組む。これらの事象が発生した場合は、社内規程に基づき対策本部を設置し、適切に対応する。
- ⑥ リスク管理の状況については、必要に応じて取締役会等に報告する。

## 4. 内部監査に関する体制

- ① 経営管理、企業倫理・法令遵守及び損失の危険等の管理の適正性・効率性等を検証するため、社長執行役員直属の内部監査部門を設置して、当社、子会社及び主要な関連会社（以下、子会社及び主要な関連会社を「子会社等」という。）に対し内部監査を実施し、その結果を社長執行役員に報告するとともに、経営会議、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ② 内部監査部門は、監査等委員会及び会計監査人と連携・協力し、内部監査の実効性の向上に努める。

## 5. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

### (1) 子会社等の経営管理に関する体制

子会社等における業務が適正かつ効率的に行われるよう社内規程を定め、各社の経営に関する重要な計画及びその進捗状況の報告を受けるとともに、重要事項について事前協議及び報告を求め、指導・助言を実施する。また、企業グループ経営に関する重要計画の周知や企業グループ経営会議の開催、共同施策の実施などにより、企業グループ経営を推進する。

(2) 子会社等の企業倫理・法令遵守に関する体制

東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針に基づき、企業グループ一体となった活動を実施するとともに、子会社等に対し、東北電力グループCSR方針及び東北電力グループ行動指針を踏まえて各社の行動指針を策定させるなど、法令と法の精神の遵守を徹底するよう、指導・助言を実施する。

(3) 子会社等の損失の危険の管理に関する体制

子会社等から経営に関する重要事項の事前協議及び報告を受け、各社における重大なリスクを把握するとともに、指導・助言を実施する。また、子会社等における重大なリスク及び企業倫理・法令違反については、取締役会等に報告し適切に対応する。

6. 監査等委員会に関する体制

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき職責を担う監査等特命役員を置く。また、監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置し、同室に所属する使用人を置く。
- ② 監査等特命役員及び監査等委員会室に所属する使用人（以下、あわせて「監査等特命役員等」という。）の監査等委員会に関する職務執行について、監査等委員でない取締役からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- ③ 監査等特命役員等の人事に関して、事前に監査等委員会と協議する。
- ④ 監査等特命役員等に対して、監査等委員会の指示に基づき業務を遂行したことを理由として不利な取扱いを行わない。

(2) 監査等委員会等への報告に関する体制

- ① 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。
- ② 取締役等は、当社の業務執行上重要と判断した事項について、監査等委員会又は監査等委員（以下、あわせて「監査等委員会等」という。）に報告する。
- ③ 取締役等は、監査等委員会等又は監査等特命役員が監査のために報告を求めた場合はこれに応じる。
- ④ 企業倫理相談窓口に対する相談案件の概要について、監査等委員会に報告する。
- ⑤ グループ会社における重大なリスクの発生及び企業倫理・法令違反について、当社の取締役等は、監査等委員会等に報告する。

(3) 監査等委員会等へ報告をした者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会等へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。また、グループ会社に対しても、監査等委員会等へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう徹底する。

(4) 監査費用の負担方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行のために必要な費用を請求するときは、これを負担する。

(5) その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、経営会議等重要な諸会議に出席の上、意見等を述べることもできる。当社が管理・保存する文書、電磁的情報その他の情報等をいつでも閲覧することができる。
- ② 監査等特命役員は、取締役会、経営会議等重要な諸会議に出席の上、意見等を述べることもできる。当社が管理・保存する文書、電磁的情報その他の情報等をいつでも閲覧することができる。
- ③ 代表取締役、監査等委員及び監査等特命役員は、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、定期的に会合を持つ。
- ④ 監査等委員会等は、監査の実効性を高めるため、内部監査部門から内部監査の結果等について情報の提供を受けるなど、内部監査部門と相互に連携を図る。
- ⑤ 監査等委員会等は、監査の実効性を高めるため、会計監査人との協議を行い相互に連携を図る。
- ⑥ 監査等委員及び監査等特命役員は、子会社等の監査役との間で定例の会議を実施し、監査に関する情報の交換等を行う。

#### ④ 定款における定め概要

##### a. 取締役の定数

当社は、取締役を18名以内（うち監査等委員である取締役は5名以内）とする旨を定款に定めている。

##### b. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めている。

##### c. 株主総会の決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行が可能となるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めている。

また、取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めている。

なお、第94回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めている。

さらに、株主への配当の機会を確保することを目的に、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めている。

##### d. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的に、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。



## (2) 【役員 の 状 況】

## ① 役員一 覧

男性16名 女性1名 (役員のうち女性の比率 5.9%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役会長 (代表取締役)	海 輪 誠	1949年9月25日生	1973年4月 2003年6月 2005年6月 2007年6月 2009年6月 2010年6月 2015年6月	東北電力株式会社入社 同社副理事 企画部部长 同社取締役 企画部長 同社上席執行役員 新潟支店長 同社取締役副社長 IR担当 同社取締役社長 同社取締役会長(現)	(注)3	16,300
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	原 田 宏 哉	1956年3月10日生	1978年4月 2010年6月 2011年6月 2014年6月 2015年6月 2018年4月	東北電力株式会社入社 同社取締役 企画部長 同社上席執行役員 東京支社長 同社取締役副社長 CSR担当 コンプライアンス推進担当 IR担当 同社取締役社長 同社取締役社長 社長執行役員(現)	(注)3	6,603
取締役副社長 副社長執行役員 (代表取締役) 送配電カンパニー長	坂 本 光 弘	1955年11月29日生	1979年4月 2011年6月 2012年6月 2013年6月 2015年6月 2018年4月 2019年6月	東北電力株式会社入社 同社執行役員 総務部長 同社取締役 総務部長 同社上席執行役員 新潟支店長 同社取締役副社長 火力原子力本部長 コンプライアンス推進担当 同社取締役副社長 副社長執行役員 コンプライアンス推進担当 同社取締役副社長 副社長執行役員 送配電カンパニー長(現)	(注)3	7,421
取締役副社長 副社長執行役員 (代表取締役) コーポレート担当 IR担当 デジタルイノベーション担当	岡 信 慎 一	1957年2月16日生	1979年4月 2012年6月 2013年6月 2014年6月 2015年6月 2017年6月 2018年4月 2019年6月	東北電力株式会社入社 同社執行役員 企画部長 同社常務取締役 企画部長 支店統轄 同社取締役副社長 CSR担当 IR担当 同社取締役副社長 CSR担当 IR担当 IoTイノベーション担当 同社取締役副社長 副社長執行役員 コーポレート担当 CSR担当 IR担当 IoTイノベーション担当 同社取締役副社長 副社長執行役員 コーポレート担当 IR担当 デジタルイノベーション担当(現)	(注)3	18,300
取締役副社長 副社長執行役員 (代表取締役) 原子力本部長 QMS管理責任者	増 子 次 郎	1955年7月7日生	1980年4月 2011年6月 2014年6月 2015年6月 2016年6月 2018年4月	東北電力株式会社入社 同社執行役員 青森支店長 同社執行役員 火力原子力本部原子力部長 同社常務取締役 火力原子力本部副本部長 火力原子力本部原子力部長 同社常務取締役 火力原子力本部副本部長 同社取締役副社長 副社長執行役員 原子力本部長 QMS管理責任者(現)	(注)3	12,202
取締役副社長 副社長執行役員 (代表取締役) CSR担当 コンプライアンス推進担当 原子力本部長代理	樋 口 康 二 郎	1957年10月26日生	1981年4月 2013年6月 2016年6月 2018年4月 2019年6月	東北電力株式会社入社 同社執行役員 火力原子力本部火力部長 同社常務取締役 火力原子力本部副本部長 同社取締役 常務執行役員 発電・販売 カンパニー長代理 原子力本部副本部長 同社取締役副社長 副社長執行役員 CSR担当 コンプライアンス推進担当 原子力本部長代理(現)	(注)3	5,800

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 常務執行役員 ビジネスサポート本部長 原子力本部副本部長	山本 俊二	1956年12月19日生	1979年4月 2010年6月 2011年6月 2013年6月 2015年6月 2017年7月  2018年4月	東北電力株式会社入社 同社執行役員 経理部長 同社執行役員 山形支店長 同社常務取締役 同社常務取締役 支店統轄 同社常務取締役 ビジネスサポート本部長 支店統轄 同社取締役 常務執行役員 ビジネスサポート本部長 原子力本部副本部長(現)	(注)3	11,000
取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー長	阿部 俊徳	1957年10月28日生	1981年4月 2014年6月 2017年6月 2018年4月	東北電力株式会社入社 同社執行役員 東京支社長 同社常務取締役 お客さま本部長 同社取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー長(現)	(注)3	10,100
取締役 常務執行役員 コーポレート担当 原子力本部副本部長 支店統轄	八代 浩久	1957年10月21日生	1980年4月 2014年6月 2018年6月 2019年6月	東北電力株式会社入社 同社執行役員待遇電気事業連合会 同社常務執行役員 コーポレート担当 同社取締役 常務執行役員 コーポレート担当 原子力本部副本部長 支店統轄(現)	(注)3	3,715
取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー長代理	伊東 裕彦	1959年3月10日生	1982年4月 2016年6月  2018年4月  2018年6月  2019年6月	東北電力株式会社入社 同社執行役員 お客さま本部副本部長 お客さま本部営業部長 同社常務執行役員 発電・販売カンパニー副カンパニー長 発電・販売カンパニー営業部長 同社常務執行役員 発電・販売カンパニー副カンパニー長 同社取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー長代理(現)	(注)3	1,900
取締役 (注)2	近藤 史朗	1949年10月7日生	2000年6月 2000年10月 2003年6月 2004年10月 2005年6月 2007年4月 2013年4月 2016年4月 2016年6月 2017年4月 2018年6月	株式会社リコー執行役員 同社画像システム事業本部事業本部長 同社常務取締役 同社MFP事業本部事業本部長 同社取締役専務執行役員 同社代表取締役社長執行役員 同社代表取締役会長執行役員 同社代表取締役会長 東北電力株式会社取締役(現) 株式会社リコー取締役会長 同社取締役会長退任	(注)3	8,000
取締役 (注)2	小縣 方樹	1952年2月16日生	2008年6月  2009年6月  2010年6月 2011年6月 2012年6月  2018年6月	東日本旅客鉄道株式会社代表取締役副社長 鉄道事業本部長 IT・Suica事業本部長 同社代表取締役副社長 鉄道事業本部長 同社代表取締役副社長 同社取締役副会長 同社取締役副会長技術関係(全般)、国際関係(全般)(現) 東北電力株式会社取締役(現)	(注)3	500
取締役 (注)2	上條 努	1954年1月6日生	2011年3月  2011年3月  2012年3月 2017年1月  2017年6月 2017年6月 2018年6月 2019年3月	サッポロホールディングス株式会社代表取締役社長兼グループCEO サッポロ飲料株式会社(現ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社)代表取締役社長 同社代表取締役社長退任 サッポロホールディングス株式会社代表取締役会長 田辺三菱製薬株式会社社外取締役(現) 株式会社帝国ホテル社外取締役(現) 東北電力株式会社取締役(現) サッポロホールディングス株式会社取締役会長(現)	(注)3	1,000



役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員 (常勤)	加藤 公樹	1954年3月9日生	1976年4月 2009年6月 2011年6月 2012年6月 2018年6月	東北電力株式会社入社 同社執行役員 青森支店長 同社取締役 企画部長 同社常任監査役 同社取締役監査等委員(現)	(注)4	20,700
取締役 監査等委員 (注)2	宇野 郁夫	1935年1月4日生	1986年7月 1989年3月 1992年3月 1994年3月 1997年4月 2005年4月 2005年6月 2011年4月 2011年7月 2015年7月 2018年6月	日本生命保険相互会社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 東北電力株式会社監査役 日本生命保険相互会社取締役相談役 同社相談役 同社名誉顧問(現) 東北電力株式会社取締役監査等委員 (現)	(注)4	34,100
取締役 監査等委員 (注)2	馬場 千晴	1950年11月15日生	2005年4月  2007年4月 2007年6月 2007年6月  2010年7月  2012年6月 2012年6月  2014年6月 2015年6月 2015年6月 2015年6月 2017年6月  2017年6月  2018年6月  2018年6月	みずほ信託銀行株式会社代表取締役副 社長 同社取締役 同社取締役退任 株式会社ジャパンエナジー(現JXTGエ ネルギー株式会社)監査役(常勤) JX日鉱日石エネルギー株式会社(現 JXTGエネルギー株式会社)監査役(常 勤) 同社監査役(常勤)退任 JX日鉱日石金属株式会社(現JX金属株 式会社)監査役(常勤) 同社顧問 同社顧問退任 株式会社埼玉りそな銀行社外取締役 東北電力株式会社監査役 株式会社埼玉りそな銀行社外取締役退 任 株式会社りそなホールディングス社外 取締役(現) 株式会社ミライト・ホールディングス 社外取締役(現) 東北電力株式会社取締役監査等委員 (現)	(注)4	3,000
取締役 監査等委員 (注)2	宮原 育子	1954年12月21日生	2008年4月  2016年3月 2016年4月 2017年4月 2018年7月 2019年6月	宮城大学事業構想学部事業計画学科教 授 同大学大学院事業構想学研究科博 士前期課程・博士後期課程教授 同大学事業構想学部事業計画学科教授 退任 宮城学院女子大学現代ビジネス学部現 代ビジネス学科教授・学部長(現) 同大学社会連携センター部長(現) 宮城大学名誉教授(現) 東北電力株式会社取締役監査等委員 (現)	(注)5	—
計						160,641

- (注) 1 2018年6月27日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行している。
- 2 取締役 近藤史朗、同 小縣方樹、同 上條努、同 宇野郁夫、同 馬場千晴、同 宮原育子は、いずれも「社外取締役」である。
- 3 2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 4 2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 5 2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
- 6 当社の監査等委員会の体制は次のとおりである。  
委員長 加藤公樹 委員 宇野郁夫、馬場千晴、宮原育子
- 7 当社は、2018年4月1日付で役付執行役員を新設した。

## ② 社外役員の状況

### a. 社外取締役

社外取締役の近藤史朗氏（前株式会社リコー取締役会長）は、会社経営者として幅広い経験と識見等を有しており、2016年6月以降当社の社外取締役に就任し、客観的な視点から当社経営全般に対する監督と様々な指導・助言を行っている。なお、当社と同氏の間には一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はない。

社外取締役の小縣方樹氏（東日本旅客鉄道株式会社取締役副会長）は、会社経営者として幅広い経験と識見等を有しており、2018年6月に当社の社外取締役に就任している。なお、当社は東日本旅客鉄道株式会社との間に電力供給の取引等があるが、これらの取引は社外取締役個人が直接利害関係を有するものではない。したがって、当社と同氏の間には一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はない。

社外取締役の上條努氏（サッポロホールディングス株式会社取締役会長）は、会社経営者として幅広い経験と識見等を有しており、2018年6月に当社の社外取締役に就任している。なお、田辺三菱製薬株式会社及び株式会社帝国ホテルの社外取締役であるが、当社とサッポロホールディングス株式会社及び株式会社帝国ホテルとの間に取引等の利害関係はない。当社は田辺三菱製薬株式会社との間に電力供給の取引があるが、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではない。したがって、当社と同氏の間には一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はない。

監査等委員である社外取締役の宇野郁夫氏（日本生命保険相互会社名誉顧問）は、会社経営者として幅広い経験と識見等を有しており、2005年6月以降当社の社外監査役に就任し、客観的・中立的な監査を行っている。また、2018年6月に当社の社外取締役に就任している。なお、富士急行株式会社の社外取締役及び小田急電鉄株式会社の社外監査役であるが、当社と両社との間に取引等の利害関係はない。したがって、当社と同氏の間には一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はない。

監査等委員である社外取締役の馬場千晴氏（元みずほ信託銀行株式会社代表取締役副社長）は、みずほ信託銀行株式会社の代表取締役副社長等を歴任するなど金融に関する幅広い経験並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、2015年6月以降当社の社外監査役に就任し、客観的・中立的な監査を行っている。また、2018年6月に当社の社外取締役に就任している。なお、株式会社リソーホールディングス及び株式会社ミライト・ホールディングスの社外取締役であるが、当社と両社との間に取引等の利害関係はない。したがって、当社と同氏の間には一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はない。

監査等委員である社外取締役の宮原育子氏（宮城学院女子大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科教授・学部長）は、大学教授として地域資源の活用や震災からの復興支援の研究、産学官連携プロジェクト等に携わった経験があるなど、学識経験者として幅広い経験と識見等を有する者として、客観的・中立的な監査にあたっていただくことを期待して2019年6月に当社の監査等委員である社外取締役に選任している。なお、当社は宮城学院女子大学との間に電力供給の取引等があるが、これらの取引は社外取締役個人が直接利害関係を有するものではない。したがって、当社と同氏の間には一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はない。

b. 社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性について、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の基準に準拠し、以下の要件により独立性を判断している。

社外取締役の選任に当たっては、当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに、社外取締役としての役割・責務を十分認識し、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定及び経営監督の実現を図れるかどうかを重視している。また、監査等委員である社外取締役の選任に当たっては監査等委員である取締役としての役割・責務を十分認識し、豊富な経験や卓越した識見をもって客観的・中立的な監査・監督を実施できるかどうかを重視している。

[当社における社外取締役の独立性判断要件]

当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立社外取締役としている。

- (i) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (ii) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- (iii) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (iv) 最近において、(i)から(iii)までのいずれかに該当していた者
- (v) 次のaからdまでのいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者
  - a. 上記(i)から(iv)までのいずれかに該当する者
  - b. 当社の子会社の業務執行者
  - c. 当社の子会社の業務執行者でない取締役
  - d. 最近において上記b、c又は当社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立社外取締役として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査等委員会の状況

監査等委員会は、監査等委員4名のうち3名を社外監査等委員としており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保している。また、経営会議等重要な諸会議への出席、業務執行部門からの職務執行状況の聴取、事業所への往査、内部監査部門との連携等を日常的に実施することにより、監査・監督機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員1名を選定している。

常勤の監査等委員は、取締役会のほか、経営会議等重要な会議に出席するとともに、重要な書類の閲覧や事業所の業務及び財産の状況の調査等を実施し、取締役の職務の執行及び内部統制システムの整備・運用状況などに関する監査の充実に努めている。また、代表取締役との定期的な会合への出席のほか、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換などを行うとともに、関係会社監査役との連携を強化するなど、監査効果を一層高めるよう努めている。

社外監査等委員は、取締役会のほか、代表取締役との定期的な会合に出席し、経済界等での豊富な経験などを踏まえて幅広い観点から意見を述べるとともに、事業所等を訪問し業務状況の調査を実施している。また、内部監査、常勤の監査等委員の監査、会計監査の実施状況及び内部統制システムの状況について取締役会・監査等委員会を通じて報告を受けている。

なお、監査等委員会の職務を補助すべき職責を担う監査等特命役員（2名）を設置しているとともに、監査等委員会の職務を補助するための専任組織として、監査等委員会室（人員11名により構成）を設置している。

#### ② 内部監査の状況

当社は、考査室及びネットワーク考査室が業務全般にわたり、組織制度や管理体制の有効性・妥当性、業務運営の経済性・効率性、設備保安活動の有効性・効率性等に係る内部監査などを実施し、原子力考査室が原子力発電の安全性の確保と信頼性向上に係る内部監査を実施している。内部監査は、当社、子会社及び主要な関連会社から聞き取り、書類の調査及び現場確認などの方法により実施している。

内部監査結果は、社長執行役員、経営会議、取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、改善を要する問題点等について、関係部門に改善を促している。また、監査等委員会及び会計監査人と連携・協力し、内部監査の実効性の向上に努めている。

なお、内部監査部門は各執行機関より独立し、考査室及び原子力考査室は社長執行役員に直属した組織形態となっており、両室合わせて19名により構成されている。また、ネットワーク考査室は、送配電カンパニーの組織であるが、指揮命令は社長執行役員に直属しており、6名により構成されている。

#### ③ 会計監査の状況

##### a. 提出会社の監査公認会計士等

当社は、会計監査人にEY新日本有限責任監査法人を選任しており、随時情報提供と確認を行い、適正な会計処理に努めている。会計監査業務を執行した公認会計士は、関口茂氏、佐藤森夫氏、有倉大輔氏の3名である。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略している。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士15名、その他14名である。

##### b. 監査公認会計士の選定方針、理由及び評価

当社の「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」は次のとおりである。

<p>監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する。</p> <p>監査等委員会は、上記の場合のほか、会計監査人の独立性及び監査品質等を勘案して、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。</p>
--

上記の方針を基本として、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等に基づき評価している。

その結果、会計監査人の解任事由への該当はなく、また、独立性及び監査品質等の観点からも、EY新日本有限責任監査法人を再任することが適当であると判断している。

④ 監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日 内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)d(f) i からiiiの規定に経過措置を適用している。

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	104	31	104	0
連結子会社	90	4	91	15
計	194	35	196	15

b. その他重要な報酬の内容

前連結会計年度

該当事項なし。

当連結会計年度

該当事項なし。

c. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

前連結会計年度

当社は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、システムセキュリティ対策に関する業務等を依頼している。

当連結会計年度

当社は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務・会計上の知識及び課題についての講演等を依頼している。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項なし。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っている。

## (4) 【役員の報酬等】

## ① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額					
		報酬		賞与		株式報酬型 ストックオプション	
		支給員数 (名)	支給額 (百万円)	支給員数 (名)	支給額 (百万円)	支給員数 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	411	13	310	—	—	10	101
監査等委員 (社外取締役を除く)	20	1	20	—	—	—	—
監査役 (社外監査役を除く)	13	2	13	—	—	—	—
社外役員	64	7	64	—	—	—	—

- (注) 1 2018年6月27日開催の第94回定時株主総会集結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行した。
- 2 2019年3月31日現在の取締役の員数は、取締役（監査等委員であるものを除く。）13名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）であるが、上記の報酬には、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役5名を含んでいる。
- 3 固定報酬としての月額報酬、中長期の業績連動報酬としての株式報酬型ストックオプション、それぞれの支給割合は、8割程度、2割程度。なお、短期業績連動報酬である賞与は支給していない。
- 4 株式報酬型ストックオプションとしての報酬である新株予約権の割当てにあたっては、株価等に基づく公正価額を指標としている。
- 5 株主総会決議による報酬限度額は次のとおりである。なお、定款に定める員数（取締役18名以内、うち監査等委員である取締役5名以内）の範囲内で支給する。  
(2018年6月27日開催の第94回定時株主総会決議)

## [報酬]

取締役（監査等委員であるものを除く。） 月額43百万円以内  
 監査等委員である取締役 月額12百万円以内

## [株式報酬型ストックオプション]

取締役（監査等委員であるものを除く。） 1事業年度当たり180百万円以内

## ② 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していない。



③ 役員の報酬等の額の決定に関する方針・手続

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬を決定するに当たっての方針及び手続を以下のとおりとしている。

[方針]

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、「月額報酬」、「株式報酬型ストックオプションとしての報酬」及び「賞与」で構成し、以下の方針により決定する。

- ・ 取締役の報酬を決定するに当たり、複数の独立社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において審議し、客観性・透明性を確保する。
- ・ 月額報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、業績や経営環境等を勘案した適切な水準とする。
- ・ 株式報酬型ストックオプションとしての報酬（社外取締役を除く）は、株主総会において承認された総額の範囲内で、報酬と当社株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主の皆さまと共有することで、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることを目的とした中長期インセンティブ報酬として、各人に新株予約権を割当てる。
- ・ 賞与は、業績や経営環境等を勘案し、支給の是非及び支給水準を決定する。
- ・ 各人への配分は、役職ごとの役割の大きさ、各人の事務委嘱や職務の内容及び責任範囲に応じて決定する。

[株主総会において承認された月額報酬及び株式報酬型ストックオプションとしての報酬の総額]

月額報酬：43百万円以内（うち、社外取締役5百万円以内）。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

株式報酬型ストックオプションとしての報酬：1事業年度当たり180百万円以内

（いずれも2018年6月27日開催の第94回定時株主総会決議）

[手続]

代表取締役は、上記の方針等を踏まえ、より客観性・透明性を確保する観点から、指名・報酬諮問委員会に取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬に関する事項を提案し、当該委員会での審議を経て、取締役会の決議により各人の支給額等を決定する。賞与を支給する場合は、その総額を株主総会に付議し、決議を得たうえで、取締役会の決議により各人の支給額を決定する。

なお、監査等委員会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬について、監査等委員会としての意見を決定のうえ、株主総会でその意見を述べることができる。

監査等委員である取締役の報酬を決定するに当たっての方針及び手続を以下のとおりとしている。

監査等委員である取締役の報酬は、「月額報酬」のみで構成し、その額は2018年6月27日開催の第94回定時株主総会での決議により、月額12百万円以内と定められている。各人の支給額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

④ 役員の報酬等の算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の名称

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の算定方法の決定に関する方針については、客観性・透明性を確保する観点から、指名・報酬諮問委員会において審議のうえ、取締役会において決定している。なお、監査等委員の報酬の算定方法の決定に関する方針については、監査等委員の協議により決定している。



(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、前者は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合とし、後者は、純投資目的以外の目的としている。なお、当社では、純投資目的以外の目的である政策保有株式のみを保有している。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、「電気事業の円滑かつ効率的な運営に資するもの」、「地域振興を通じて当社の事業発展に資するもの」、「お客さまサービスの向上や電力の有効利用による需要の増大、さらには将来の事業発展に結びつくノウハウの蓄積に繋がるもの」等の目的に合致し、かつ、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、総合的に判断している。

取締役会での個別の政策保有株式に係る検証を踏まえ、これらの目的・基準に合致しない株式については売却対象とする。

個別の政策保有株式について、取締役会において、①保有目的、②経済合理性（配当・評価損益等の便益・リスクが資本コストに見合っているか等）の基準に基づき、総合的に判断・検証を行った結果、全銘柄において保有意義があることを確認している。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	103	48,316
非上場株式以外の株式	21	19,116

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	4	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (注) 1	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)		
東日本旅客鉄道株式会社	419,700	419,700	地域振興を通じて当社の事業発展に資する。	有
	4,482	4,139		
株式会社第四北越フィナンシャルグループ (注) 2	852,392	—	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	無
	2,663	—		
株式会社七十七銀行	1,695,775	1,695,775	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	有
	2,623	4,247		
株式会社東邦銀行	4,658,090	4,658,090	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	有
	1,378	1,895		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	2,112,830	2,112,830	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	無
	1,162	1,472		
JXTGホールディングス 株式会社	2,264,120	2,264,120	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	有
	1,146	1,457		
株式会社みずほ フィナンシャルグループ	5,964,890	5,964,890	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	無
	1,021	1,141		
株式会社山形銀行	383,000	383,000	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	有
	754	901		
株式会社青森銀行	225,600	225,600	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	有
	661	726		
三菱マテリアル株式会社	224,640	224,640	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	無
	656	718		
株式会社日本製鋼所	260,800	260,800	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	無
	531	885		
株式会社秋田銀行	206,100	206,100	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	有
	463	586		
株式会社岩手銀行	134,500	134,500	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	有
	439	566		
石油資源開発株式会社	164,004	164,004	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	有
	392	398		
KDDI株式会社	138,600	138,600	お客さまサービスの向上や電力の有効利用による需要の増大、さらには将来の事業発展に結びつくノウハウの蓄積に繋がる。	無
	330	376		
株式会社じもと ホールディングス	1,030,900	1,030,900	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	無
	119	193		
株式会社新潟放送	87,000	87,000	地域振興を通じて当社の事業発展に資する。	有
	93	80		
野村ホールディングス 株式会社	200,000	200,000	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	無
	80	123		
株式会社みちのく銀行	30,455	30,455	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	無
	48	52		
アジア航測株式会社	49,018	49,018	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	無
	38	39		
株式会社東北銀行	24,374	24,374	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	有
	25	34		
株式会社第四銀行 (注) 2	—	837,256	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	有
	—	3,935		
株式会社北越銀行 (注) 2	—	30,272	電気事業の円滑かつ効率的な運営に資する。	有
	—	70		

(注) 1 定量的な保有効果については、記載が困難である。保有の合理性は、2018年11月29日開催の第803回取締役会において、前記②-aに記載の方法に基づき検証している。

2 株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行は、2018年10月株式移転により株式会社第四北越フィナンシャルグループを設立したことから、各々当事業年度又は前事業年度の記載はない。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項なし。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)及び「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)に準拠して作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条に基づき、財務諸表等規則及び電気事業会計規則に準拠して作成している。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けている。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人となった。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っている。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構等の行う研修に参加している。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>		
固定資産	3,557,465	3,620,997
電気事業固定資産	注1、注2 2,470,308	注1、注2 2,468,035
水力発電設備	注6 181,891	注6 181,091
汽力発電設備	356,843	340,205
原子力発電設備	239,095	271,914
送電設備	626,580	604,313
変電設備	252,983	256,905
配電設備	660,980	662,292
業務設備	117,905	122,667
その他の電気事業固定資産	34,027	28,645
その他の固定資産	注1、注2、注5、注6 210,644	注1、注2、注5、注6 214,278
固定資産仮勘定	321,481	398,140
建設仮勘定及び除却仮勘定	311,947	359,324
原子力廃止関連仮勘定	—	24,514
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	9,533	14,300
核燃料	159,977	165,081
装荷核燃料	34,729	30,591
加工中等核燃料	125,248	134,490
投資その他の資産	395,053	375,461
長期投資	注6 110,554	注6 102,888
退職給付に係る資産	4,224	4,303
繰延税金資産	173,126	162,696
その他	注3 107,424	注3 105,933
貸倒引当金（貸方）	△276	△360
流動資産	664,697	637,635
現金及び預金	187,905	178,729
受取手形及び売掛金	212,195	232,303
たな卸資産	注4 70,196	注4 78,789
その他	194,692	148,275
貸倒引当金（貸方）	△292	△462
合計	4,222,163	4,258,633

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	2,411,181	2,431,227
社債	注6 810,189	注6 815,120
長期借入金	注6 1,235,846	注6 1,216,986
災害復旧費用引当金	4,987	4,873
退職給付に係る負債	178,178	178,561
資産除去債務	121,001	161,929
再評価に係る繰延税金負債	注5 1,412	注5 1,373
その他	59,565	52,383
流動負債	1,011,175	993,693
1年以内に期限到来の固定負債	注6 374,094	注6 321,875
支払手形及び買掛金	143,999	141,197
未払税金	34,334	22,941
諸前受金	263,798	252,430
災害復旧費用引当金	135	198
その他	194,812	255,049
特別法上の引当金	1,100	—
濁水準備引当金	1,100	—
負債合計	3,423,457	3,424,921
株主資本	739,490	766,343
資本金	251,441	251,441
資本剰余金	22,433	22,558
利益剰余金	472,718	499,132
自己株式	△7,101	△6,788
その他の包括利益累計額	△9,129	△4,176
その他有価証券評価差額金	6,861	3,072
繰延ヘッジ損益	△1,272	△908
土地再評価差額金	注5 △840	注5 △854
為替換算調整勘定	684	179
退職給付に係る調整累計額	△14,562	△5,666
新株予約権	957	1,013
非支配株主持分	67,387	70,530
純資産合計	798,705	833,711
合計	4,222,163	4,258,633

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益	2,071,380	2,244,314
電気事業営業収益	1,854,398	2,012,701
その他事業営業収益	216,981	231,613
営業費用	注1、注2、注3 1,963,714	注1、注2、注3 2,160,681
電気事業営業費用	1,763,752	1,943,004
その他事業営業費用	199,962	217,676
営業利益	107,665	83,633
営業外収益	6,358	6,840
受取配当金	764	941
受取利息	250	223
持分法による投資利益	715	141
その他	4,628	5,533
営業外費用	25,590	24,730
支払利息	21,684	18,762
その他	3,905	5,968
当期経常収益合計	2,077,738	2,251,155
当期経常費用合計	1,989,305	2,185,412
当期経常利益	88,433	65,743
渴水準備金引当又は取崩し	1,100	△1,100
渴水準備金引当	1,100	—
渴水準備引当金取崩し(貸方)	—	△1,100
特別利益	—	7,900
受取損害賠償金	—	注5 7,900
特別損失	14,920	2,145
減損損失	注4 14,920	—
女川1号廃止関連損失	—	注6 2,145
税金等調整前当期純利益	72,412	72,598
法人税、住民税及び事業税	15,174	13,861
法人税等調整額	5,085	7,873
法人税等合計	20,260	21,735
当期純利益	52,151	50,863
非支配株主に帰属する当期純利益	4,935	4,379
親会社株主に帰属する当期純利益	47,216	46,483

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	52,151	50,863
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	440	△3,883
繰延ヘッジ損益	611	363
為替換算調整勘定	496	△503
退職給付に係る調整額	11,352	8,925
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	△1
その他の包括利益合計	注1 12,900	注1 4,900
包括利益	65,052	55,763
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	59,577	51,450
非支配株主に係る包括利益	5,474	4,312



③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	251,441	26,558	445,547	△7,320	716,226	6,462	△1,883
当期変動額							
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△4,125			△4,125		
剰余金の配当			△19,961		△19,961		
親会社株主に帰属する当期純利益			47,216		47,216		
自己株式の取得				△37	△37		
自己株式の処分			△99	256	157		
土地再評価差額金の取崩			15		15		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						399	611
当期変動額合計	—	△4,125	27,171	218	23,263	399	611
当期末残高	251,441	22,433	472,718	△7,101	739,490	6,861	△1,272

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	△940	186	△25,371	△21,546	879	60,064	755,624
当期変動額							
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△4,125
剰余金の配当							△19,961
親会社株主に帰属する当期純利益							47,216
自己株式の取得							△37
自己株式の処分							157
土地再評価差額金の取崩							15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	99	497	10,808	12,416	77	7,322	19,817
当期変動額合計	99	497	10,808	12,416	77	7,322	43,080
当期末残高	△840	684	△14,562	△9,129	957	67,387	798,705

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	251,441	22,433	472,718	△7,101	739,490	6,861	△1,272
当期変動額							
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		125			125		
剰余金の配当			△19,966		△19,966		
親会社株主に帰属する当期純利益			46,483		46,483		
自己株式の取得				△33	△33		
自己株式の処分			△117	347	229		
土地再評価差額金の取崩			13		13		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△3,789	363
当期変動額合計	—	125	26,413	313	26,853	△3,789	363
当期末残高	251,441	22,558	499,132	△6,788	766,343	3,072	△908

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	△840	684	△14,562	△9,129	957	67,387	798,705
当期変動額							
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							125
剰余金の配当							△19,966
親会社株主に帰属する当期純利益							46,483
自己株式の取得							△33
自己株式の処分							229
土地再評価差額金の取崩							13
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△13	△504	8,896	4,953	56	3,143	8,152
当期変動額合計	△13	△504	8,896	4,953	56	3,143	35,005
当期末残高	△854	179	△5,666	△4,176	1,013	70,530	833,711

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	72,412	72,598
減価償却費	222,016	215,628
原子力発電施設解体費	4,628	7,664
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	26
固定資産除却損	13,989	12,636
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△8,009	△7,266
濁水準備引当金の増減額 (△は減少)	1,100	△1,100
受取利息及び受取配当金	△1,014	△1,165
支払利息	21,684	18,762
売上債権の増減額 (△は増加)	△21,199	△27,154
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△7,291	△8,589
仕入債務の増減額 (△は減少)	12,683	△3,603
その他	46,637	19,804
小計	357,639	298,240
利息及び配当金の受取額	1,064	1,164
利息の支払額	△22,141	△19,550
法人税等の支払額	△12,542	△17,050
営業活動によるキャッシュ・フロー	324,019	262,804
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	△287,330	△272,304
工事負担金等受入による収入	15,315	21,121
投融資による支出	△10,883	△11,629
投融資の回収による収入	9,924	9,212
その他	△941	3,029
投資活動によるキャッシュ・フロー	△273,915	△250,570
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
社債の発行による収入	129,560	99,666
社債の償還による支出	△100,000	△119,700
長期借入れによる収入	107,330	194,600
長期借入金の返済による支出	△148,122	△240,196
短期借入れによる収入	19,106	32,300
短期借入金の返済による支出	△18,378	△32,928
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	99,000	513,000
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△100,000	△491,000
配当金の支払額	△19,849	△19,871
非支配株主への配当金の支払額	△1,050	△1,061
その他	△3,876	△4,116
財務活動によるキャッシュ・フロー	△36,280	△69,307
現金及び現金同等物に係る換算差額	84	△154
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	13,908	△57,228
現金及び現金同等物の期首残高	228,262	242,171
現金及び現金同等物の期末残高	注1 242,171	注1 184,942

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 52社

すべての子会社を連結の範囲に含めている。

連結子会社名は「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載している。

東北電力フレンドリー・パートナーズ株式会社は、新たに設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。

また、株式会社ユアソーラー蔵王は、当社連結子会社である株式会社ユアテックが株式会社M・Kのすべての株式を取得し名称を変更しており、当連結会計年度より連結の範囲に含めている。

### 2 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 5社

持分法適用会社名及び持分法非適用会社名は「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載している。

持分法を適用しない関連会社9社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しい。

### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。

### 4 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

###### a 満期保有目的の債券

償却原価法

###### b その他有価証券

###### (a) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)

###### (b) 時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ たな卸資産

主として、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっている。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法を採用し、その耐用年数は法人税法に定めるものを基準としている。

なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「(8)その他連結財務諸表作成のための重要な事項」に記載している。また、無形固定資産のうち自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

#### ② 災害復旧費用引当金

東日本大震災及び新潟・福島豪雨により被害を受けた資産の復旧に要する費用及び損失に充てるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

#### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしている。過去勤務費用は、主として、その発生時に全額を費用処理している。

#### ③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法等を用いた簡便法を適用している。

### (5) 重要なヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段 金利スワップ  
ヘッジ対象 長期借入金の利息支払額の一部

b ヘッジ手段 燃料価格に関するスワップ  
ヘッジ対象 燃料購入に係る予定取引の一部

#### ③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、通常業務から発生する債務を対象とし、金利変動及び燃料価格変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

#### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性評価を省略している。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生年度以降5年間で均等償却している。

ただし、一部ののれんについては、発生年度に一括償却している。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止し、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けた特定原子力発電施設については、廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

② 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等により原子炉を廃止する場合の会計処理方法については、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額(原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産(原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る)の帳簿価額を含む)及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額(処分見込額を除く)及び原子力廃止関連費用相当額(当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費(使用済燃料再処理等既発電費を除く)及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額)は、経済産業大臣の承認に係る申請書の提出により、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上している。

なお、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、承認を受けた日以降、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」(平成29年経済産業省令第77号)附則第6条の規定により、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

③ 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第40号、以下「改正法」という)に基づき、運転に伴い発生する使用済燃料の量に対応した金額を、拠出金として使用済燃料再処理機構(以下「機構」という)に納付し、使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。なお、機構に納付する拠出金には、改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定として計上している。当該拠出金の納付に伴い、原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を実施することとなる。

また、2005年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未償却残高(当連結会計年度2,691百万円)については、2019年度までの間、各連結会計年度均等額を「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成28年経済産業省令第94号)附則第4条に基づき、使用済燃料に係る拠出金として機構に納付し、使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。

④ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(会計方針の変更)

(特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法の変更)

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっていたが、2018年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」(平成30年経済産業省令第17号)が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法に変更している。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止し、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けた特定原子力発電施設については、廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

この結果、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業利益、当期経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ1,758百万円減少している。また、当連結会計年度末の原子力発電設備及び資産除去債務は、それぞれ31,195百万円増加している。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載している。



(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

#### 1 概要

本会計基準等は、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示について定めたものである。

#### 2 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定である。

#### 3 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中である。

(表示方法の変更)

#### 1 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更している。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」に表示していた54,917百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」として組み替えている。

#### 2 連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、区分掲記していた「流動資産」の「短期投資」は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「短期投資」に表示していた57,940百万円は、「その他」として組み替えている。

#### 3 連結キャッシュ・フロー計算書関係

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「工事負担金等受入による収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた14,374百万円は、「工事負担金等受入による収入」15,315百万円、「その他」△941百万円として組み替えている。

(追加情報)

1 原子力特定資産及び原子力廃止関連仮勘定について

当社は、2018年10月25日開催の取締役会において、女川原子力発電所1号機の廃止を決定し、同日、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)第28条の2第2項及び第28条の3第2項に基づき、経済産業大臣に原子力特定資産承認申請書及び原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同年11月28日に承認された。

これに伴い、当該原子炉に係る原子力特定資産(運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質(原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう)によって汚染されたもの及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産をいい、建設仮勘定に計上された固定資産(原子炉の運転を廃止した後に竣工するものに限る)を含み、資産除去債務相当資産を除く)の帳簿価額(以下「原子力特定資産簿価」という)4,180百万円を引き続き原子力発電設備に計上している。

また、原子力廃止関連仮勘定簿価(運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額(原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産(原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る)の帳簿価額を含む)及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額(処分見込額を除く))9,213百万円及び原子力廃止関連費用相当額(当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費(使用済燃料再処理等既発電費を除く)及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額)15,327百万円を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上している。

なお、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、承認を受けた日以降、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」(平成29年経済産業省令第77号)附則第6条の規定により、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

2 総見積額及び要引当額積立期間延長の承認について

当社は、2018年10月25日開催の取締役会において、女川原子力発電所1号機の廃止を決定し、同日、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」第5条第1項に基づき、経済産業大臣に総見積額承認申請書を提出し、同年11月28日に承認された。

同承認を受け、同年11月28日、同省令第5条第3項に基づき、経済産業大臣に要引当額積立期間延長承認申請書を提出し、同年12月14日に承認された。

これに伴い、承認を受けた総見積額から既引当額を控除した要引当額について、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

(連結貸借対照表関係)

1 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額(累計)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	277,849百万円	291,320百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	6,526,434百万円	6,587,206百万円

3 関連会社に対する株式等

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	96,946百万円	97,158百万円

4 たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
商品及び製品	5,974百万円	5,473百万円
仕掛品	7,945百万円	8,843百万円
原材料及び貯蔵品	56,276百万円	64,472百万円
合計	70,196百万円	78,789百万円

5 土地の再評価

一部の連結子会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行っている。これに伴い評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち当社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定している。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	4,474百万円	3,950百万円

## 6 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産は、社債及び㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

(1年以内に償還・返済すべき金額を含む。)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
社債	929,700百万円	910,000百万円
㈱日本政策投資銀行借入金	361,592百万円	330,640百万円
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	100,000百万円	50,000百万円

(2) 当社が出資する会社の借入金の担保に供している。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
長期投資	254百万円	254百万円

(3) 一部の連結子会社の資産は借入金の担保に供している。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
水力発電設備	10,320百万円	6,540百万円
その他の固定資産	39,588百万円	37,343百万円
計	49,909百万円	43,883百万円

なお、上記のうち工場財団の内訳は以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
土地	10,736百万円	10,615百万円
構築物	22,128百万円	18,658百万円
機械装置	7,590百万円	5,820百万円
その他	2,621百万円	2,269百万円
計	43,077百万円	37,364百万円

上記資産を担保としている債務は以下のとおりである。(1年以内に返済すべき金額を含む。)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
長期借入金	3,798百万円	1,747百万円
(うち工場財団抵当の当該債務)	(2,847百万円)	(1,633百万円)

## 7 偶発債務

### (1) 社債、借入金に対する保証債務

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
日本原燃(株)	63,547百万円	59,517百万円
日本原子力発電(株)	6,760百万円	6,760百万円
エムティーファルコン ホールディングス	3,844百万円	3,527百万円
スプリーム・エナジー・ランタ ウ・デダップ	64百万円	1,433百万円
(株)バイオマスパワーしずくいし	21百万円	10百万円
従業員(財形住宅融資)	71百万円	45百万円
計	74,309百万円	71,294百万円

### (2) 取引の履行等に対する保証債務

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
サルティージョ発電会社	160百万円	167百万円
リオブラボーⅡ発電会社	214百万円	223百万円
リオブラボーⅢ発電会社	390百万円	450百万円
リオブラボーⅣ発電会社	675百万円	519百万円
アルタミラⅡ発電会社	552百万円	556百万円
Diamond LNG Shipping 3 Pte.Ltd.	1,618百万円	1,387百万円
スプリーム・エナジー・ランタ ウ・デダップ	102百万円	86百万円
計	3,714百万円	3,392百万円

### (3) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、下記金融機関との間に金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務の履行引受契約を締結し、債務の履行を委任した。しかし、社債権者に対する当社の社債償還義務は社債償還完了時まで存続する。

[銘柄]	[債務の履行引受金融機関]	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
第441回社債	(株)みずほ銀行	20,000百万円	20,000百万円
第443回社債	(株)みずほ銀行	20,000百万円	—
第445回社債	(株)みずほ銀行	30,000百万円	—
第448回社債	(株)三井住友銀行	30,000百万円	30,000百万円
計		100,000百万円	50,000百万円

## (連結損益計算書関係)

## 1 退職給付費用及び引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付費用	26,386百万円	31,440百万円

## 2 営業費用の内訳

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

電気事業営業費用の内訳

区分	電気事業営業費用 (百万円)	電気事業営業費用 のうち販売費・ 一般管理費の計 (百万円)
人件費	155,000	78,743
燃料費	371,584	—
修繕費	192,124	5,588
委託費	49,710	18,191
減価償却費	199,998	15,747
購入電力料	405,182	—
公租公課	86,820	2,589
その他	303,331	42,131
合計	1,763,752	162,992

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

電気事業営業費用の内訳

区分	電気事業営業費用 (百万円)	電気事業営業費用 のうち販売費・ 一般管理費の計 (百万円)
人件費	160,711	85,000
燃料費	448,747	—
修繕費	173,878	5,748
委託費	45,508	16,168
減価償却費	194,369	17,859
購入電力料	523,953	—
公租公課	87,073	2,307
その他	308,761	43,270
合計	1,943,004	170,355

## 3 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
一般管理費及び製造費用に 含まれる研究開発費	8,648百万円	8,743百万円

#### 4 減損損失

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

##### (1) グルーピング方法

- ① 電気事業に使用している固定資産は、発電から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとしている。
- ② 建設業、その他の事業に使用している固定資産のうち、主なグルーピング方法は以下のとおりである。
  - ・建設業に係る資産については、独立してキャッシュ・フローを把握できる事業所等毎に1つの資産グループとしている。
  - ・その他の事業に係る資産については、事業毎、地点毎に1つの資産グループとしている。
- ③ 上記以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としている。

##### (2) 具体的な減損損失

(1)のグルーピングをもとに認識された減損損失は14,920百万円(その他の電気事業固定資産及びその他の固定資産)であり、このうち主な固定資産の減損損失は以下のとおりである。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
秋田火力発電所5号機	秋田県秋田市	機械装置等	7,867
東新潟火力発電所5号機	新潟県北蒲原郡聖籠町	機械装置等	6,682

これらの資産は、今後の電力需要見通しを踏まえ、2018年9月での廃止を決定した東日本大震災を受けた追加供給対策として導入した緊急設置電源であり、廃止の決定により転用不能分について、投資の回収が困難であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として特別損失に計上したものである。

回収可能価額は正味売却価額により測定している。正味売却価額は売却等が困難であるため備忘価額としている。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項なし。

#### 5 受取損害賠償金による特別利益の内容

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

東京電力福島第一原子力発電所における事故に起因する損害のうち、「原町火力発電所の復旧遅延による損害」について、東京電力ホールディングス株式会社との間に締結した合意書に基づく賠償額7,900百万円を受取損害賠償金として特別利益に計上している。

#### 6 女川1号廃止関連損失による特別損失の内容

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、2018年10月25日開催の取締役会において、女川原子力発電所1号機の廃止を決定した。

この決定に伴い、女川原子力発電所1号機シュラウド取替関連除却工事に係る治具の製作費用等について、他号機への転用の可能性を検討したものの、その見込みがないことから、2,145百万円を女川1号廃止関連損失として特別損失に計上している。



(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	556百万円	△5,129百万円
組替調整額	44百万円	△0百万円
税効果調整前	601百万円	△5,129百万円
税効果額	△161百万円	1,245百万円
その他有価証券評価差額金	440百万円	△3,883百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	179百万円	387百万円
組替調整額	816百万円	704百万円
資産の取得原価調整額	△147百万円	△587百万円
税効果調整前	848百万円	504百万円
税効果額	△237百万円	△140百万円
繰延ヘッジ損益	611百万円	363百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	496百万円	△503百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	440百万円	△7,753百万円
組替調整額	15,277百万円	20,307百万円
税効果調整前	15,717百万円	12,553百万円
税効果額	△4,364百万円	△3,628百万円
退職給付に係る調整額	11,352百万円	8,925百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△0百万円	△1百万円
その他の包括利益合計	12,900百万円	4,900百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	502,882,585	—	—	502,882,585
合計	502,882,585	—	—	502,882,585
自己株式				
普通株式	3,914,835	25,370	135,561	3,804,644
合計	3,914,835	25,370	135,561	3,804,644

(注) 1 自己株式の株式数の増加25,370株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2 自己株式の株式数の減少135,561株は、ストック・オプションの権利行使及び単元未満株式の買増請求による売渡に伴う減少である。

2 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	957
合計			—	—	—	—	957

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	9,979	20.00	2017年3月31日	2017年6月29日
2017年10月26日 取締役会	普通株式	9,981	20.00	2017年9月30日	2017年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,981	20.00	2018年3月31日	2018年6月28日

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	502,882,585	—	—	502,882,585
合 計	502,882,585	—	—	502,882,585
自己株式				
普通株式	3,804,644	22,850	183,895	3,643,599
合 計	3,804,644	22,850	183,895	3,643,599

(注) 1 自己株式の株式数の増加22,850株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2 自己株式の株式数の減少183,895株は、ストック・オプションの権利行使及び単元未満株式の買増請求による売渡に伴う減少である。

2 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	ストック・オブ ションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	1,013
合 計			—	—	—	—	1,013

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	9,981	20.00	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年10月25日 取締役会	普通株式	9,984	20.00	2018年9月30日	2018年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,984	20.00	2019年3月31日	2019年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
現金及び預金期末残高	187,905百万円	178,729百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	△1,156百万円	△966百万円
その他の流動資産 (償還期限が3か月 以内の短期投資)	55,422百万円	7,179百万円
現金及び現金同等物期末残高	242,171百万円	184,942百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電気事業を行うための設備資金や運転資金などを社債発行及び銀行借入などにより調達している。デリバティブ取引は、当社においては、通常業務から発生する債務を対象とし、長期借入金に係る金利変動リスクを回避することを目的とした金利スワップ、燃料価格変動リスクを低減することを目的とした燃料価格スワップ等を利用しており、投機目的の取引は行っていない。また、一部の連結子会社においては、余裕資金の効率的な運用のため、元本に影響を及ぼすリスクがない複合金融商品を満期保有目的で利用している。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券は、主として取引先企業の株式や満期保有目的の債券などであり、市場価格の変動リスクに晒されているが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

受取手形及び売掛金は、主として電灯・電力料などの営業債権であり、取引先の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、特定小売供給約款等に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

社債及び長期借入金は、主に設備資金及び償還資金の調達を目的とし、その大部分を固定金利で調達していることから、金利変動による業績への影響は限定的である。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

デリバティブ取引は、取引先の信用リスクに晒されているが、当該リスクを軽減するため、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づき行っており、信用度の高い金融機関のみを取引相手としている。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。「注記事項(デリバティブ取引関係)」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。また、時価及び評価損益については、評価時点の市場指標等により合理的に見積もられる評価額であり、実際に将来受払いされる金額ではない。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(2018年3月31日)

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない((注2)参照)。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
資産			
(1) 有価証券(※1)	89,745	89,560	△185
(2) 現金及び預金	187,905	187,905	—
(3) 受取手形及び売掛金	212,195	212,195	—
負債			
(4) 社債(※2)	930,010	943,838	13,827
(5) 長期借入金(※2)	1,475,300	1,511,371	36,071
(6) 支払手形及び買掛金	143,999	143,999	—
デリバティブ取引(※3)	△1,763	△1,763	—

(※1) (1) 有価証券は、満期保有目的の債券(1年以内に償還予定のものを含む)及びその他有価証券を対象としている。

(※2) (4) 社債及び(5) 長期借入金は、1年以内に償還・返済予定のものを含めている。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

#### (1) 有価証券

譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。地方債については、償還額を国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、その他の債券については、取引金融機関から提示された価格によっている。

また、株式については、取引所の価格によっている。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「注記事項(有価証券関係)」に記載している。

#### (2) 現金及び預金、並びに(3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

### 負 債

#### (4) 社債

市場価格をもとに時価を算定している。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として記載しており、その時価は、取引金融機関から提示された価格等によっている(下記「デリバティブ取引」参照)。

#### (5) 長期借入金

固定金利による借入の時価は、元利金の合計額を当社社債に基づいて算定した利率により割り引いて算定する方法などによっている。変動金利による借入の時価は、短期間で市場金利を反映していることから、帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として記載しており、その時価は、取引金融機関から提示された価格等によっている(下記「デリバティブ取引」参照)。

#### (6) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定している。また、複合金融商品の購入額及び評価損益等については、「(1) 有価証券」に含めて記載している。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該社債及び長期借入金の時価に含めて記載している(上記「(4) 社債、(5) 長期借入金」参照)。

### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	145,028
出資証券	1,174
その他	82
合 計	146,286

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 有価証券」には含めていない。

### (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	62	133	—	—
社債	—	—	—	1,000
譲渡性預金	3,710	—	—	—
その他	—	—	—	7,934
その他有価証券のうち満期があるもの				
社債	44	—	—	—
譲渡性預金	50,500	—	—	—
現金及び預金	187,905	—	—	—
受取手形及び売掛金	212,195	—	—	—
合 計	454,417	133	—	8,934

### (注4) 社債及び長期借入金の連結決算日後の償還・返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	119,821	95,000	185,189	50,000	65,000	415,000
長期借入金	239,454	212,685	175,044	190,535	141,121	516,460
合 計	359,275	307,685	360,233	240,535	206,121	931,460

当連結会計年度(2019年3月31日)

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない((注2)参照)。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
資産			
(1) 有価証券(※1)	38,756	38,696	△59
(2) 現金及び預金	178,729	178,729	—
(3) 受取手形及び売掛金	232,303	232,303	—
負債			
(4) 社債(※2)	910,120	923,864	13,743
(5) 長期借入金(※2)	1,430,322	1,496,139	65,817
(6) 支払手形及び買掛金	141,197	141,197	—
デリバティブ取引(※3)	△1,259	△1,259	—

(※1) (1) 有価証券は、満期保有目的の債券(1年以内に償還予定のものを含む)及びその他有価証券を対象としている。

(※2) (4) 社債及び(5) 長期借入金は、1年以内に償還・返済予定のものを含めている。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

##### (1) 有価証券

譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。地方債については、償還額を国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、その他の債券については、取引金融機関から提示された価格によっている。

また、株式については、取引所の価格によっている。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「注記事項(有価証券関係)」に記載している。

##### (2) 現金及び預金、並びに(3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

#### 負 債

##### (4) 社債

市場価格をもとに時価を算定している。

##### (5) 長期借入金

固定金利による借入の時価は、元金金の合計額を当社社債に基づいて算定した利率により割り引いて算定する方法などによっている。変動金利による借入の時価は、短期間で市場金利を反映していることから、帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として記載しており、その時価は、取引金融機関から提示された価格等によっている(下記「デリバティブ取引」参照)。

##### (6) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。



## デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定している。また、複合金融商品の購入額及び評価損益等については、「(1) 有価証券」に含めて記載している。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している(上記「(5) 長期借入金」参照)。

### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	144,724
出資証券	1,174
その他	209
合 計	146,108

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 有価証券」には含めていない。

### (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	62	70	—	—
社債	999	—	—	1,000
譲渡性預金	4,470	—	—	—
その他	2,000	—	—	8,976
その他有価証券のうち満期があるもの				
社債	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—
現金及び預金	178,729	—	—	—
受取手形及び売掛金	232,303	—	—	—
合 計	418,565	70	—	9,976

### (注4) 社債及び長期借入金の連結決算日後の償還・返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	95,000	185,120	70,000	65,000	115,000	380,000
長期借入金	213,336	175,820	192,551	177,058	125,751	545,803
合 計	308,336	360,940	262,551	242,058	240,751	925,803

## (有価証券関係)

## 1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2018年3月31日)

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの)			
国債・地方債等	195	195	0
社債	1,000	1,008	8
その他	3,000	3,116	116
(時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの)			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	8,644	8,334	△309
合 計	12,840	12,655	△185

当連結会計年度(2019年3月31日)

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの)			
国債・地方債等	133	133	0
社債	1,000	1,004	4
その他	4,000	4,138	138
(時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの)			
国債・地方債等	—	—	—
社債	999	999	△0
その他	11,446	11,243	△203
合 計	17,579	17,519	△59

## 2 その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	23,557	13,796	9,761
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	2,847	3,029	△182
その他	50,500	50,500	—
合 計	76,905	67,326	9,578

当連結会計年度(2019年3月31日)

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
株式	15,087	8,215	6,871
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
株式	6,088	8,612	△2,524
合 計	21,176	16,828	4,347

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

複合金融商品の購入額及び評価損益については、「注記事項(金融商品関係)及び(有価証券関係)」に含めて記載している。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	112,525	94,674	△1,763
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引				(注) 2
	支払変動・受取固定	社債	30,000	—	
	支払固定・受取変動	長期借入金	75,000	71,052	

(注) 1 時価の算定方法 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定している。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該社債及び長期借入金の時価に含めて記載している。

当連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	94,674	77,483	△1,259
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	71,052	55,260	(注) 2

(注) 1 時価の算定方法 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定している。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用している。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用を計算している。

2 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	498,548百万円	495,611百万円
勤務費用	14,255百万円	14,241百万円
利息費用	2,525百万円	2,484百万円
数理計算上の差異の発生額	3,552百万円	1,944百万円
退職給付の支払額	△23,208百万円	△22,175百万円
過去勤務費用の発生額	△264百万円	43百万円
その他	202百万円	204百万円
退職給付債務の期末残高	495,611百万円	492,355百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	321,274百万円	327,094百万円
期待運用収益	9,865百万円	10,029百万円
数理計算上の差異の発生額	3,757百万円	△5,801百万円
事業主からの拠出額	5,657百万円	5,734百万円
退職給付の支払額	△13,640百万円	△13,515百万円
その他	180百万円	179百万円
年金資産の期末残高	327,094百万円	323,720百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	357,546百万円	355,713百万円
年金資産	△327,094百万円	△323,720百万円
	30,452百万円	31,992百万円
非積立型制度の退職給付債務	138,065百万円	136,641百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	168,517百万円	168,634百万円
退職給付に係る負債	172,704百万円	172,900百万円
退職給付に係る資産	△4,187百万円	△4,265百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	168,517百万円	168,634百万円

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	14,255百万円	14,241百万円
利息費用	2,525百万円	2,484百万円
期待運用収益	△9,865百万円	△10,029百万円
数理計算上の差異の費用処理額	15,233百万円	20,385百万円
過去勤務費用の費用処理額	13百万円	△41百万円
その他	1,600百万円	1,708百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	23,762百万円	28,748百万円

## (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
過去勤務費用	277百万円	△85百万円
数理計算上の差異	15,439百万円	12,639百万円
合計	15,717百万円	12,553百万円

## (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未認識過去勤務費用	△101百万円	△15百万円
未認識数理計算上の差異	19,776百万円	7,136百万円
合計	19,675百万円	7,121百万円

## (7) 年金資産に関する事項

## ① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
債券	46%	37%
生保一般勘定	22%	22%
株式	27%	28%
その他	5%	13%
合計	100%	100%

## ② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

## (8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.0～1.2%	0.0～1.2%
長期期待運用収益率	0.0～3.3%	0.0～3.3%



(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
電気事業営業費用の株式報酬費用	230百万円	282百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社取締役17名、 当社執行役員24名	当社取締役17名、 当社執行役員23名	当社取締役16名、 当社執行役員24名	当社取締役(社外取締 役を除く)15名、 当社執行役員24名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	当社普通株式 165,400株	当社普通株式 286,900株	当社普通株式 297,500株	当社普通株式 218,300株
付与日	2010年 8月 2日	2011年 8月 1日	2012年 8月 1日	2013年 8月 1日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	2010年 8月 3日～ 2035年 8月 2日	2011年 8月 2日～ 2036年 8月 1日	2012年 8月 2日～ 2037年 8月 1日	2013年 8月 2日～ 2038年 8月 1日

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締 役を除く)15名、 当社執行役員25名	当社取締役(社外取締 役を除く)15名、 当社執行役員23名	当社取締役(社外取締 役を除く)14名、 当社執行役員27名	当社取締役(社外取締 役を除く)13名、 当社執行役員27名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	当社普通株式 242,300株	当社普通株式 147,500株	当社普通株式 195,400株	当社普通株式 162,900株
付与日	2014年 8月 1日	2015年 8月 3日	2016年 8月 1日	2017年 8月 1日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	2014年 8月 2日～ 2039年 8月 1日	2015年 8月 4日～ 2040年 8月 3日	2016年 8月 2日～ 2041年 8月 1日	2017年 8月 2日～ 2042年 8月 1日

	2018年 ストック・オプション
会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く当社 取締役(監査等委員で あるものを除く)10名、 当社執行役員(取締役 であるものを除く)34 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	当社普通株式 215,100株
付与日	2018年 8月 1日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	2018年 8月 2日～ 2043年 8月 1日

(注) 株式数に換算して記載している。



## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

## ① ストック・オプションの数

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	22,100	56,500	77,600	80,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	3,600	6,400	18,200	26,700
未確定残	18,500	50,100	59,400	53,300
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	3,600	6,400	18,200	26,700
権利行使	3,600	6,400	18,200	26,700
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	113,100	105,500	160,600	162,900
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	29,300	29,000	36,700	31,600
未確定残	83,800	76,500	123,900	131,300
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	29,300	29,000	36,700	31,600
権利行使	29,300	29,000	36,700	31,600
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	2018年 ストック・オプション
会社名	提出会社
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	215,100
失効	—
権利確定	—
未確定残	215,100
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

②単価情報

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,331	1,331	1,331	1,331
付与日における公正な 評価単価(円)	1,608	821	480	1,229

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,331	1,331	1,331	1,331
付与日における公正な 評価単価(円)	1,155	1,713	1,234	1,415

	2018年 ストック・オプション
会社名	提出会社
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な 評価単価(円)	1,312

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2018年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりである。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	2018年ストック・オプション
会社名	提出会社
株価変動性 (注) 1	23.242%
予想残存期間 (注) 2	3.251年
予想配当 (注) 3	40円/株
無リスク利子率 (注) 4	-0.107%

(注) 1 予想残存期間3.251年に対応する期間(2015年5月から2018年8月まで)の株価実績に基づき算定している。

2 過去10年間の各役職ごとの退任時における平均年齢を基に算出し、各新株予約権者の予想在任期間を付与された新株予約権の個数で加重平均することにより見積っている。

3 2018年3月期の配当実績

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	50,229百万円	50,215百万円
未実現利益消去額	26,473百万円	26,338百万円
資産除去債務	14,784百万円	23,913百万円
繰延収益	23,838百万円	22,092百万円
繰越欠損金	11,183百万円	4,818百万円
その他	95,560百万円	99,326百万円
繰延税金資産小計	222,069百万円	226,704百万円
評価性引当額	△37,128百万円	△37,216百万円
繰延税金資産合計	184,941百万円	189,488百万円
繰延税金負債		
資産除去債務相当資産	△8,114百万円	△17,285百万円
原子力廃止関連仮勘定	—	△6,827百万円
その他有価証券評価差額金	△2,737百万円	△1,942百万円
その他	△963百万円	△738百万円
繰延税金負債合計	△11,815百万円	△26,793百万円
繰延税金資産の純額	173,126百万円	162,696百万円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	—	27.85%
(調整)		
未実現利益消去税効果未認識額	—	1.93%
連結子会社の税率差異	—	1.14%
税額控除	—	△1.10%
その他	—	0.12%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	29.94%

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略している。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

### 1 資産除去債務の概要

主に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）に規定されている特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。

なお、有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっている。

### 2 資産除去債務の金額の算定方法

主に「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）に定める積立期間を使用見込期間とし、割引率2.3%を使用して資産除去債務へ計上する方法によっている。

### 3 資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	120,754百万円	121,010百万円
期中変動額	256百万円	41,203百万円
期末残高	121,010百万円	162,214百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営会議が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社グループは、電気事業を中核とした複合エネルギーサービス企業グループとして事業活動を展開している。

したがって、当社グループは、エネルギーサービスを基礎としたセグメントから構成されており、電力を供給する「電気事業」、電気・通信・土木・建築工事及び電力供給設備の設計・製作等や、環境保全に関する調査・測量・測定分析を行う「建設業」を報告セグメントとしている。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。セグメント間の売上高は、第三者間取引価格に基づいている。

「会計方針の変更」に記載のとおり、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」の改正に伴い、当連結会計年度より、報告セグメントの有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法を変更している。

当該変更により従来の方法と比べて、当連結会計年度の「電気事業」のセグメント利益が1,758百万円減少している。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	電気事業	建設業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,854,398	128,903	1,983,302	88,077	2,071,380	—	2,071,380
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,208	159,503	162,711	130,423	293,135	△293,135	—
計	1,857,606	288,407	2,146,014	218,501	2,364,516	△293,135	2,071,380
セグメント利益	84,087	15,129	99,217	10,716	109,934	△2,268	107,665
セグメント資産	3,890,474	243,773	4,134,247	372,563	4,506,811	△284,648	4,222,163
その他の項目							
減価償却費 (核燃料減損額を含む)	207,156	3,643	210,800	18,922	229,722	△7,706	222,016
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	279,291	5,409	284,700	18,750	303,451	△9,402	294,049

(注) 1 その他には、ガス事業、情報通信事業、電力供給設備等の資機材の製造・販売などの事業を含んでいる。

2 調整額は、以下のとおりである。

(1) セグメント利益の調整額△2,268百万円は、セグメント間取引消去によるものである。

(2) セグメント資産の調整額△284,648百万円には、セグメント間取引消去△283,005百万円が含まれている。

(3) 減価償却費の調整額△7,706百万円は、セグメント間取引消去によるものである。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△9,402百万円は、セグメント間取引消去によるものである。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	電気事業	建設業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	2,012,748	132,590	2,145,338	98,975	2,244,314	—	2,244,314
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,164	143,297	146,461	126,035	272,497	△272,497	—
計	2,015,912	275,887	2,291,800	225,011	2,516,811	△272,497	2,244,314
セグメント利益	64,899	10,837	75,737	10,777	86,515	△2,882	83,633
セグメント資産	3,908,894	247,524	4,156,419	387,020	4,543,440	△284,806	4,258,633
その他の項目							
減価償却費 （核燃料減損額を含む）	201,774	3,825	205,599	17,980	223,580	△7,952	215,628
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	265,279	5,164	270,444	23,167	293,611	△10,320	283,291

(注) 1 その他には、ガス事業、情報通信事業、電力供給設備等の資機材の製造・販売などの事業を含んでいる。

2 調整額は、以下のとおりである。

(1) セグメント利益の調整額△2,882百万円は、セグメント間取引消去によるものである。

(2) セグメント資産の調整額△284,806百万円には、セグメント間取引消去△283,648百万円が含まれている。

(3) 減価償却費の調整額△7,952百万円は、セグメント間取引消去によるものである。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△10,320百万円は、セグメント間取引消去によるものである。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

#### 【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

##### 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略している。

##### 2 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に分類した額が、連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略している。

###### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産の90%超であるため、記載を省略している。

##### 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はない。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

##### 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略している。

##### 2 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に分類した額が、連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略している。

###### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産の90%超であるため、記載を省略している。

##### 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はない。



【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	電気事業	建設業	その他(注)	合計
減損損失	14,608	110	201	14,920

(注) 「その他」の金額は、製造業に係るものである。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項なし。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項なし。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項なし。

## (1株当たり情報)

項 目	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)
1株当たり純資産額	1,463.42円	1,526.66円
1株当たり当期純利益金額	94.61円	93.12円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	89.60円	87.61円

(注) 1 「会計方針の変更」に記載のとおり、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法を変更している。

この結果、従来の方と比べて、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、それぞれ2.54円減少し、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、2.40円減少している。

2 算定上の基礎は以下のとおりである。

## (1) 1株当たり純資産額

項 目	前連結会計年度 (2018年 3月31日)	当連結会計年度 (2019年 3月31日)
純資産の部の合計額	798,705百万円	833,711百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	68,344百万円	71,544百万円
(うち新株予約権)	(957百万円)	(1,013百万円)
(うち非支配株主持分)	(67,387百万円)	(70,530百万円)
普通株式に係る期末の純資産額	730,361百万円	762,167百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	499,078千株	499,239千株

## (2) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項 目	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益	47,216百万円	46,483百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	47,216百万円	46,483百万円
普通株式の期中平均株式数	499,055千株	499,203千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	△117百万円	△103百万円
普通株式増加数	26,627千株	30,172千株
(うち転換社債型新株予約権付社債)	(25,871千株)	(29,387千株)
(うち新株予約権)	(756千株)	(785千株)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に 含めなかった潜在株式の概要	2020年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(額面総額70,000百万円、新株予約権の数7,000個)	—

## (重要な後発事象)

(会社分割による一般送配電事業の分割準備会社への承継に係る吸収分割契約の締結)

当社は、2018年9月に公表したとおり、2020年4月に予定されている送配電部門の法的分離に伴う一般送配電事業の分社化に向けた検討を行っており、2019年4月25日の取締役会決議により、2020年4月1日(予定)を目途に、当社が営む一般送配電事業及び離島における発電事業等を、会社分割の方法によって分割準備会社である「東北電力ネットワーク株式会社」(以下、「承継会社」という)に承継させることとし、2019年4月25日、承継会社との間で吸収分割契約を締結した(以下、この会社分割を「本件吸収分割」という)。

本件吸収分割の効力発生については、関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可等が得られることが前提条件となる。

### ① 本件吸収分割の背景・目的

東北電力グループを取り巻く環境は、2016年4月の電力小売全面自由化以降、地域や業種を超えた競争が進展するとともに、電力市場の整備や再生可能エネルギーの導入拡大、デジタルイノベーションの加速など、大きく変化している。

激変する事業環境の中においても、東北電力グループが電力の安定供給などの公益的使命を果たしながら、地域とともに持続的に成長していくため、2017年1月に策定した「東北電力グループ中期経営方針(2017～2020年度)」に基づき、財務基盤の強化や収益拡大に向けた取り組みを進めている。

こうしたなか、2020年4月に予定されている送配電部門の法的分離に対応し、東北電力グループのさらなる企業価値向上に向けた組織体制を構築するため、当社は、2020年4月を目途に、一般送配電事業等を分社化し、発電事業及び小売電気事業等を運営する「事業持株会社(東北電力株式会社)」のもとに、100%子会社である「送配電会社(東北電力ネットワーク株式会社)」を配置する体制へ移行する。

事業持株会社(東北電力株式会社)は、グループ全体の経営戦略の策定や経営資源の最適配分等を行うとともに、発電部門・販売部門の連携により総合力を発揮することで、低廉で高品質な総合エネルギーサービスをお客さまに提供し、競争力の強化とさらなる収益性の向上を目指していく。

送配電会社(東北電力ネットワーク株式会社)は、安全確保を最優先に、東北6県及び新潟県における電力の安定供給を果たし、中立性・公平性のより一層の確保と的確かつ質の高いサービス提供に努め、引き続き、地域社会との共栄・お客さまからの信頼の向上を目指していく。

当社は、このような組織体制の構築を通じて、機動的な意思決定のもと、各事業の自律性向上と価値創造力の強化を図るとともに、グループシナジーの発揮によるグループ全体の企業価値向上に努め、東北電力グループスローガン「より、そう、ちから。」のもと、お客さま、地域社会、そして株主のみなさまの期待に応えていく。

### ② 本件吸収分割の要旨

#### a. 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会(当社)	2019年4月25日
吸収分割契約承認取締役決定(承継会社)	2019年4月25日
吸収分割契約締結	2019年4月25日
吸収分割契約承認時株主総会(当社)	2019年6月26日
吸収分割契約承認臨時株主総会(承継会社)	2019年6月26日
吸収分割効力発生日	2020年4月1日(予定)

#### b. 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である東北電力ネットワーク株式会社(分割準備会社)を承継会社とする吸収分割である。

#### c. 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社である東北電力ネットワーク株式会社は、普通株式3,548万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付する。

- d. 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い  
 当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しているが、当該新株予約権及び新株予約権付社債に基づく義務を東北電力ネットワーク株式会社へ移転又は承継しない。
- e. 本件吸収分割により増減する資本金  
 当社の資本金に変更はない。
- f. 承継会社が承継する権利義務  
 東北電力ネットワーク株式会社は、当社との間で締結した2019年4月25日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。  
 なお、本件吸収分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。  
 また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社へ承継しない。
- g. 債務履行の見込み  
 当社及び承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務履行の見込みについては、問題ないと判断している。

### ③ 分割する事業部門の概要

- a. 分割する部門の事業内容  
 一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業
- b. 分割する部門の経営成績（2019年3月期）

分割対象事業の売上高（a）	当社単体の売上高（b）	比率（a／b）
189,541百万円	2,025,559百万円	9.4%

（注）外部売上高を記載している。

- c. 分割する資産、負債の項目及び金額（2019年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	1,844,164百万円	固定負債	69,934百万円
流動資産	189,971百万円	流動負債	297,670百万円
合計	2,034,136百万円	合計	367,605百万円

（注）上記の金額は、2019年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となる。

### ④ 本件吸収分割後の状況（2020年4月1日現在（予定））

	分割会社	承継会社
a. 商号	東北電力株式会社	東北電力ネットワーク株式会社
b. 所在地	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
c. 代表者の 役職・氏名	取締役社長 社長執行役員 原田 宏哉	未定
d. 事業内容	電気事業 等	一般送配電事業、 離島における発電事業 等
e. 資本金	251,441百万円	24,000百万円
f. 決算期	3月31日	3月31日

### ⑤ 今後の見通し

承継会社は当社の100%子会社であるため、本件吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微である。

## ⑤ 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東北電力	第385回社債	1998. 4. 24	50,000	—	2.95	一般担保	2018. 4. 25
〃	第416回 〃	2003. 6. 23	20,000	—	0.83	〃	2018. 6. 25
〃	第441回 〃 (注) 1	2008. 2. 29	—	—	1.862	〃	2020. 2. 25
〃	第443回 〃 (注) 1	2008. 7. 18	—	—	1.858	〃	2018. 7. 25
〃	第445回 〃 (注) 1	2008. 11. 28	—	—	1.792	〃	2018. 11. 22
〃	第448回 〃 (注) 1	2009. 5. 25	—	—	1.608	〃	2019. 5. 24
〃	第450回 〃 (注) 2	2009. 7. 28	20,000	20,000 (20,000)	1.473	〃	2019. 7. 25
〃	第452回 〃 (注) 2	2009. 12. 22	30,000	30,000 (30,000)	1.405	〃	2019. 12. 25
〃	第454回 〃	2010. 5. 24	30,000	30,000	1.39	〃	2020. 5. 25
〃	第456回 〃	2010. 11. 29	30,000	30,000	1.176	〃	2020. 11. 25
〃	第460回 〃	2012. 3. 16	10,000	10,000	1.535	〃	2022. 2. 25
〃	第462回 〃	2012. 5. 31	15,000	15,000	1.376	〃	2022. 5. 25
〃	第464回 〃 (注) 2	2012. 8. 13	25,000	25,000 (25,000)	0.891	〃	2019. 8. 23
〃	第465回 〃	2012. 9. 24	20,000	20,000	1.279	〃	2022. 9. 22
〃	第467回 〃	2013. 4. 24	35,000	35,000	1.095	〃	2020. 4. 24
〃	第468回 〃	2013. 4. 24	15,000	15,000	1.390	〃	2023. 4. 25
〃	第469回 〃	2013. 6. 13	10,000	10,000	1.543	〃	2023. 6. 23
〃	第470回 〃	2013. 6. 25	30,000	30,000	1.55	〃	2023. 6. 23
〃	第471回 〃	2013. 12. 12	10,000	10,000	1.168	〃	2023. 12. 25
〃	第472回 〃	2014. 2. 25	10,000	10,000	0.954	〃	2024. 2. 23
〃	第473回 〃	2014. 4. 23	40,000	40,000	0.597	〃	2021. 4. 23
〃	第474回 〃 (注) 2	2014. 6. 25	10,000	10,000 (10,000)	0.40	〃	2019. 6. 25
〃	第475回 〃	2014. 9. 16	20,000	20,000	0.809	〃	2024. 9. 25
〃	第476回 〃	2015. 1. 16	20,000	20,000	0.570	〃	2025. 1. 24
〃	第477回 〃	2015. 2. 26	20,000	20,000	0.741	〃	2025. 2. 25
〃	第478回 〃	2015. 2. 26	10,000	10,000	1.265	〃	2030. 2. 25
〃	第479回 〃	2015. 4. 27	10,000	10,000	0.372	〃	2022. 4. 25
〃	第480回 〃	2015. 4. 27	10,000	10,000	1.049	〃	2030. 4. 25
〃	第481回 〃	2015. 7. 23	20,000	20,000	0.803	〃	2025. 7. 25

会社名	銘 柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東北電力	第482回社債	2016. 2. 25	20,000	20,000	0.400	一般担保	2026. 2. 25
〃	第483回 〃	2016. 5. 24	20,000	20,000	0.300	〃	2026. 5. 25
〃	第484回 〃	2016. 5. 24	20,000	20,000	0.758	〃	2036. 5. 23
〃	第485回 〃	2016. 7. 14	20,000	20,000	0.250	〃	2026. 7. 24
〃	第486回 〃	2016. 7. 14	10,000	10,000	0.485	〃	2036. 7. 25
〃	第487回 〃	2016. 9. 8	20,000	20,000	0.170	〃	2023. 9. 25
〃	第488回 〃	2016. 10. 20	20,000	20,000	0.290	〃	2026. 10. 23
〃	第489回 〃 (注) 2	2016. 12. 22	10,000	10,000 (10,000)	0.14	〃	2019. 12. 25
〃	第490回 〃	2017. 2. 28	10,000	10,000	0.220	〃	2023. 2. 24
〃	第491回 〃	2017. 2. 28	10,000	10,000	0.420	〃	2027. 2. 25
〃	第492回 〃	2017. 4. 20	20,000	20,000	0.405	〃	2027. 4. 23
〃	第493回 〃	2017. 4. 20	10,000	10,000	0.856	〃	2037. 4. 24
〃	第494回 〃	2017. 6. 8	20,000	20,000	0.425	〃	2027. 6. 25
〃	第495回 〃	2017. 6. 23	10,000	10,000	0.14	〃	2020. 6. 25
〃	第496回 〃	2017. 9. 7	20,000	20,000	0.355	〃	2027. 9. 24
〃	第497回 〃	2017. 9. 7	10,000	10,000	0.807	〃	2037. 9. 25
〃	第498回 〃	2017. 11. 27	10,000	10,000	0.170	〃	2022. 11. 25
〃	第499回 〃	2017. 11. 27	20,000	20,000	0.405	〃	2027. 11. 25
〃	第500回 〃	2017. 12. 22	10,000	10,000	0.14	〃	2020. 12. 25
〃	第501回 〃	2018. 6. 7	—	20,000	0.385	〃	2028. 6. 23
〃	第502回 〃	2018. 6. 7	—	10,000	0.749	〃	2038. 5. 25
〃	第503回 〃	2018. 6. 22	—	10,000	0.14	〃	2021. 6. 25
〃	第504回 〃	2018. 10. 24	—	20,000	0.160	〃	2023. 10. 25
〃	第505回 〃	2018. 11. 29	—	20,000	0.420	〃	2028. 11. 24
〃	第506回 〃	2018. 12. 21	—	10,000	0.14	〃	2021. 12. 24
〃	第507回 〃	2019. 2. 28	—	10,000	0.763	〃	2039. 2. 25
〃	2018年満期ユーロ円建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債 (注) 3	2015. 12. 3	50,121	—	—	〃	2018. 12. 3
〃	2020年満期ユーロ円建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債 (注) 3	2015. 12. 3	70,189	70,120	—	〃	2020. 12. 3



会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
	小 計	—	930,310	910,120 (95,000)	—	—	—
	内部取引の消去	—	△300	—	—	—	—
	合 計	—	930,010	910,120 (95,000)	—	—	—

(注) 1 東北電力社債の次の回号については、金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し、債務の履行を委任したので、償還したものととして処理している。したがって、連結貸借対照表には表示していない。

東北電力第443回社債(債務履行引受契約締結日：2015年3月20日)

東北電力第445回社債(債務履行引受契約締結日：2015年3月20日)

東北電力第441回社債(債務履行引受契約締結日：2015年9月17日)

東北電力第448回社債(債務履行引受契約締結日：2015年9月17日)

2 「当期末残高」欄下段の( )は1年以内に償還が予定される金額の内書である。

3 新株予約権付社債に関する内容は次のとおりである。

銘柄	2018年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債	2020年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式	同左
新株予約権の発行価額(円)	無償	同左
株式の発行価格(円)	1,904.4	1,935.5
発行価額の総額(百万円)	50,500	70,350
新株予約権の行使により発行した 株式の発行価額の総額(百万円)	—	—
新株予約権の付与割合(%)	100	100
新株予約権の行使期間	2015年12月17日から 2018年11月19日まで	2015年12月17日から 2020年11月19日まで
代用払込みに関する事項	本新株予約権に係る本社債を出資 するものとし、当該本社債の価額 は、その額面金額と同額とする。	同左

2018年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債については、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において、期末配当金を1株につき20円とする剰余金の処分に関する議案が承認可決され、2018年3月期の年間配当が1株につき40円と決定されたことに伴い、転換価額調整条項に従い、2018年4月1日に遡って転換価額を1,932.7円から1,904.4円に調整した。

2020年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債については、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において、期末配当金を1株につき20円とする剰余金の処分に関する議案が承認可決され、2019年3月期の年間配当が1株につき40円と決定されたことに伴い、転換価額調整条項に従い、2019年4月1日に遡って転換価額を1,935.5円から1,908.1円に調整した。

4 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりである。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
95,000	185,120	70,000	65,000	115,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,276,371	1,252,508	0.703	2020.4.24 ~ 2039.1.31
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	21,490	23,965	—	2020.4.15 ~ 2049.12.25
1年以内に返済予定の長期借入金	258,073	239,930	0.680	—
1年以内に返済予定のリース債務	6,801	7,228	—	—
短期借入金	25,145	26,922	0.118	—
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー (1年以内返済)	18,000	40,000	△0.009	—
小計	1,605,881	1,590,553	—	—
内部取引の消去	△96,507	△103,081	—	—
合計	1,509,374	1,487,472	—	—

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載している。  
 2 リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していない。  
 3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりである。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	175,820	192,551	177,058	125,751
リース債務	3,161	2,777	2,215	1,472

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
特定原子力発電施設 (原子力発電施設解体引当金)	91,651	6,901	—	98,552
特定原子力発電施設 (その他)	28,708	40,616	6,901	62,423
その他	651	604	17	1,238

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	488,009	1,035,108	1,582,453	2,244,314
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	32,499	44,065	37,967	72,598
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	22,504	30,312	23,820	46,483
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	45.09	60.73	47.72	93.12

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金 額又は1株当たり四半期純 損失金額 (円)	45.09	15.64	△13.00	45.40

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
固定資産	3,420,930	3,480,936
電気事業固定資産	注1、注2 2,517,487	注1、注2 2,514,998
水力発電設備	164,332	164,933
汽力発電設備	345,121	325,150
原子力発電設備	240,271	273,024
内燃力発電設備	13,742	8,908
新エネルギー等発電設備	11,559	11,083
送電設備	643,405	621,239
変電設備	262,612	266,727
配電設備	712,070	713,791
業務設備	123,870	129,638
貸付設備	501	501
附帯事業固定資産	注1、注2 1,614	注1、注2 2,651
事業外固定資産	注1 4,744	注1 5,529
固定資産仮勘定	311,921	383,237
建設仮勘定	299,662	337,429
除却仮勘定	2,725	6,992
原子力廃止関連仮勘定	—	24,514
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	9,533	14,300
核燃料	159,977	165,081
装荷核燃料	34,729	30,591
加工中等核燃料	125,248	134,490
投資その他の資産	425,184	409,437
長期投資	注3 92,170	注3 83,863
関係会社長期投資	195,268	196,833
長期前払費用	10,222	8,386
繰延税金資産	127,583	120,498
貸倒引当金（貸方）	△61	△144
流動資産	485,544	442,604
現金及び預金	93,925	72,154
売掛金	150,775	178,660
諸未収入金	114,958	105,372
短期投資	50,500	—
貯蔵品	48,665	56,289
前払費用	304	201
関係会社短期債権	注7 19,534	注7 21,235
雑流動資産	7,102	8,941
貸倒引当金（貸方）	△222	△250
合計	3,906,474	3,923,541

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	2,337,067	2,361,466
社債	注3 810,189	注3 815,120
長期借入金	注3 1,223,209	注3 1,198,063
長期未払債務	3,444	1,975
リース債務	6,357	6,571
関係会社長期債務	5,399	5,482
退職給付引当金	121,288	133,708
災害復旧費用引当金	4,987	4,873
資産除去債務	120,359	160,975
雑固定負債	41,832	34,697
流動負債	931,461	907,897
1年以内に期限到来の固定負債	注3、注4 364,547	注3、注4 315,469
コマーシャル・ペーパー	18,000	40,000
買掛金	79,549	80,590
未払金	39,891	43,011
未払費用	87,597	98,004
未払税金	注5 24,968	注5 13,724
預り金	1,644	18,261
関係会社短期債務	51,398	45,897
諸前受金	263,221	251,911
災害復旧費用引当金	135	198
資産除去債務	9	—
雑流動負債	497	827
特別法上の引当金	1,100	—
濁水準備引当金	1,100	—
負債合計	3,269,629	3,269,363
株主資本	631,210	651,760
資本金	251,441	251,441
資本剰余金	26,657	26,657
資本準備金	26,657	26,657
利益剰余金	360,295	380,532
利益準備金	62,860	62,860
その他利益剰余金	297,435	317,671
海外投資等損失準備金	8	6
繰越利益剰余金	297,426	317,665
自己株式	△7,184	△6,870
評価・換算差額等	4,677	1,403
その他有価証券評価差額金	5,949	2,312
繰延ヘッジ損益	△1,272	△908
新株予約権	957	1,013
純資産合計	636,845	654,178
合計	3,906,474	3,923,541

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)
営業収益	1,869,361	2,025,559
電気事業営業収益	1,857,528	2,011,166
電灯料	587,361	590,952
電力料	838,879	837,532
地帯間販売電力料	60,143	61,758
他社販売電力料	149,335	248,404
託送収益	42,607	63,383
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	498	498
事業者間精算収益	8,229	8,798
再エネ特措法交付金	149,352	179,397
電気事業雑収益	21,041	20,359
貸付設備収益	80	80
附帯事業営業収益	11,832	14,393
ガス供給事業営業収益	11,447	14,107
熱供給事業営業収益	385	285
営業費用	1,786,961	1,965,274
電気事業営業費用	1,775,940	1,951,564
水力発電費	37,398	35,343
汽力発電費	479,945	534,700
原子力発電費	95,351	96,101
内燃力発電費	10,927	8,527
新エネルギー等発電費	9,597	7,978
地帯間購入電力料	59,025	61,920
他社購入電力料	391,889	509,960
送電費	88,112	82,786
変電費	53,632	53,319
配電費	178,589	173,087
販売費	48,669	43,804
貸付設備費	4	4
一般管理費	115,362	127,258
接続供給託送料	19	1,584
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	26
再エネ特措法納付金	158,714	166,116
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	2,651	2,651
電源開発促進税	29,578	29,362
事業税	16,609	17,182
電力費振替勘定(貸方)	△140	△153
附帯事業営業費用	11,021	13,710
ガス供給事業営業費用	10,590	13,432
熱供給事業営業費用	431	277
営業利益	82,399	60,284

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業外収益	8,939	9,702
財務収益	6,457	7,290
受取配当金	注1 6,269	注1 7,126
受取利息	188	164
事業外収益	2,481	2,411
固定資産売却益	253	154
雑収益	2,228	2,256
営業外費用	23,787	23,165
財務費用	21,935	18,933
支払利息	21,481	18,586
社債発行費	453	346
事業外費用	1,852	4,232
固定資産売却損	37	63
雑損失	1,815	4,168
当期経常収益合計	1,878,300	2,035,261
当期経常費用合計	1,810,749	1,988,440
当期経常利益	67,551	46,821
渴水準備金引当又は取崩し	1,100	△1,100
渴水準備金引当	1,100	—
渴水準備引当金取崩し(貸方)	—	△1,100
特別利益	5,522	7,900
受取損害賠償金	—	注2 7,900
有価証券売却益	注2 5,522	—
特別損失	14,608	2,145
女川1号廃止関連損失	—	注3 2,145
減損損失	注3 14,608	—
税引前当期純利益	57,364	53,676
法人税、住民税及び事業税	7,888	5,224
法人税等調整額	7,656	8,132
法人税等合計	15,544	13,356
当期純利益	41,820	40,320



**【電気事業営業費用明細表】**  
 前事業年度 (自 2017年 4月 1日  
 至 2018年 3月 31日)

区 分	水 力 発電費 (百万円)	汽 力 発電費 (百万円)	原子力 発電費 (百万円)	内燃力 発電費 (百万円)	新エネ ルギー等 発電費 (百万円)	地帯間 購 入 電力料 (百万円)	他 社 購 入 電力料 (百万円)	送電費 (百万円)	変電費 (百万円)	配電費 (百万円)	販売費 (百万円)	貸 付 設備費 (百万円)	一 般 管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合 計 (百万円)
役員給与	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	587	—	587
給料手当	4,141	7,290	8,329	334	278	—	—	5,139	9,858	23,780	23,312	—	21,462	—	103,927
給料手当振替額 (貸方)	△60	△23	△86	△3	△0	—	—	△150	△238	△199	△12	—	△370	—	△1,146
建設費への振替額 (貸方)	△60	△19	△86	△3	△0	—	—	△149	△238	△199	△1	—	△369	—	△1,129
その他への振替額 (貸方)	—	△3	—	—	—	—	—	△0	△0	△0	△11	—	△0	—	△16
退職給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,865	—	20,865
厚生費	828	1,476	1,667	69	51	—	—	1,047	1,973	4,685	4,535	—	4,022	—	20,358
法定厚生費	669	1,164	1,313	55	44	—	—	835	1,586	3,800	3,727	—	3,370	—	16,569
一般厚生費	158	312	353	14	6	—	—	211	387	884	808	—	651	—	3,789
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,112	—	—	—	—	3,112
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,069	—	—	—	1,069
雑給	24	163	105	3	—	—	—	74	82	760	993	—	1,530	—	3,739
燃料費	—	340,926	—	3,206	5,856	—	—	—	—	—	—	—	—	—	349,990
石炭費	—	100,329	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100,329
燃料油費	—	27,477	—	3,080	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,558
ガス費	—	211,753	—	125	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	211,879
助燃費及び蒸気料	—	919	—	—	5,856	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,776
運炭費及び運搬費	—	446	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	446
使用済燃料再処理等 拠出金費	—	—	2,691	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,691
使用済燃料再処理等 既発電費	—	—	2,691	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,691
廃棄物処理費	—	10,678	1,634	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,339
消耗品費	119	904	436	116	32	—	—	130	161	577	1,185	—	1,173	—	4,838
修繕費	11,827	44,975	16,767	2,133	1,862	—	—	18,924	9,321	77,933	—	—	5,824	—	189,569
水利使用料	2,629	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,629
補償費	222	429	1	—	—	—	—	161	36	178	7	—	6	—	1,043
賃借料	142	347	811	12	11	—	—	1,690	836	9,152	—	—	12,052	—	25,058
託送料	—	—	—	—	—	—	—	1,279	118	37	—	—	—	—	1,436
事業者間精算費	—	—	—	—	—	—	—	410	—	—	—	—	—	—	410
委託費	1,465	6,884	13,358	268	121	—	—	2,793	1,123	5,776	9,462	—	9,227	—	50,482
損害保険料	29	82	672	2	6	—	—	0	28	11	—	—	8	—	841
原子力損害賠償資金 補助法負担金	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
原子力損害賠償資金 補助法一般負担金	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
原賠・廃炉等 支援機構負担金	—	—	10,709	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,709
原賠・廃炉等 支援機構一般負担金	—	—	10,709	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,709
普及開発関係費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,502	—	2,974	—	6,476
養成費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,389	—	1,389
研究費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,338	—	6,338
諸費	401	6,789	955	19	21	—	—	800	559	1,861	4,080	—	6,321	—	21,810
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	172	—	—	—	172
諸税	2,261	5,692	4,180	457	157	—	—	6,563	3,619	9,952	360	4	2,201	—	35,452
固定資産税	2,227	5,593	4,047	455	156	—	—	6,509	3,551	9,946	—	4	1,205	—	33,699
雑税	33	99	133	2	0	—	—	54	68	6	360	—	995	—	1,753

区 分	水 力 発 電 費 (百万円)	汽 力 発 電 費 (百万円)	原子力 発 電 費 (百万円)	内 燃 力 発 電 費 (百万円)	新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 費 (百万円)	地 帯 間 購 入 電 力 料 (百万円)	他 社 購 入 電 力 料 (百万円)	送 電 費 (百万円)	変 電 費 (百万円)	配 電 費 (百万円)	販 売 費 (百万円)	貸 付 設 備 費 (百万円)	一 般 管 理 費 (百万円)	そ の 他 (百万円)	合 計 (百万円)
減価償却費	10,850	46,385	26,916	4,078	1,131	—	—	41,261	21,295	34,252	—	—	16,997	—	203,170
普通償却費	10,605	46,385	26,916	4,078	1,131	—	—	41,261	21,268	34,252	—	—	16,997	—	202,899
特別償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	26	—	—	—	—	—	26
試運転償却費	245	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	245
固定資産除却費	2,154	6,939	1,593	202	51	—	—	7,957	4,855	6,716	—	—	3,033	—	33,504
除却損	726	2,242	1,061	16	24	—	—	2,001	2,374	1,241	—	—	1,997	—	11,685
除却費用	1,428	4,696	532	186	26	—	—	5,956	2,481	5,474	—	—	1,035	—	21,818
原子力発電施設 解体費	—	—	4,628	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,628
共有設備費等分担額	357	1	—	—	14	—	—	27	—	0	—	—	—	—	401
共有設備費等分担額 (貸方)	—	—	△31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△31
地帯間購入電源費	—	—	—	—	—	58,974	—	—	—	—	—	—	—	—	58,974
地帯間購入送電費	—	—	—	—	—	50	—	—	—	—	—	—	—	—	50
他社購入電源費	—	—	—	—	—	—	391,889	—	—	—	—	—	—	—	391,889
新エネルギー等 電源費	—	—	—	—	—	—	187,977	—	—	—	—	—	—	—	187,977
その他の電源費	—	—	—	—	—	—	203,912	—	—	—	—	—	—	—	203,912
建設分関連費 振替額(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△229	—	△229
附帯事業営業費用 分関連費振替額 (貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△55	—	△55
接続供給託送料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19	19
再エネ特措法納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	158,714	158,714
使用済燃料再処理等既 発電費支払契約 締結分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,651	2,651
電源開発促進税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29,578	29,578
事業税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,609	16,609
電力費振替勘定 (貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△140	△140
合 計	37,398	479,945	95,351	10,927	9,597	59,025	391,889	88,112	53,632	178,589	48,669	4	115,362	207,433	1,775,940

(注) 1 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額18,064百万円が含まれている。

2 「貸倒損」には、貸倒引当金の繰入額44百万円が含まれている。

当事業年度 (自 2018年 4月 1日  
至 2019年 3月 31日)

区 分	水 力 発電費 (百万円)	汽 力 発電費 (百万円)	原子力 発電費 (百万円)	内燃力 発電費 (百万円)	新エネル ギー等 発電費 (百万円)	地帯間 購 入 電力料 (百万円)	他 社 購 入 電力料 (百万円)	送電費 (百万円)	変電費 (百万円)	配電費 (百万円)	販売費 (百万円)	貸 付 設備費 (百万円)	一 般 管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合 計 (百万円)
役員給与	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	509	—	509
給料手当	4,436	7,042	8,672	398	264	—	—	5,158	9,086	23,359	20,861	—	24,896	—	104,176
給料手当振替額 (貸方)	△65	△22	△118	△4	△0	—	—	△153	△215	△144	△8	—	△397	—	△1,130
建設費への振替額 (貸方)	△65	△15	△118	△4	△0	—	—	△152	△215	△144	△0	—	△394	—	△1,112
その他への振替額 (貸方)	—	△6	—	—	—	—	—	△1	—	△0	△7	—	△2	—	△18
退職給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25,954	—	25,954
厚生費	835	1,460	1,745	84	50	—	—	1,077	1,877	4,765	4,147	—	4,625	—	20,670
法定厚生費	727	1,146	1,379	65	44	—	—	845	1,485	3,806	3,392	—	3,888	—	16,782
一般厚生費	108	314	366	18	6	—	—	232	391	959	754	—	736	—	3,888
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,151	—	—	—	—	3,151
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	602	—	—	—	602
雑給	33	205	152	0	—	—	—	76	88	767	1,015	—	1,987	—	4,328
燃料費	—	414,276	—	3,674	5,151	—	—	—	—	—	—	—	—	—	423,103
石炭費	—	110,716	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	110,716
燃料油費	—	17,260	—	3,623	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,884
ガス費	—	284,856	—	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	284,907
助燃費及び蒸気料	—	956	—	—	5,151	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,108
運炭費及び運搬費	—	487	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	487
使用済燃料再処理等 拠出金費	—	—	2,691	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,691
使用済燃料再処理等 既発電費	—	—	2,691	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,691
廃棄物処理費	—	9,776	1,758	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,562
消耗品費	79	916	567	123	25	—	—	75	133	497	752	—	1,916	—	5,088
修繕費	9,909	37,954	14,919	2,056	969	—	—	17,419	8,723	72,963	—	—	5,685	—	170,602
水利使用料	2,626	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,626
補償費	147	481	64	0	—	—	—	197	6	131	20	—	15	—	1,063
賃借料	124	367	843	4	16	—	—	1,620	863	9,492	—	—	13,676	—	27,008
託送料	—	—	—	—	—	—	—	1,215	118	32	—	—	—	—	1,366
事業者間精算費	—	—	—	—	—	—	—	220	—	—	—	—	—	—	220
委託費	1,033	6,924	12,409	284	111	—	—	2,356	876	5,453	7,681	—	8,843	—	45,976
損害保険料	29	80	575	2	6	—	—	0	29	6	—	—	8	—	739
原子力損害賠償資金 補助法負担金	—	—	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13
原子力損害賠償資金 補助法一般負担金	—	—	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13
原賠・廃炉等 支援機構負担金	—	—	10,709	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,709
原賠・廃炉等 支援機構一般負担金	—	—	10,709	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,709
普及開発関係費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,124	—	2,342	—	5,467
養成費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,407	—	1,407
研究費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,297	—	6,297
諸費	698	559	1,189	21	22	—	—	779	378	1,759	4,786	—	6,546	—	16,741
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	441	—	—	—	441
諸税	2,328	5,652	4,144	401	165	—	—	6,550	3,658	10,132	378	4	1,907	—	35,326
固定資産税	2,313	5,512	3,867	401	165	—	—	6,515	3,587	10,126	—	4	1,242	—	33,739
雑税	14	139	277	0	0	—	—	34	70	5	378	—	665	—	1,587

区 分	水 力 発 電 費 (百万円)	汽 力 発 電 費 (百万円)	原子力 発 電 費 (百万円)	内 燃 力 発 電 費 (百万円)	新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 費 (百万円)	地 帯 間 購 入 電 力 料 (百万円)	他 社 購 入 電 力 料 (百万円)	送 電 費 (百万円)	変 電 費 (百万円)	配 電 費 (百万円)	販 売 費 (百万円)	貸 付 設 備 費 (百万円)	一 般 管 理 費 (百万円)	そ の 他 (百万円)	合 計 (百万円)
減価償却費	10,799	42,116	26,033	1,200	1,144	—	—	40,615	21,505	34,893	—	—	19,331	—	197,639
普通償却費	10,799	42,116	26,033	1,200	1,144	—	—	40,615	21,487	34,893	—	—	19,331	—	197,621
特別償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	17	—	—	—	—	—	17
固定資産除却費	1,935	6,905	2,086	252	40	—	—	5,547	6,188	5,824	—	—	1,920	—	30,702
除却損	594	2,267	1,576	48	15	—	—	1,426	3,737	1,095	—	—	967	—	11,729
除却費用	1,341	4,637	509	204	25	—	—	4,120	2,451	4,729	—	—	953	—	18,972
原子力発電施設 解体費	—	—	7,664	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,664
共有設備費等分担額	390	1	—	—	7	—	—	29	—	1	—	—	—	—	429
共有設備費等分担額 (貸方)	—	—	△20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△20
地帯間購入電源費	—	—	—	—	—	61,867	—	—	—	—	—	—	—	—	61,867
地帯間購入送電費	—	—	—	—	—	53	—	—	—	—	—	—	—	—	53
他社購入電源費	—	—	—	—	—	—	509,960	—	—	—	—	—	—	—	509,960
新エネルギー等 電源費	—	—	—	—	—	—	234,455	—	—	—	—	—	—	—	234,455
その他の電源費	—	—	—	—	—	—	275,504	—	—	—	—	—	—	—	275,504
非化石証書購入費	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	0
建設分関連連費 振替額(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△162	—	△162
附帯事業営業費用 分担関連連費振替額 (貸方)	—	△0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△53	—	△53
接続供給託送料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,584	1,584
原子力廃止関連仮勘定 償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26	26
再エネ特措法納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	166,116	166,116
使用済燃料再処理等既 発電費支払契約 締結分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,651	2,651
電源開発促進税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29,362	29,362
事業税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,182	17,182
電力費振替勘定 (貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△153	△153
合 計	35,343	534,700	96,101	8,527	7,978	61,920	509,960	82,786	53,319	173,087	43,804	4	127,258	216,770	1,951,564

(注) 1 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額23,084百万円が含まれている。

2 「貸倒損」には、貸倒引当金の繰入額154百万円が含まれている。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	海外投資等損失準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	251,441	26,657	62,860	11	275,664	338,535
当期変動額						
剰余金の配当					△19,961	△19,961
海外投資等損失準備金の取崩し				△2	2	—
当期純利益					41,820	41,820
自己株式の取得						
自己株式の処分					△99	△99
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	△2	21,762	21,760
当期末残高	251,441	26,657	62,860	8	297,426	360,295

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△7,402	609,232	5,619	△1,883	3,735	879	613,847
当期変動額							
剰余金の配当		△19,961					△19,961
海外投資等損失準備金の取崩し		—					—
当期純利益		41,820					41,820
自己株式の取得	△37	△37					△37
自己株式の処分	256	157					157
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			330	611	941	77	1,019
当期変動額合計	218	21,978	330	611	941	77	22,997
当期末残高	△7,184	631,210	5,949	△1,272	4,677	957	636,845

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
			海外投資等損失準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	251,441	26,657	62,860	8	297,426	360,295
当期変動額						
剰余金の配当					△19,966	△19,966
海外投資等損失準備金の取崩し				△2	2	—
当期純利益					40,320	40,320
自己株式の取得						
自己株式の処分					△117	△117
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	△2	20,238	20,236
当期末残高	251,441	26,657	62,860	6	317,665	380,532

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△7,184	631,210	5,949	△1,272	4,677	957	636,845
当期変動額							
剰余金の配当		△19,966					△19,966
海外投資等損失準備金の取崩し		—					—
当期純利益		40,320					40,320
自己株式の取得	△33	△33					△33
自己株式の処分	347	229					229
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△3,637	363	△3,273	56	△3,217
当期変動額合計	313	20,550	△3,637	363	△3,273	56	17,332
当期末残高	△6,870	651,760	2,312	△908	1,403	1,013	654,178

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法

#### (2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

#### (3) その他有価証券

##### ① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)

##### ② 時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

### 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

燃料及び一般貯蔵品については、総平均法(一部は、移動平均法)による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっている。

なお、特殊品については、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっている。

### 4 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法を採用し、その耐用年数は法人税法に定めるものを基準としている。

なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載している。また、無形固定資産のうち自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。

### 5 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。



(3) 災害復旧費用引当金

東日本大震災及び新潟・福島豪雨により被害を受けた資産の復旧に要する費用及び損失に充てるため、当事業年度末における見積額を計上している。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 長期借入金の利息支払額の一部

② ヘッジ手段 燃料価格に関するスワップ

ヘッジ対象 燃料購入に係る予定取引の一部

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、通常業務から発生する債務を対象とし、金利変動及び燃料価格変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性評価を省略している。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止し、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けた特定原子力発電施設については、廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

(2) 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等により原子炉を廃止する場合の会計処理方法については、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る）の帳簿価額を含む）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く）及び原子力廃止関連費用相当額（当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費（使用済燃料再処理等既発電費を除く）及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額）は、経済産業大臣の承認に係る申請書の提出により、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上している。

なお、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、承認を受けた日以降、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第6条の規定により、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

### (3) 退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結財務諸表における会計処理方法と異なっている。

### (4) 使用済燃料の再処理等の実施に要する抛出品の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という）に基づき、運転に伴い発生する使用済燃料の量に対応した金額を、抛出品として使用済燃料再処理機構（以下「機構」という）に納付し、使用済燃料再処理等抛出品費として計上している。なお、機構に納付する抛出品には、改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る抛出品が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定として計上している。当該抛出品の納付に伴い、原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が当該抛出品に係る使用済燃料の再処理等を実施することとなる。

また、2005年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未償却残高（当事業年度2,691百万円）については、2019年度までの間、各事業年度均等額を「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、使用済燃料に係る抛出品として機構に納付し、使用済燃料再処理等抛出品費として計上することとしている。

### (5) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

#### (会計方針の変更)

(特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法の変更)

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり、定額法による費用計上方法によっていたが、2018年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたため、同施行日以降は、見込運転期間にわたり、定額法による費用計上方法に変更している。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止し、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けた特定原子力発電施設については、廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

この結果、従来の方と比べて、当事業年度の営業利益、当期経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ1,758百万円減少している。また、当事業年度末の原子力発電設備及び資産除去債務は、それぞれ31,195百万円増加している。

なお、従来の方と比べて、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、それぞれ2.54円減少し、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、2.40円減少している。

#### (表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更している。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」に表示していた50,238百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」として組み替えている。

(追加情報)

1 原子力特定資産及び原子力廃止関連仮勘定

当社は、2018年10月25日開催の取締役会において、女川原子力発電所1号機の廃止を決定し、同日、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)第28条の2第2項及び第28条の3第2項に基づき、経済産業大臣に原子力特定資産承認申請書及び原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同年11月28日に承認された。

これに伴い、当該原子炉に係る原子力特定資産(運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質(原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう)によって汚染されたもの及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産をいい、建設仮勘定に計上された固定資産(原子炉の運転を廃止した後に竣工するものに限る)を含み、資産除去債務相当資産を除く)の帳簿価額(以下「原子力特定資産簿価」という)4,180百万円を引き続き原子力発電設備に計上している。

また、原子力廃止関連仮勘定簿価(運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額(原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産(原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る)の帳簿価額を含む)及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額(処分見込額を除く))9,213百万円及び原子力廃止関連費用相当額(当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費(使用済燃料再処理等既発電費を除く)及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額)15,327百万円を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上している。

なお、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、承認を受けた日以降、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」(平成29年経済産業省令第77号)附則第6条の規定により、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

2 総見積額及び要引当額積立期間延長の承認について

当社は、2018年10月25日開催の取締役会において、女川原子力発電所1号機の廃止を決定し、同日、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」第5条第1項に基づき、経済産業大臣に総見積額承認申請書を提出し、同年11月28日に承認された。

同承認を受け、同年11月28日、同省令第5条第3項に基づき、経済産業大臣に要引当額積立期間延長承認申請書を提出し、同年12月14日に承認された。

これに伴い、承認を受けた総見積額から既引当額を控除した要引当額について、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

(貸借対照表関係)

1 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額(累計)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
電気事業固定資産	261,774百万円	276,892百万円
水力発電設備	26,966百万円	27,476百万円
汽力発電設備	9,041百万円	8,949百万円
原子力発電設備	962百万円	962百万円
内燃力発電設備	79百万円	79百万円
新エネルギー等発電設備	5,404百万円	5,403百万円
送電設備	120,725百万円	130,053百万円
変電設備	56,969百万円	59,364百万円
配電設備	30,729百万円	31,309百万円
業務設備	10,894百万円	13,292百万円
附帯事業固定資産	201百万円	201百万円
事業外固定資産	2,707百万円	1,075百万円
計	264,683百万円	278,169百万円

2 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
ガス供給事業		
専用固定資産	1,497百万円	2,547百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	42百万円	321百万円
計	1,539百万円	2,868百万円
熱供給事業		
専用固定資産	116百万円	104百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	2百万円	1百万円
計	119百万円	105百万円

3 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産は、社債及び㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

(1年以内に償還・返済すべき金額を含む。)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
社債	930,000百万円	910,000百万円
㈱日本政策投資銀行借入金	361,592百万円	330,640百万円
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	100,000百万円	50,000百万円

(2) 当社が出資する会社の借入金の担保に供している。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
長期投資	254百万円	254百万円

4 1年以内に期限到来の固定負債の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
社債	120,121百万円	95,000百万円
長期借入金	231,434百万円	208,946百万円
長期未払債務	1,395百万円	1,326百万円
リース債務	2,391百万円	2,174百万円
雑固定負債	9,205百万円	8,022百万円
計	364,547百万円	315,469百万円

5 未払税金の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法人税及び住民税	4,326百万円	602百万円
事業税	8,760百万円	9,078百万円
消費税等	8,904百万円	1,154百万円
電源開発促進税	2,686百万円	2,550百万円
その他	290百万円	337百万円
計	24,968百万円	13,724百万円

6 偶発債務

(1) 社債、借入金に対する保証債務

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
日本原燃㈱	63,547百万円	59,517百万円
日本原子力発電㈱	6,760百万円	6,760百万円
エムティーファルコン ホールディングス	3,844百万円	3,527百万円
スプリーム・エナジー・ランタ ウ・デダップ	64百万円	1,433百万円
ソーラーパワー久慈㈱	287百万円	261百万円
ソーラーパワー久慈枝成沢㈱	243百万円	220百万円
ソーラーパワー白石㈱	230百万円	210百万円
ソーラーパワー鱒ヶ沢㈱	69百万円	63百万円
従業員（財形住宅融資）	28百万円	15百万円
計	75,076百万円	72,008百万円

(2) 取引の履行等に対する保証債務

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
サルティエジョ発電会社	160百万円	167百万円
リオブラボⅡ発電会社	214百万円	223百万円
リオブラボⅢ発電会社	390百万円	450百万円
リオブラボⅣ発電会社	675百万円	519百万円
アルタミラⅡ発電会社	552百万円	556百万円
Diamond LNG Shipping 3 Pte.Ltd.	1,618百万円	1,387百万円
スプリーム・エナジー・ランタ ウ・デダップ	102百万円	86百万円
計	3,714百万円	3,392百万円

(3) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については、下記金融機関との間に金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務の履行引受契約を締結し、債務の履行を委任した。しかし、社債権者に対する当社の社債償還義務は社債償還完了時まで存続する。

		前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
[銘柄]	[債務の履行引受金融機関]		
第441回社債	㈱みずほ銀行	20,000百万円	20,000百万円
第443回社債	㈱みずほ銀行	20,000百万円	—
第445回社債	㈱みずほ銀行	30,000百万円	—
第448回社債	㈱三井住友銀行	30,000百万円	30,000百万円
	計	100,000百万円	50,000百万円

7 貸出コミットメント契約

当社は、連結子会社1社と極度貸付契約を締結し、貸付極度額を設定している。この契約に基づく事業年度末の貸出未実行残高は次のとおりである。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
貸付極度額の総額	30,000百万円	30,000百万円
貸出実行残高	17,370百万円	19,061百万円
差引額	12,630百万円	10,939百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社に対する事項

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
受取配当金	5,598百万円	6,285百万円

2 特別利益の内容

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

関係会社株式等の売却に伴い、5,522百万円を有価証券売却益として特別利益に計上している。

当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

東京電力福島第一原子力発電所における事故に起因する損害のうち、「原町火力発電所の復旧遅延による損害」について、東京電力ホールディングス株式会社との間に締結した合意書に基づく賠償額7,900百万円を受取損害賠償金として特別利益に計上している。

3 特別損失の内容

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

今後の電力需給見通しを踏まえ、2018年9月での廃止を決定した東日本大震災を受けた追加供給力対策として導入した緊急設置電源 (秋田火力発電所5号機・東新潟火力発電所5号機) 等について、投資の回収が困難であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、14,608百万円を減損損失として特別損失に計上している。

当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、2018年10月25日開催の取締役会において、女川原子力発電所1号機の廃止を決定した。

この決定に伴い、女川原子力発電所1号機シュラウド取替関連除却工事に係る治具の製作費用等について、他号機への転用の可能性を検討したものの、その見込みがないことから、2,145百万円を女川1号廃止関連損失として特別損失に計上している。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2018年3月31日)

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社株式	4,717	25,308	20,590
関連会社株式	—	—	—
合 計	4,717	25,308	20,590

当事業年度(2019年3月31日)

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社株式	4,717	24,231	19,513
関連会社株式	—	—	—
合 計	4,717	24,231	19,513

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区 分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式	83,648	86,140
関連会社株式	93,482	93,482

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めていない。



## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	33,778百万円	37,237百万円
資産除去債務	14,609百万円	23,726百万円
繰延収益	23,838百万円	22,092百万円
繰越欠損金	8,073百万円	2,122百万円
その他	85,896百万円	89,985百万円
繰延税金資産小計	166,196百万円	175,165百万円
評価性引当額	△28,566百万円	△29,198百万円
繰延税金資産合計	137,629百万円	145,966百万円
繰延税金負債		
資産除去債務相当資産	△7,995百万円	△17,172百万円
原子力廃止関連仮勘定	—	△6,827百万円
その他有価証券評価差額金	△2,045百万円	△1,465百万円
その他	△4百万円	△2百万円
繰延税金負債合計	△10,045百万円	△25,468百万円
繰延税金資産の純額	127,583百万円	120,498百万円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	—	27.85%
(調整)		
評価性引当額	—	1.18%
交際費等永久に損金に 算入されない項目	—	0.32%
受取配当益金不算入	—	△3.10%
税額控除	—	△1.39%
その他	—	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	—	24.88%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略している。

## (重要な後発事象)

(会社分割による一般送配電事業の分割準備会社への承継に係る吸収分割契約の締結)

当社は、2018年9月に公表したとおり、2020年4月に予定されている送配電部門の法的分離に伴う一般送配電事業の分社化に向けた検討を行っており、2019年4月25日の取締役会決議により、2020年4月1日(予定)を目途に、当社が営む一般送配電事業及び離島における発電事業等を、会社分割の方法によって分割準備会社である「東北電力ネットワーク株式会社」(以下、「承継会社」という)に承継させることとし、2019年4月25日、承継会社との間で吸収分割契約を締結した(以下、この会社分割を「本件吸収分割」という)。

本件吸収分割の効力発生については、関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可等が得られることが前提条件となる。

### ① 本件吸収分割の背景・目的

東北電力グループを取り巻く環境は、2016年4月の電力小売全面自由化以降、地域や業種を超えた競争が進展するとともに、電力市場の整備や再生可能エネルギーの導入拡大、デジタルイノベーションの加速など、大きく変化している。

激変する事業環境の中においても、東北電力グループが電力の安定供給などの公益的使命を果たしながら、地域とともに持続的に成長していくため、2017年1月に策定した「東北電力グループ中期経営方針(2017～2020年度)」に基づき、財務基盤の強化や収益拡大に向けた取り組みを進めている。

こうしたなか、2020年4月に予定されている送配電部門の法的分離に対応し、東北電力グループのさらなる企業価値向上に向けた組織体制を構築するため、当社は、2020年4月を目途に、一般送配電事業等を分社化し、発電事業及び小売電気事業等を運営する「事業持株会社(東北電力株式会社)」のもとに、100%子会社である「送配電会社(東北電力ネットワーク株式会社)」を配置する体制へ移行する。

事業持株会社(東北電力株式会社)は、グループ全体の経営戦略の策定や経営資源の最適配分等を行うとともに、発電部門・販売部門の連携により総合力を発揮することで、低廉で高品質な総合エネルギーサービスをお客さまに提供し、競争力の強化とさらなる収益性の向上を目指していく。

送配電会社(東北電力ネットワーク株式会社)は、安全確保を最優先に、東北6県及び新潟県における電力の安定供給を果たし、中立性・公平性のより一層の確保と的確かつ質の高いサービス提供に努め、引き続き、地域社会との共栄・お客さまからの信頼の向上を目指していく。

当社は、このような組織体制の構築を通じて、機動的な意思決定のもと、各事業の自律性向上と価値創造力の強化を図るとともに、グループシナジーの発揮によるグループ全体の企業価値向上に努め、東北電力グループスローガン「より、そう、ちから。」のもと、お客さま、地域社会、そして株主のみなさまの期待に応えていく。

### ② 本件吸収分割の要旨

#### a. 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会(当社)	2019年4月25日
吸収分割契約承認取締役決定(承継会社)	2019年4月25日
吸収分割契約締結	2019年4月25日
吸収分割契約承認時株主総会(当社)	2019年6月26日
吸収分割契約承認臨時株主総会(承継会社)	2019年6月26日
吸収分割効力発生日	2020年4月1日(予定)

#### b. 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である東北電力ネットワーク株式会社(分割準備会社)を承継会社とする吸収分割である。

#### c. 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社である東北電力ネットワーク株式会社は、普通株式3,548万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付する。

- d. 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い  
 当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しているが、当該新株予約権及び新株予約権付社債に基づく義務を東北電力ネットワーク株式会社へ移転又は承継しない。
- e. 本件吸収分割により増減する資本金  
 当社の資本金に変更はない。
- f. 承継会社が承継する権利義務  
 東北電力ネットワーク株式会社は、当社との間で締結した2019年4月25日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。  
 なお、本件吸収分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。  
 また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社へ承継しない。
- g. 債務履行の見込み  
 当社及び承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務履行の見込みについては、問題ないと判断している。

### ③ 分割する事業部門の概要

- a. 分割する部門の事業内容  
 一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業
- b. 分割する部門の経営成績（2019年3月期）

分割対象事業の売上高（a）	当社単体の売上高（b）	比率（a／b）
189,541百万円	2,025,559百万円	9.4%

（注）外部売上高を記載している。

- c. 分割する資産、負債の項目及び金額（2019年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	1,844,164百万円	固定負債	69,934百万円
流動資産	189,971百万円	流動負債	297,670百万円
合計	2,034,136百万円	合計	367,605百万円

（注）上記の金額は、2019年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となる。

### ④ 本件吸収分割後の状況（2020年4月1日現在（予定））

	分割会社	承継会社
a. 商号	東北電力株式会社	東北電力ネットワーク株式会社
b. 所在地	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
c. 代表者の役職・氏名	取締役社長 社長執行役員 原田 宏哉	未定
d. 事業内容	電気事業 等	一般送配電事業、 離島における発電事業 等
e. 資本金	251,441百万円	24,000百万円
f. 決算期	3月31日	3月31日

### ⑤ 今後の見通し

承継会社は当社の100%子会社であるため、本件吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微である。  
 なお、本件吸収分割により、当社の収入及び費用は発電事業、小売電気事業等に係るものを中心とする予定である。

## ④ 【附属明細表】

## 【固定資産期中増減明細表】

(自 2018年 4月 1日  
至 2019年 3月 31日)

区 分	期首残高(百万円)				期中増減額(百万円)						期末残高(百万円)				期末残高のうち土地の帳簿原価(再掲) (百万円)	摘要
	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	差引帳簿価額	帳簿原価増加額	工事費負担金等増加額	減価償却累計額増加額	帳簿原価減少額	工事費負担金等減少額	減価償却累計額減少額	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	差引帳簿価額		
電気事業 固定資産	8,823,638	261,774	6,044,376	2,517,487	237,646	16,813	197,930	(50) 148,088	1,696	121,000	8,913,196	276,892	6,121,305	2,514,998	196,659	(注) 1
水力発電設備	586,651	26,966	395,351	164,332	12,901	530	10,844	4,868	20	3,921	594,684	27,476	402,274	164,933	4,033	
汽力発電設備	1,751,755	9,041	1,397,592	345,121	24,349	—	42,198	32,705	92	30,490	1,743,399	8,949	1,409,300	325,150	33,988	
原子力 発電設備	1,426,335	962	1,185,101	240,271	67,013	—	26,033	(50) 19,818	—	11,590	1,473,531	962	1,199,544	273,024	13,688	(注) 1 (注) 2 (注) 3
内燃力 発電設備	67,010	79	53,187	13,742	1,989	—	1,200	32,388	—	26,765	36,610	79	27,621	8,908	827	
新エネルギー 等発電設備	65,669	5,404	48,705	11,559	684	—	1,144	414	0	397	65,940	5,403	49,453	11,083	1,926	
送電設備	1,917,592	120,725	1,153,461	643,405	29,873	9,916	40,685	7,538	589	5,512	1,939,926	130,053	1,188,634	621,239	49,524	
変電設備	949,689	56,969	630,108	262,612	32,346	2,679	21,531	20,647	283	16,343	961,388	59,364	635,296	266,727	56,783	
配電設備	1,681,960	30,729	939,160	712,070	39,320	927	34,908	11,836	347	9,724	1,709,444	31,309	964,344	713,791	320	
業務設備	376,472	10,894	241,707	123,870	29,167	2,759	19,383	17,871	361	16,253	387,768	13,292	244,837	129,638	35,065	
貸付設備	501	—	—	501	—	—	—	—	—	—	501	—	—	501	501	
附帯事業 固定資産	7,772	201	5,956	1,614	1,424	—	385	1,306	—	1,304	7,890	201	5,037	2,651	43	
事業外固定資産	21,285	2,707	13,833	4,744	4,876	123	3,218	(588) 12,625	1,755	10,120	13,536	1,075	6,931	5,529	3,258	(注) 1
固定資産仮勘定	311,921	—	—	311,921	344,113	—	—	272,797	—	—	383,237	—	—	383,237	—	
建設仮勘定	299,662	—	—	299,662	299,382	—	—	261,615	—	—	337,429	—	—	337,429	—	
除却仮勘定	2,725	—	—	2,725	15,423	—	—	11,155	—	—	6,992	—	—	6,992	—	
原子力廃止 関連仮勘定	—	—	—	—	24,540	—	—	26	—	—	24,514	—	—	24,514	—	
使用済燃料 再処理関連 加工仮勘定	9,533	—	—	9,533	4,766	—	—	—	—	—	14,300	—	—	14,300	—	
区 分	期首残高(百万円)				期中増減額(百万円)						期末残高(百万円)				摘 要	
					増加額			減少額								
核燃料	159,977				9,765			4,661			165,081					
装荷核燃料	34,729				—			4,138			30,591					
加工中等 核燃料	125,248				9,765			522			134,490					
長期前払費用	10,222				1,350			3,186			8,386					

(注) 1 帳簿原価減少額欄の( )内数値は、減損損失計上額の内書きである。

2 原子力発電設備の期末残高のうち特定原子力発電施設に係る資産除去債務相当資産の帳簿原価及び差引帳簿価額(再掲) : 61,660百万円。

3 原子力発電設備の「期末残高」の「差引帳簿価額」には、原子力特定資産3,730百万円が含まれている。

【固定資産期中増減明細表(無形固定資産再掲)】

(自 2018年4月1日

至 2019年3月31日)

無形固定資産の種類	取得価額(百万円)			減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	摘 要
	期首残高	期中増加額	期中減少額			
ダム使用权	19,047	—	—	8,688	10,358	
水利権	67	—	—	56	10	
電気ガス供給施設 利用権	976	7	—	250	734	
水道施設利用権	57	—	28	21	8	
電気通信施設 利用権	1	—	—	1	0	
電話加入権	198	—	—	—	198	
下水道施設分担金	19	—	—	11	8	
地役権	183,184	999	( 10 ) 298	88,389	( 95,492 ) 95,495	(注) 1、2
借地権	2,529	25	( 0 ) 11	—	2,543	(注) 1
共同溝負担金	3,729	38	131	2,490	1,147	
ソフトウェア	46,206	11,067	3,969	22,860	30,442	
排出クレジット	8	1	—	—	9	
商標権	—	7	—	0	7	
合 計	256,026	12,148	4,439	122,771	140,964	

(注) 1 「取得価額」の「期中減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額である。

2 「期末残高」欄の( )内は内書きで、減価償却対象分の残高である。

## 【減価償却費等明細表】

(自 2018年 4月 1日

至 2019年 3月 31日)

区 分	期末取得価額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	償却累計額 (百万円)	期末帳簿価額 (百万円)	償却累計率 (%)
電気事業固定資産					
有形固定資産					
建物	513,986	9,495	413,367	100,618	80.4
水力発電設備	31,491	712	22,649	8,841	71.9
汽力発電設備	117,935	2,371	97,409	20,525	82.6
原子力発電設備	165,378	2,499	143,842	21,536	87.0
内燃力発電設備	6,082	166	4,209	1,873	69.2
新エネルギー等発電設備	9,021	128	7,500	1,520	83.1
送電設備	3,548	144	1,649	1,898	46.5
変電設備	78,296	1,646	57,514	20,782	73.5
配電設備	10	0	9	1	85.4
業務設備	102,220	1,824	78,582	23,637	76.9
構築物	3,489,207	69,418	2,277,599	1,211,607	65.3
水力発電設備	239,655	3,105	163,647	76,008	68.3
汽力発電設備	213,996	3,679	155,401	58,594	72.6
原子力発電設備	146,647	3,573	84,677	61,970	57.7
新エネルギー等発電設備	11,449	167	8,745	2,704	76.4
送電設備	1,507,013	31,111	1,048,584	458,429	69.6
配電設備	1,353,971	27,572	800,888	553,083	59.2
業務設備	16,473	208	15,655	817	95.0
機械装置	4,054,731	96,065	3,265,679	789,051	80.5
水力発電設備	271,270	6,494	205,887	65,382	75.9
汽力発電設備	1,363,797	35,830	1,152,174	211,622	84.5
原子力発電設備	1,065,134	17,978	958,385	106,749	90.0
内燃力発電設備	29,440	1,005	23,316	6,124	79.2
新エネルギー等発電設備	37,461	831	32,954	4,507	88.0
送電設備	60,800	1,750	45,879	14,920	75.5
変電設備	763,943	19,415	573,623	190,320	75.1
配電設備	298,028	3,584	151,040	146,988	50.7
業務設備	164,854	9,175	122,418	42,435	74.3
備品	37,605	1,893	31,746	5,858	84.4
水力発電設備	1,170	51	1,015	155	86.8
汽力発電設備	4,096	116	3,849	246	94.0
原子力発電設備	13,116	713	9,964	3,151	76.0
内燃力発電設備	75	2	68	6	91.4
新エネルギー等発電設備	269	16	249	20	92.6
送電設備	2,826	350	2,236	590	79.1
変電設備	4,201	219	3,602	599	85.7
配電設備	3,404	122	2,955	449	86.8
業務設備	8,443	300	7,803	640	92.4
リース資産	25,951	3,757	10,236	15,715	39.4
水力発電設備	360	28	131	229	36.5
汽力発電設備	83	13	58	25	69.8
原子力発電設備	6,156	1,183	2,412	3,743	39.2
新エネルギー等発電設備	3	0	0	2	10.7
送電設備	232	30	69	163	29.8
変電設備	705	105	307	398	43.6
配電設備	5,070	736	2,045	3,024	40.3
業務設備	13,338	1,658	5,210	8,128	39.1
有形固定資産計	8,121,481	180,629	5,998,630	2,122,851	73.9

区 分	期末取得価額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	償却累計額 (百万円)	期末帳簿価額 (百万円)	償却累計率 (%)
無形固定資産					
ダム使用权	19,047	361	8,688	10,358	45.6
水利権	67	3	56	10	84.3
電気ガス供給施設利用権	984	65	250	734	25.4
水道施設利用権	24	1	16	8	66.7
電気通信施設利用権	1	0	1	—	100.0
下水道施設分担金	19	1	11	8	58.9
地役権	183,765	6,978	88,299	95,465	48.1
共同溝負担金	3,614	206	2,490	1,124	68.9
ソフトウェア	53,302	9,389	22,860	30,442	42.9
商標権	7	0	0	7	2.5
無形固定資産計	260,834	17,009	122,675	138,159	47.0
電気事業固定資産合計	8,382,316	197,639	6,121,305	2,261,010	73.0
附帯事業固定資産	7,645	415	5,037	2,608	65.9
事業外固定資産	9,324	20	6,931	2,392	74.3

(注) 固定資産の期末帳簿価額には土地、電話加入権等の非償却資産は含まれていない。

【長期投資及び短期投資明細表】

(2019年3月31日)

		銘 柄	株式数 (株)	取得価額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	摘 要
		長期 投資	株式	(その他有価証券)		
日本原燃株	3,467,025			34,670	34,670	
日本原子力発電株	733,992			7,339	7,339	
東日本旅客鉄道株	419,700			2,999	4,482	
株第四北越フィナンシャルグループ	852,392			1,609	2,663	
株七十七銀行	1,695,775			4,081	2,623	
エナジー・アジア・ホールディングス・ リミテッド	3,602			5,070	2,152	
株東邦銀行	4,658,090			1,953	1,378	
株三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,112,830			256	1,162	
JXTGホールディングス株	2,264,120			460	1,146	
株インテリジェント・コスモス研究機構	20,600			1,026	1,026	
その他 114銘柄	12,388,586			11,972	8,787	
計	28,616,712			71,439	67,433	
長期 投資	社債・ 公社債 ・国債 及び 地方債	銘 柄	額面総額 (百万円)	取得価額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	摘 要
		(満期保有目的の債券)				
		地方債	126	126	126	
計	126	126	126			
長期 投資	諸有価 証券	種 類 及 び 銘 柄	取得価額又は 出資総額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	摘 要	
		(その他有価証券)				
		出資証券	1,174	1,174		
		その他	26	16		
計	1,201	1,190				
長期 投資	その他 の長期 投資	種 類	金 額 (百万円)	摘 要		
		出資金	444	再処理役務前払金未精算分 5,698百万円ほか		
		長期貸付金	72			
		その他	14,595			
		計	15,112			
合 計	83,863					



【引当金明細表】

(自 2018年4月1日  
至 2019年3月31日)

区 分	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額(百万円)		期末残高 (百万円)	摘 要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	283	154	43	0	394	「期中減少額－その他」は洗替計算による差額の取崩しである。
退職給付引当金	121,288	23,311	10,891		133,708	
災害復旧費用引当金	5,123	—	51	—	5,072	
濁水準備引当金	1,100	—	1,100	—	—	

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) 【その他】

該当事項なし。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の 買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、仙台市において発行する河北新報に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 <a href="http://www.tohoku-epco.co.jp/">http://www.tohoku-epco.co.jp/</a>
株主に対する特典	なし

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はない。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- |                                   |  |   |
|-----------------------------------|--|---|
| (1) 有価証券報告書<br>及びその添付書類<br>並びに確認書 | ( 事業年度 自 2017年4月1日<br>(第94期) 至 2018年3月31日 )  | 2018年6月27日<br>関東財務局長に提出。  |
| (2) 内部統制報告書                       | ( 事業年度 自 2017年4月1日<br>(第94期) 至 2018年3月31日 )  | 2018年6月27日<br>関東財務局長に提出。  |
| (3) 発行登録書(普通社債)<br>及びその添付書類       |  | 2018年9月25日<br>関東財務局長に提出。  |
| (4) 発行登録追補書類<br>及びその添付書類          |  | 2018年10月18日<br>2018年11月22日<br>2018年11月30日<br>2019年2月22日<br>2019年4月4日<br>2019年5月23日<br>2019年6月4日<br>東北財務局長に提出。 |
| (5) 四半期報告書<br>及び確認書               | ( 第95期第1四半期 自 2018年4月1日<br>至 2018年6月30日 )<br>( 第95期第2四半期 自 2018年7月1日<br>至 2018年9月30日 )<br>( 第95期第3四半期 自 2018年10月1日<br>至 2018年12月31日 )                        | 2018年8月2日<br>関東財務局長に提出。<br>2018年11月2日<br>関東財務局長に提出。<br>2019年2月7日<br>関東財務局長に提出。                                |
| (6) 臨時報告書                         | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権)の規定に基づく臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使結果)の規定に基づく臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号(吸収分割)の規定に基づく臨時報告書 | 2018年6月27日<br>関東財務局長に提出。<br>2018年7月3日<br>関東財務局長に提出。<br>2019年4月25日<br>関東財務局長に提出。                               |
| (7) 臨時報告書の<br>訂正報告書               | 2018年6月27日提出の臨時報告書の訂正報告書   | 2018年8月2日<br>関東財務局長に提出。   |
| (8) 訂正発行登録書                       |  | 2019年4月25日<br>関東財務局長に提出。  |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月26日

東北電力株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関 口 茂 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 森 夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 有 倉 大 輔 印

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東北電力株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東北電力株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東北電力株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、東北電力株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

# 独立監査人の監査報告書

2019年6月26日

東北電力株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	茂	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐	藤	森	夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有	倉	大	輔	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東北電力株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東北電力株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

【注記事項】（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2020年4月に予定されている送配電部門の法的分離に伴う一般送配電事業の分社化に向けた検討を行っており、2019年4月25日の取締役会決議により、2020年4月1日（予定）を目途に、会社が営む一般送配電事業及び離島における発電事業等を、会社分割の方法によって分割準備会社である「東北電力ネットワーク株式会社」（以下、「承継会社」という）に承継させることとし、2019年4月25日、承継会社との間で吸収分割契約を締結した（以下、この会社分割を「本件吸収分割」という）。

本件吸収分割の効力発生については、関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可等が得られることが前提条件となる。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。



**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2019年6月26日

**【会社名】** 東北電力株式会社

**【英訳名】** Tohoku Electric Power Company, Incorporated

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 社長執行役員 原 田 宏 哉

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当なし

**【本店の所在の場所】** 仙台市青葉区本町一丁目7番1号

**【縦覧に供する場所】** 東北電力株式会社 青森支店  
(青森市港町二丁目12番19号)

東北電力株式会社 岩手支店  
(盛岡市紺屋町1番25号)

東北電力株式会社 秋田支店  
(秋田市山王五丁目15番6号)

東北電力株式会社 山形支店  
(山形市本町二丁目1番9号)

東北電力株式会社 福島支店  
(福島市栄町7番21号)

東北電力株式会社 新潟支店  
(新潟市中央区上大川前通五番町84番地)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長 社長執行役員 原田宏哉は、当社の第95期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2019年6月26日

**【会社名】** 東北電力株式会社

**【英訳名】** Tohoku Electric Power Company, Incorporated

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 社長執行役員 原 田 宏 哉

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当なし

**【本店の所在の場所】** 仙台市青葉区本町一丁目7番1号

**【縦覧に供する場所】** 東北電力株式会社 青森支店  
(青森市港町二丁目12番19号)  
東北電力株式会社 岩手支店  
(盛岡市紺屋町1番25号)  
東北電力株式会社 秋田支店  
(秋田市山王五丁目15番6号)  
東北電力株式会社 山形支店  
(山形市本町二丁目1番9号)  
東北電力株式会社 福島支店  
(福島市栄町7番21号)  
東北電力株式会社 新潟支店  
(新潟市中央区上大川前通五番町84番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社取締役社長 社長執行役員 原田宏哉は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

なお、連結子会社46社及び持分法適用関連会社5社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の合計金額の2/3を超えている当社1社を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、電気事業営業収益、売掛金、たな卸資産及び電気事業固定資産等に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

該当事項なし。

## 5 【特記事項】

該当事項なし。